

案

平成28年修正

千代田区地域防災計画

風水害対策編

千代田区防災会議

目 次

風水害対策編

第1部 風水害対策の方針

第1章 風水害対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－1

第2章 風水害対策の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－2

第1節 洪水被害の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－2

第2節 洪水被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－2

第2部 風水害予防対策計画

第1章 風水害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－1

第1節 水防施設対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－1

(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所)

第2節 高潮対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－7

(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所)

第3節 崖崩れ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－8

(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)

第4節 土砂災害に関するソフト対策・・・・・・・・・・ 2－9

(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都)

第5節 浸水対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－10

(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都)

第2章 都市施設対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－13

第1節 通信施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－13

(NTT東日本)

第2節 ライフライン施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－15

(東京電力、東京ガス、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所)

第3節 道路及び鉄道・地下鉄施設・・・・・・・・・・ 2－18

(環境まちづくり部、第一建設事務所、東京都交通局、警察署、JR東日本、東京地下鉄、首都高速)

第4節 建造物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－20

(環境まちづくり部)

第3章 救援・救護体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－21

第1節 災害活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－21

(災害対策・危機管理課)

第2節 避難所・物資等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－21

(災害対策・危機管理課)

第3節 災害時要援護者対策・事前対策・・・・・・・・ 2－21

(災害対策・危機管理課、保健福祉部)

第4章 情報通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-22

第1節 防災センターの機能・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-22 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)

第5章 区民等の防災行動力の向上・・・・・・・・・・・・ 2-23

第1節 防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-23 (災害対策・危機管理課、子ども部)

第2節 地域防災組織の充実・強化・・・・・・・・・・・・ 2-25 (災害対策・危機管理課)

第6章 都市型水害へのソフト対策・・・・・・・・・・・・ 2-26

第1節 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-26 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)

第2節 広報、啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-26 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)

第3節 千代田区洪水避難地図(ハザードマップ)の作成と公表・・・・・・・・ 2-27 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)

第7章 ボランティア等との連携・協働・・・・・・・・・・・・ 2-28

第1節 ボランティア・NPO団体との連携・・・・・・・・ 2-28 (災害対策・危機管理課、保健福祉部、都)

第2節 ボランティアの受入れ体制・・・・・・・・・・・・ 2-28 (災害対策・危機管理課、保健福祉部)

第3節 ボランティアの育成・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-28 (災害対策・危機管理課、保健福祉部、環境まちづくり部)

第4節 災害時における東京都防災ボランティア等の活動・・・・・・・・ 2-28 (警察署、消防署、都)

第8章 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-29

(災害対策・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便)

第3部 事前行動計画(タイムライン)

第1章 事前行動計画(タイムライン)の概要	3-1
-----------------------	-----

第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン	3-5
---------------------------	-----

第1節 タイムラインの前提	3-5
---------------	-----

第2節 風水害に関するタイムライン	3-5
-------------------	-----

第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順	3-14
-------------------------	------

第1節 5日前(120時間前)に想定される活動の内容と手順	3-14
-------------------------------	------

第2節 4日前(96時間前)に想定される活動の内容と手順	3-15
------------------------------	------

第3節 3日前(72時間前)に想定される活動の内容と手順	3-17
------------------------------	------

第4節 2日前(48時間前)に想定される活動の内容と手順	3-19
------------------------------	------

第5節 1日前(24時間前)に想定される活動の内容と手順	3-22
------------------------------	------

第6節 半日前(12時間前)に想定される活動の内容と手順	3-27
------------------------------	------

第7節 台風の最接近時(4時間前)に想定される活動の内容と手順	3-32
---------------------------------	------

第4部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 風水害応急・復旧対策の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－1

第1節 区の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－1 (災害対策・危機管理課)

第2節 休日・夜間の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－1 (災害対策・危機管理課)

第3節 区災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－1 (全部局)

第4節 防災関係機関の活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－2 (災害対策・危機管理課、第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、N T T 東日本、東京ガス、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、宮内庁、日本郵便、東京国道事務所、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、皇宮警察)

第2章 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－3

第1節 情報連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－3 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、消防署、都、その他防災機関)

第2節 災害予警報の発表・伝達・・・・・・・・・・・・ 4－4 (災害対策・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、その他防災機関)

第3節 被害状況等の収集・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－4 (災害対策・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京地下鉄、首都高速、国、都)

第4節 災害時の広報・広聴・・・・・・・・・・・・ 4－5 (災害対策・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署、東京電力、N T T 東日本、東京ガス、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、都、その他防災機関)

第3章 相互応援協力・派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－9

第1節 相互応援協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－9 (災害対策・危機管理課)

第2節 公共的団体との協力・・・・・・・・・・・・ 4－9 (災害対策・危機管理課、日本郵便、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、その他防災機関)

第3節	自衛隊の災害派遣要請計画	4-9
	(災害対策・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署)	
第4節	公用負担	4-9
	(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)	
第4章	水防対策	4-10
第1節	水防情報	4-10
	(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関)	
第2節	水防機関の活動	4-20
	(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署)	
第5章	警備・交通規制	4-27
第1節	警備	4-27
	(警察署)	
第2節	道路交通規制	4-29
	(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、首都高速)	
第6章	緊急輸送	4-30
第1節	緊急輸送路ネットワークの整備	4-30
	(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都)	
第2節	緊急道路障害物除去等	4-30
	(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、首都高速、東京国道事務所、都)	
第3節	輸送車両等の確保	4-30
	(全部局、その他防災機関)	
第7章	救助・救急活動	4-31
第1節	消防署・警察署の活動態勢	4-31
	(消防署、警察署)	
第2節	区民・事業所等の活動態勢	4-32
	(災害対策・危機管理課)	

第8章 医療救護等対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－33

第1節 応急医療救護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－33
(災害対策・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会)

第2節 保健活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－33
(地域保健担当)

第3節 防疫・生活衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－33
(地域保健担当)

第4節 動物愛護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－33
(地域保健担当)

第9章 避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－34

第1節 避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－34
(災害対策・危機管理課、子ども部、環境まちづくり部、警察署、消防署、都)

第2節 広域避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－45
(災害対策・危機管理課、子ども部、環境まちづくり部、警察署、消防署、都)

第3節 避難所の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－46
(災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部)

第4節 災害時要援護者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－46
(災害対策・危機管理課、消防署)

第10章 災害時要援護者対策・災害時の対策・・・・・・・・・・・・ 4－47

第1節 災害時における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－47
(災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域保健担当、都)

第2節 腎透析患者・在宅難病患者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－47
(災害対策・危機管理課、地域保健担当)

第3節 妊産婦・乳幼児対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－47
(災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部)

第4節 消防ふれあいネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－47
(消防署)

第5節 社会福祉施設等の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－47
(消防署)

第6節 外国人対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－47
(災害対策・危機管理課、地域振興部、都)

第7節 避難	4-48
(災害対策・危機管理課、子ども部、環境まちづくり部、警察署、消防署、都)	
第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	4-49
第1節 応急給水	4-49
(災害対策・危機管理課、水道局中央支所)	
第2節 食料の配布	4-50
(災害対策・危機管理課、都、その他防災機関)	
第3節 生活必需品等の配布	4-50
(災害対策・危機管理課、都)	
第12章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去	4-51
第1節 ごみ処理計画	4-51
(環境まちづくり部)	
第2節 トイレの確保及びし尿処理	4-51
(環境まちづくり部、都)	
第3節 障害物の除去	4-52
(環境まちづくり部、第一建設事務所、警察署、都)	
第13章 遺体の取扱い	4-53
第1節 遺体の取扱いの流れ	4-53
(災害対策・危機管理課、地域振興部、警察署、都)	
第2節 遺体の捜索・収容等	4-53
(災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署、都)	
第3節 遺体の検視・検案等	4-53
(災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署、都)	
第4節 火葬	4-53
(災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署)	
第14章 ライフライン施設の応急・復旧措置	4-54
第1節 水道施設	4-54
(水道局中央支所)	
第2節 下水道施設	4-56
(下水道局中部下水道事務所)	

第3節	電気施設	4-57
	(東京電力)	
第4節	ガス施設	4-58
	(東京ガス)	
第5節	鉄道・地下鉄施設	4-59
	(東京都交通局、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道)	
第6節	通信施設	4-62
	(N T T 東日本)	
第7節	教育・福祉施設	4-62
	(子ども部、保健福祉部)	
第15章 公共土木施設の応急・復旧対策		4-63
第1節	河川及び内水排除施設	4-63
	(環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速)	
第2節	道路・橋梁施設	4-64
	(環境まちづくり部)	
第16章 応急生活対策		4-65
第1節	被災建築物応急危険度判定	4-65
	(環境まちづくり部)	
第2節	被災住宅(民間住宅)の応急修理基準	4-65
	(環境まちづくり部)	
第3節	応急仮設住宅の供給	4-65
	(環境まちづくり部)	
第4節	被災者の生活確保	4-65
	(災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域振興部、環境まちづくり部、消防署、都)	
第5節	応急教育	4-65
	(子ども部)	
第6節	応急保育	4-66
	(子ども部)	
第7節	学童クラブ	4-66
	(子ども部)	
第8節	中小企業への融資	4-66
	(地域振興部、都、その他防災機関)	

第9節	労働力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	4－66
	(政策経営部、国、その他防災機関)	
第10節	義援金品の配分・・・・・・・・・・・・・・・・	4－66
	(政策経営部、都、その他防災機関)	
第11節	り災証明・・・・・・・・・・・・・・・・	4－66
	(災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部、消防署)	
第17章	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・	4－67
第1節	災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・	4－67
	(災害対策・危機管理課)	
第2節	被災世帯の算定基準・・・・・・・・・・	4－67
	(災害対策・危機管理課)	
第3節	災害救助法の適用手続き・・・・・・・・	4－67
	(災害対策・危機管理課)	
第4節	非常災害対策基金の積立及び運用計画	4－67
	(災害対策・危機管理課、政策経営部)	
第18章	激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	4－68
第1節	激甚災害指定手続・・・・・・・・・・	4－68
	(災害対策・危機管理)	
第2節	激甚災害に関する調査報告・・・・・・・・	4－68
	(災害対策・危機管理課、都)	
第3節	激甚災害指定基準・・・・・・・・・・	4－68
	(災害対策・危機管理課)	
第4節	局地激甚災害指定基準・・・・・・・・	4－68
	(災害対策・危機管理課)	
第5節	特別財政援助額の交付手続等	4－78
	(災害対策・危機管理課、都)	

第5部 地下街等、要配慮者利用施設の名称 及び所在地

地下街等、要配慮者利用施設に該当する施設の基準…………… 5－1

1の(2)に該当する施設…………… 5－3

1の(3)に該当する施設…………… 5－4

1の(4)に該当する施設…………… 5－5

1の(5)に該当する施設…………… 5－6

2の1に該当する施設…………… 5－10

2の2に該当する施設…………… 5－11

2の3に該当する施設…………… 5－11

第 1 部 風水害対策の方針

第 1 部 風水害対策の方針

第 1 章 風水害対策の目的

本対策は、東京都が定めた風水害対策のうち、区と防災機関の風水害対策の推進を目的とした実施方針を定め、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2章 風水害対策の基本的考え方

第1節 洪水被害の種類

河川を流れる水を「外水」、降雨により市街地に貯まった水を「内水」という。洪水被害は、発生メカニズムの違いにより「外水氾濫」と「内水氾濫」の2つに分けられる。

(1) 外水氾濫

外水氾濫とは、川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等にかかる洪水のことをいう。外水氾濫の場合には、大量の高速氾濫流が一気に市街地に流入し短時間で住宅等の浸水被害が起こるため、人的な被害が起きる場合が多い。

(2) 内水氾濫

内水氾濫とは、市街地に降った雨が雨水処理能力を超える、あるいは河川の水位が上昇することで排水できないことにより水が溢れることで発生する洪水のことをいう。内水氾濫では、マンホールからの雨水逆流などの現象が見られる。

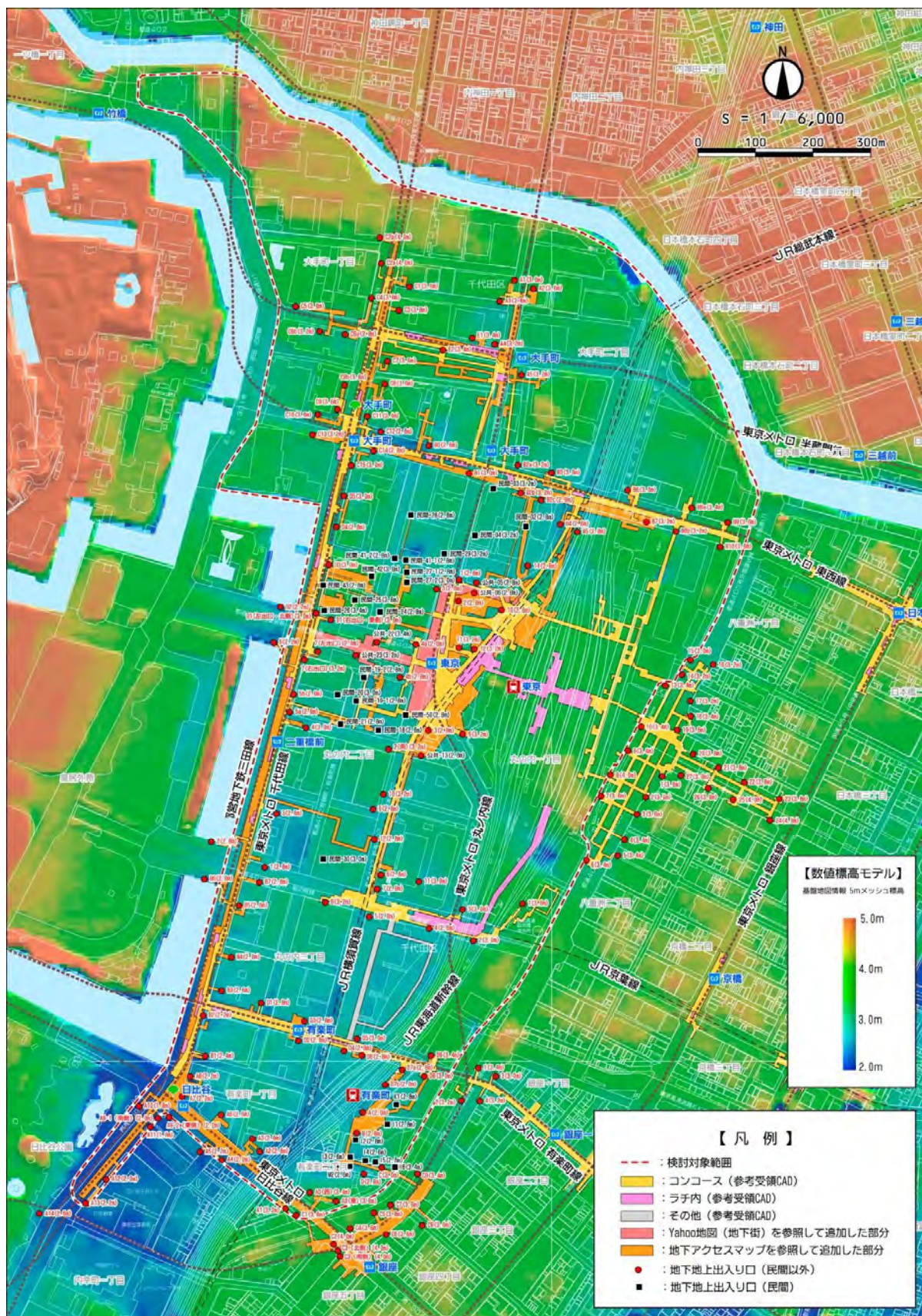
第2節 洪水被害対策の方針

1 本区における洪水被害の特徴

本区において外水氾濫が発生する可能性のある河川は荒川水系である。荒川流域で200年に1回程度発生が予想される大雨が降り、荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した浸水想定区域図によると、本区の一部地区で浸水被害の発生が予想されている。ただし、荒川からの外水氾濫については、本区において洪水被害が発生するまでに一定程度の時間がかかると考えられる。また、内水氾濫より発生頻度が小さい。

一方、内水氾濫については、神田川などの中小河川が近接していることに加え、近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることから、都市型水害が発生する可能性が高まっている。また、本区内には地下空間が多く存在することから、被害の拡大が懸念される。平成25年3月に区が作成した「大手町・丸の内・有楽町地区の震災・水害時の避難施設及び浸水想定区域に関する調査業務 報告書」によれば、地下空間への出入口部の標高値は低い箇所が多く、内水氾濫が発生した際の危険度が大きい。

これらより、発生頻度や被害規模の点から見て、内水氾濫についてより一層の警戒が求められる。本区における洪水被害対策としては、内水氾濫への対策を重点的に行うことが必要である。



出典：大手町・丸の内・有楽町地区の震災・水害時の避難施設
及び浸水想定区域に関する調査業務報告書（平成25年3月）
地下空間への出入口部の標高値

2 洪水被害への対応方針

(1) 情報の収集・分析及び情報の提供

国、都、防災関係機関等と緊密な連携をとり、情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて速やかに区民等に情報を提供する。

(2) 避難計画等

避難等が必要な状況にあると認められる場合、区長は気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令して区民等に立ち退き避難を求める。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった。このため、洪水被害の状況や時間（夜間等）の状況に応じて、屋内退避（堅牢な建物の上階へ移動（垂直避難））することも含めて、避難勧告等の発令を行う。

なお、事前避難を必要とする災害時要援護者については、洪水の被害が迫る前に、積極的に自主避難するよう指導する。

避難計画等の詳細については、風水害対策編 第4部第9章に示す。

第 2 部 風水害予防対策計画

第2部 風水害予防対策計画

第1章 風水害予防対策

河川施設改修等の水防施設対策や河川高潮防御施設の整備等の高潮対策、崖崩れ対策、浸水想定区域における避難体制の整備等を推進する。

第1節 水防施設対策（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所）

近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が多くなっている。また、地球温暖化やヒートアイランド現象等によるとみられる災害外力増大の傾向があり、気候変動への適応策や有効な洪水対策の必要性が指摘されている。

千代田区には、神田川、日本橋川の2河川があるが、近年、台風や集中豪雨等によって水位が上昇し、下水道より河川へ排水ができないため内水が氾濫する被害が過去何度か発生している。

（水害被害調書→資料集 資料編 資料第33）

（千代田区浸水履歴図→資料集 資料編 資料第34-1~4）

水害に対する安全を確保するため、河川の改修をはじめ、遊水池の設置や下水道の建設及び再構築工事等の対応策をすすめるとともに流域全体として、河川への雨水の流出を抑えていく方策を展開していく。

1 東京都豪雨対策基本方針

集中豪雨に対し対策を推進するため、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」が策定された。また、近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定が行われた。本方針の概要を以下に示す。

（1）基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

（2）対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

区内の設定状況は以下のとおり。

- ア 対策強化流域
神田川流域
- イ 対策強化地区

東京駅丸の内口

(3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

2 河川施設改修

千代田区管内の神田川及び日本橋川は、局地的集中豪雨の発生などにより河川流量が増大する傾向がある。また、両河川とも河積が狭く屈曲も多いため護岸の改修工事を実施しているが、まだ一部未改修箇所がある。なお、一部橋梁においては、河積を狭めている箇所も見られ、一層の改修促進が必要である。

(神田川、日本橋川流域護岸改修及び区内橋梁現況図→資料集 資料編 資料第35)

河川概況

河川名	種 別	総延長	区内延長	区 域	維持管理者	摘 要
神田川	一級河川	24.6km	3.5km	船河原橋～ 左衛門橋	千代田 区長	
日本橋川	〃	4.8km	2.8km	三崎橋～ 一石橋	〃	

(1) 事業計画

ア 神田川

神田川の護岸改修は、平成27年度末現在右岸（千代田区側）で、御茶の水橋上下流約1.2kmを残して完了している。

イ 日本橋川

日本橋川の護岸改修は、平成27年度末現在、護岸全延長8.6kmのうち約7.3km（改修率85%）を完了している。

(2) 注意を要する箇所

河川名	左右岸別	位 置	延 長	理 由	摘 要
日本橋川	左 岸	内神田2丁目（鎌倉橋下流） ～ 内神田1丁目（神田橋下流）	100m	護岸老朽	
		大手町2丁目（常磐橋）	15m	工事施工	
	右 岸	大手町2丁目 （鎌倉橋下流）～ 一ツ橋1丁目 （雉子橋下流）	460m	護岸老朽	
		大手町2丁目（鎌倉橋下流）	30m	工事施工 （UR 施行）	
		大手町2丁目（常磐橋）	15m	工事施工	
神田川	右 岸	神田駿河台4丁目 （聖橋上流）	100m	工事施工	

3 下水道の整備

(下水道幹線の計画図→資料集 資料編 資料第38)

(1) 整備状況

近年は、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や、大型台風、局所的集中豪雨の発生により、既に下水道が整備された地域でも、浸水被害が発生している。

都市における雨水の排除は下水道の基本的役割であり、下水道局では1時間50mmの降雨に対応できるよう幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。

しかし、これらの施設は完成すると確実な効果が得られるものの、事業効果が発現されるまでに長い年月と多くの費用を要する。

このため、従来の浸水対策事業に加え、「できるところから、できるだけの対策を行い、浸水被害を軽減させる」という整備方針で、緊急的な対応を図る雨水整備クイックプランや、将来計画している幹線などを先行整備し、一部貯留を行なうなどの浸水対策を推進している。

千代田区においては、既に下水道が普及されているが、浸水対策の一環として、半蔵濠幹線への一部貯留をはじめ、4施設で貯留を行なっている。

(2) 東京都下水道局「経営計画2013」における取り組み

多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築等に対応するため、都は「下水道構想2001」に基づく「経営計画2013」を策定し、取り組みを推進している。

区内における主な取り組みは、以下のとおり。

ア 1時間50mm降雨への対応

永田町を対策促進地区に指定

イ 大規模地下街での1時間75mm降雨への対応

東京駅丸の内口地区を地下街対策を実施する地区に指定

(3) 幹線管渠（下水道幹線の計画図→資料集 資料編 資料第38）

ア 低段幹線	三崎町 3-8 先から内神田 2-1 先まで
イ 飯田橋幹線	飯田橋 4-10 先から大手町 1-1 先まで
ウ 中段幹線	大手町 1-1 先から内幸町 1-1 先まで
エ 番町幹線	一番町 2 先から霞ヶ関 3-2 先まで
オ 丸の内幹線	丸の内 3-5 先から大手町 2-6 先まで
カ 錢瓶幹線	大手町 2-6 先から内幸町 2-2 先まで
キ 大手町幹線	大手町 2-6 先から大手町 1-1 先まで
ク 溜池幹線	永田町 2-15 先から霞ヶ関 3-2 先まで
ケ 不忍池幹線	外神田 6-10 先から外神田 6-13 先まで
コ 真島町幹線	外神田 5-3 先から外神田 1-1 先まで
サ 浅草幹線	和泉町 1-2 先から和泉町 2-1 先まで
シ 八重洲幹線	大手町 2-7 先から大手町 2-6 先まで
ス 馬喰町幹線	内神田 3-1 先から岩本町 1-12 先まで
セ 愛宕幹線	内幸町 2 丁目から港区へ
ソ 第二低段幹線	三崎町 3-8 先から内神田 2-1 先まで
タ 第二溜池幹線	紀尾井町から虎ノ門先まで（貯留管利用）、 虎ノ門先から中央区へ
チ 浅草橋幹線	外神田 6-1 先から外神田 4-11 先まで

第1章 風水害予防対策

- ツ 半蔵濠幹線 一番町2先から紀尾井町まで（貯留管利用）
 テ 日本橋川幹線 飯田橋2先から西神田3先まで（貯留管利用）
 ト 西神田幹線 三崎町3先から一ツ橋2先まで（貯留管利用）

(4) ポンプ所施設

区内には、汚水ポンプ所として銭瓶町ポンプ所と和泉町ポンプ所（下表参照）があり、それぞれ芝浦水再生センター、三河島水再生センターに送水して処理されている。

一方、降雨及び低地帯の氾濫防止のために、中央区内の桜橋ポンプ所、桜橋第二ポンプ所、汐留ポンプ所（雨水のみ）及び浜町ポンプ所（汚水、雨水）で雨水排除が行われている。また、停電時には、ディーゼル及びガスタービン発電機等により、ポンプ所機能を確保している。今後は、風水害時にもポンプ所が機能確保できるような冠水対策を推進する。

【区内汚水ポンプ所の諸元】

名 称		銭瓶町ポンプ所 (被遠制)				和泉町ポンプ所 (被遠制)	
所在地		大手町 2-6-2				神田和泉町 1	
ポ ン プ	口 径	900 mm		1,000 mm		300 mm	150 mm
	揚水量	80m ³ /分	102m ³ /分	126m ³ /分		11m ³ /分	2.5m ³ /分
	原動機	150 k W	420 k W	340 k W	420 k W	15 k W	5.5 k W
	台 数	1	2	1	2	2	2
排 水 能 力	汚 水	734,400m ³ /日				21,690m ³ /日	
	雨 水	—				—	
自家用 発電設備		3.15 k V 1,450 k VA ディーゼル駆動				200V 100 k VA ディーゼル駆動	

(5) 雨水貯留施設

- ア 日本橋川幹線暫定貯留施設 貯留量 9,000m³
 イ 第二溜池幹線・半蔵濠幹線暫定貯留施設 貯留量 71,000m³
 ウ 日比谷雨水調整池 貯留量 2,100m³
 エ 西神田幹線暫定貯留施設 貯留量 12,000m³

4 雨水の流出抑制対策

千代田区では、都市化の進行にともない、建物や道路舗装などの浸透能力の低い施設の拡大により、流域の保水及び遊水機能の低下で、台風や集中豪雨等による雨水が下水施設に集中し、下水の処理能力を超え道路冠水やビル等の地下室への流入など浸水被害が発生することがある。

このため、区では雨水の流出抑制対策として、河川の改修、下水道の整備等を国や都に要請するとともに、公園等区公共施設を利用した雨水の貯溜及び浸透施設の設置、歩道の保水・透水性舗装などによる雨水の地下浸透施設の設置等を行っている。

また、総合的な治水対策の一環として、平成6年11月に「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を策定し、公共施設及び民間施設（敷地面積 500 m²以上）に雨水流出抑制施設の設置を指導することにより、降雨による水害の軽減、防止を図っている。

さらに、平成9年度に策定した「千代田区都市計画マスタープラン」に基づき、道路や校庭など公共施設における透水性舗装、浸透ます等雨水流出抑制施設の整備、雨水利用の促進を積極的に進めている。今後は、小規模な民間施設や家庭においても整備を進めるために、雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置、駐車場等における透水性舗装や緑化などの取り組みを促進する。

4 内水排除

(1) 施設の現状

千代田区内の下水管渠は、昭和初期に埋設したものが多く、都市化の進展に伴う流出量の増大等に対応するため、幹線の建設や再構築工事を実施し流化能力の向上を図るなど、順次更新をすすめる。

(2) 強制排水

千代田区のうち特に三崎町、西神田地区は、低地のため河川への雨水の自然排水が困難なため、集中豪雨による浸水被害が発生し易い区域である。

このため、千代田区西神田3丁目10番地先の区有地に、西神田仮排水機場を設置し、強制排水による内水排除を行い、水害の発生防止につとめている。

5 気象情報、河川情報

千代田区内を流れる河川では、上流地域の著しい都市化の進展及び河川の改修等に伴う、遊水機能の低下と不浸透面積の拡大によって、河川への流入量の増加や流達時間の短縮等を招き、豪雨時に河川水位の急激な上昇が顕著である。

このような状況において、迅速かつ適切な水防活動を行うためには、広域的な情報と地域に密接な情報の正確かつ迅速な収集が不可欠である。

(1) 現況

ア 広域的情報

区は、広域的な情報としては、逐次、気象情報（気象庁発表情報、ウェザーニューズ）及び神田川上流区の降雨量・河川水位情報（杉並区・中野区提供）を収集している。

イ 地域に密着した情報

区は、地域に密着した情報としては、水防上必要な水位及び雨量情報として、水位計を日本橋川の雉子橋、新三崎橋、神田川の後楽橋の3地点、雨量計を本庁舎、外濠総合グラウンド、和泉橋出張所の3地点に設置し、常時監視態勢をとっている。

また東京都も神田川（飯田橋）に水位計を設置し、常時監視態勢をとっている。

6 地盤沈下防止対策

地盤沈下が進行すると、洪水時の浸水増大などの被害をもたらすため、地盤沈下の防止が必要である。現在、都内での地盤沈下は沈静化の傾向にあるが、多くの地域でなお年間数 mm 程度の沈下が生じていることから、都環境局は引き続き地下水揚水規制を推進していくとしている。

風水害対策編 第2部 風水害予防対策計画
第1章 風水害予防対策

区は、区内における地盤の沈下量や観測井における地下水位の情報収集・監視を継続的に実施する。

第2節 高潮対策（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所）

1 河川高潮防御施設の整備

（神田川、日本橋川流域護岸改修及び区内橋梁現況図→資料集 資料編 資料第35）

伊勢湾台風級の高潮（A.P+5.10m）に対処しうよう、神田川、日本橋川の護岸の整備を促進する。

2 内水排除

台風の襲来により異常高潮の発生が予測される場合、水門を閉鎖することになっているが、その際多量の雨量があったとき、河川の水位が上昇し、浸水被害が発生する恐れがある。

これを防止するため、河川に流入した雨水をポンプにより防潮堤外に排除することになっている。

一方、区内の下水道管渠の大部分が合流式の管渠であり、雨天時に水量が増大すると河川等に吐口から自然放流される構造になっている。

この吐口は通常の河川水位より上位置に設置されているが、高潮による河川水位の異常上昇時に備え、各吐口の人孔内に防潮扉を設置し、河川流水の下水道管内への逆流による内水氾濫防止の一端を担っている。

また、自然放流されないものは、雨水渠に導かれ、雨水ポンプでくみ上げ、河川等へ強制排水している。

第3節 崖崩れ対策（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

崖や擁壁等の維持管理や対策等については、本来それらの所有者又は管理者が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）によるがけ崩れ防止事業の推進に努める。

（1）急傾斜地崩壊による災害の防止

区内には、急傾斜地崩壊危険箇所が17箇所（平成26年3月末現在）存在している。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施行、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となる。

（2）規制指導等の強化

区としては、崖や擁壁の所有者等に対する防災上の意識の向上を目指すと共に、既存の崖や擁壁等については、過去の資料等の整備充実を図るなどして、現状の把握がより正確なものとなるよう、将来にわたって日常の業務を通じて考慮していくこととする。

なお、防災上注意を要すると思われる崖や擁壁等については、その状況に応じて、所有者等に対して防災上の注意を促すことも考慮している。

また、崖地に近接して、建築物や擁壁等を設ける場合には、建築基準法、関係法令等により、防災上の指導を行っている。

第4節 土砂災害に関するソフト対策（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都）

1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

2 土砂災害警戒区域等の指定

区部においては、都から平成31年までに「土砂災害警戒区域」が指定される予定である。

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。

3 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、区内に17箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

第5節 浸水対策（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都）

1 浸水想定区域

- (1) 水防法の改正(平成13年7月3日施行)により、国または都は、洪水予報河川について、河川整備の計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。また、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。

公表済河川(関東地方整備局管理区間)

多摩川	平成14年2月28日 指定・公表
荒川	平成16年9月10日 指定・公表 (平成17年7月8日水深変更)
江戸川	平成17年3月28日 指定・公表
浅川	平成17年7月7日 指定・公表
中川・綾瀬川	平成18年2月15日 指定・公表
利根川(上流)	平成17年3月28日 指定・公表 (平成18年7月6日流域追加)

※ 千代田区の該当する浸水想定区域は、荒川流域である。

公表済河川(東京都管理区間)

神田川	平成22年9月2日 指定・公表
芝川・新芝川	平成22年9月2日 指定・公表
目黒川	平成24年7月18日 指定・公表
渋谷川・古川	平成24年7月18日 指定・公表

※ 千代田区の該当する浸水想定区域は、神田川流域である。

- (2) 区は、東京都都市型水害対策検討会及び連絡会において作成された浸水予想区域図に基づき、平成12年9月の東海豪雨(総雨量589mm、時間最大雨量114mm)を想定し、神田川・日本橋川・隅田川(3河川とも荒川流域)が増水した場合の「千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」と、荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した「千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ荒川版)」を公表している。
(千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ)→資料集 資料編 資料第36)
(千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ荒川版)→資料集 資料編 資料第37)

2 浸水想定区域における避難体制確保・浸水被害対策

水防法の4度の改正（平成13年7月3日施行、平成17年7月1日施行、平成25年7月11日施行、平成27年11月19日施行）により、区は、浸水想定区域の指定があったときは、区の地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなった。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
 - ・区長から直接
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ・区では、区内23箇所に水害時（洪水等）の避難所（学校等の区立施設）を設置しており、水害時には迅速に避難所を開設し、避難するものとする。なお、これら避難所については、千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）及び千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）に記載してある。
（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料集 資料編 資料第36）
（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料集 資料編 資料第37）
- (3) 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模工場等については、区の条例で定める用途・規模に該当するもので、かつ施設所有者等の申し出があったものに限る）
- (4) 上記（3）に該当する施設は、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。また、地下街等は、水防法に基づき、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行う。（地下街等以外の施設については努力義務。）

上記（3）に該当する施設の管理者は、日頃から浸水実績図や日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。また、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。
- (5) 避難体制の検討に当たっては、微地形や土木構造物（国道、鉄道等）等を考慮し、局所的な洪水による被害等が発生しないように留意する。

3 地下空間への東京都の浸水被害対策

- (1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策
 - ア 浸水被害に強い家づくり、まちづくりの推進

都は、地下街等、浸水被害にぜい弱な施設を対象とした「地下空間浸水対策ガイドライン」を策定するなどにより、重点的に地下空間浸水対策を推進するとともに、区市町村と連携して、建物高の規制等との整合性を図りつつ、既存の助成制度の拡充や要綱・条例等により、高床建築や地浸水対策の実施を促すなど、浸水に強いまちづくりを推進していく。
 - イ 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設別の地下浸水対策を行うなど、先行的に対策を促進する。今後、さらに、津波等により、浸水が生じた場合も視野に入れた対策を検討していく。

風水害対策編 第2部 風水害予防対策計画
第1章 風水害予防対策

また、学識経験者、地下街管理者、地元区等とともに、地下街浸水時における対策の検討会を行い、大規模地下街の浸水対策計画について、内容の更地下街浸水時における対策の検討会を行い、大規模地下街の浸水対策計画について、内容の更なる充実を図ることとした。

(2) 普及啓発

都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

(3) 区市町村への支援

都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

第2章 都市施設対策

通信、電気、ガス、水道施設の整備や道路及び鉄道・地下鉄施設の整備に取り組み、建造物の改造指導をはじめとする建造物対策を推進する。

第1節 通信施設（N T T東日本）

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱を招くおそれがあるなどその影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

本節では、これら通信施設の確保について必要な事項を定める。

1 通信施設の整備

(1) 災害対策用機器の配備

ア 非常用移動電話局装置類

災害によりN T T東日本の交換機等所内設備が被災したときの代替交換機及び電源装置として非常用デジタル交換機、大容量可搬形電話局装置及び非常用電子交換機及び大容量可搬型電源装置を配備する。

イ 無線装置

行政機関、警察、消防等防災対策上重要な通信及び通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、各種災害対策用無線機及び移動無線車等の無線設備を主要地域に配備する。なお、衛星を利用した無線装置として従来の衛星無線車に加え、新たにポータブル衛星装置を配備する。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を都内主要地域に配備する。

エ 応急復旧ケーブル

災害によりケーブルが被災したときに活用するため、各種の応急復旧用ケーブルをN T T東日本ビルに配備する。

(2) 災害時措置計画

災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくし又は重要通信の確保を図るため、次の措置をとる。

ア 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

イ 交換措置（う回路変更、接続規制等）

ウ 運用措置（手動台臨時中継、利用者案内等）

エ 特設公衆電話の設置

オ 災害対策用機器及び車両の出動と運用

(3) その他の計画

非常事態における動員計画については、管内各機関において災害の種類及び規模により応急復旧所要人員をあらかじめ把握し、動員順位を定めている。

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害対策活動を円滑にするため職員の非常配置、非常招集方法、部内外他機関への応援協力方法を定めている。

災害応急対策を円滑にするため、緊急に必要な施設用、事務用、設営用等の資材、物資を備蓄している。

(4) 電気通信設備の防災計画

災害が発生した場合において通信を確保するため、電気通信設備の整備拡充計画を策定している。

ア 被災地に対する通信が途絶しないようにする。

イ 被災地における重要通信の確保ができるようにする。

ウ 異常輻輳地域からの発信、若しくはこれに着信する重要通話を優先的に接続できるようにする。

エ 被災時においても、被災しない都市相互間の通信が途絶あるいはマヒしないようにする。

オ テレビ中継線が被災した場合においても、テレビプログラムの一部が聴視できるようにする。

カ 被災した電気通信設備を速やかに復旧できるようにする。

(5) 電気通信設備等の防災設計

災害の発生を未然に防止するため、必要な設計標準を定め、かつ、設計におり込んでいる。

ア 豪雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

第2節 ライフライン施設（東京電力、東京ガス、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所）

電気、ガス、水道施設における災害の未然防止又は早期発見に努め、かつ、可及的速やかに被害施設の復旧を図り、社会公共施設としての機能を維持するため、以下の予防対策を実施する。

1 電気施設の整備

(1) 計画の方針

- ア 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として対策を実施する。
- イ 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- ウ 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- エ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- オ 電気施設の防災計画として、高潮対策、洪水対策、強風対策及び塩害対策を実施する。

(2) 施設の風水害対策

次表のとおり。

災害種別	設 備	対策の内容
高潮対策	送電設備	浸水のおそれのある場所に設置する場合は、電線ケーブル類のピット、ダクトの出入口など外部から浸水するおそれのある箇所を防水管などで防水対策を行っている。
	変電設備	新設の変電設備については、敷地地盤高を原則として計画高潮位以上とする。やむを得ず、計画高潮位よりも低くなる場合は、機器の防水対策を施す。
	配電設備	架空設備については、最高潮位 A.P.+4.7m の高潮においても、一般的に送電可能施設にしている。
	通信設備	通信設備は、原則として、計画高水位又は計画高潮位に対し、十分余裕のある位置に施設している。なお、やむを得ず浸水のおそれのある場所に設置する場合は、電線ケーブル類のピット、ダクトの出入口など外部から浸水するおそれのある箇所を防水管などで防水対策を行っている。
洪水対策	送電設備	既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
	変電設備	既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
	配電設備	高潮対策に準じている。
	通信設備	高潮対策に準じている。

災害種別	設 備	対策の内容
強風対策	送電設備	電気設備に関する技術基準により実施している。
	変電設備	標準設計では、屋外鉄構の強度は、風速 40m/s の風圧に耐えるものとしている。
	配電設備	電気設備に関する技術基準により実施している。
	通信設備	電気設備の技術基準により風速 40m/ s の風圧に耐えうるものとしている。

(3) 電気施設予防

- ア 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力の電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- イ 配電設備全般について、5年に1回巡視して設備状況を確認する。また、必要に応じ、パトロールにより設備状況を確認する。
- ウ 需要家の電気工作物について、新設または増設の際及びその後4年に1回調査して不良箇所を発見、通知することによって災害の未然防止を図る。

2 ガス施設の整備

(1) 施設の現況

ア 製造施設

ガス製造工場は、各工場とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。

ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

イ 供給施設

ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。

水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。

ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

(2) ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

3 水道施設の整備

- (1) 浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

- (2) 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。
- (3) 風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム、取水堰等については、ゲート操作の円滑性を維持するため、定期的に点検、整備を実施している。
- (4) 洪水時における各施設間の相互連絡、特に小河内ダム放流に係る緊急連絡のため、超短波による無線設備を有するとともに、放流の際の地元住民等への警告のため、ダム下流地点から羽村地点まで、サイレン(警報装置 22 箇所)を設置している。
- (5) 水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）の要件を備えている。

4 下水道施設の整備

水再生センター・ポンプ所では、都防災会議で示された最大津波高さ（T.P.+2.61）に対し、電気設備などの浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

第3節 道路及び鉄道・地下鉄施設（環境まちづくり部、第一建設事務所、東京都交通局、警察署、JR東日本、東京地下鉄、首都高速）

1 道路施設

(1) 施設の現況

震災対策編 第1部第2章第4節に準ずる。

(2) 予防対策

機 関 名	内 容
千代田区	1 道路の透水性強化 都市型水害の防止を図るため、透水性舗装を行うとともに、浸透ます、横断U字溝を設置する。 2 橋梁 落橋、流橋、冠水等を防止し、交通の安全を確保するため橋梁整備を行うとともに維持管理に努める。 また、橋梁の新設、改修等の際には、河川計画との整合性をとりながら橋梁を設計し、必要な流下能力を確保する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	交通信号施設 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 1 交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付け位置を必要に応じて見直す。 2 背面板等風圧を受けるおそれがある施設の取付けは、必要最少限度とする。 3 風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズンを前に灯器用アーム並びに背面板等の点検補強を実施する。 4 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。
第一建設事務所	1 道路 道路構造物及び道路付属物について、日常的な巡回点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、道路災害防除事業を実施する。 2 橋梁 全橋梁について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。
首都高速	震災対策編 第1部第2章第4節に準ずる

2 鉄道・地下鉄施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

- (1) 施設の現況 震災対策編 第1部第2章第4節に準ずる
(2) 防災設備等

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	風水害の防止のため土留壁、法面工、落石止、排水溝の防災措置を講じるとともに、雨量計、風速計等を備え、常時監視している。
東京都交通局	1 駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設けている。 AP+ 3.1m以下にある駅出入口、エレベーター出入口、換気塔（搬入口等）、宿泊所及び車庫・庁舎の開口部には、防水扉等を設置している。 なお、通風口を路面に設けている場合は、浸水防止機等を取り付けて、浸水防止に万全を期している。 また、浅草線の本所吾妻橋、新宿線の浜町、森下及び大江戸線の築地市場、蔵前にずい道内防水扉を設置している。 2 強風に対しては、総合指令庁舎屋上及び新宿線荒川橋梁上に風速計を備え、各指令区が常時監視している。
東京地下鉄	1 駅出入口の浸水防止設備 駅出入口及びエレベーター出入口には止水板を設置している。特に地盤の低い江東地区等隅田川以東を通過する東西線の駅出入口高さはTP1.0m、有楽町線は、防潮堤内をTP1.9m、防潮堤外を6.7mにしている。 そのほか、ビルに直結した出入口は、ビル側が浸水防止対策を実施する協定等により、浸水防止設備の整備を図っている。 2 換気口の浸水防止設備 換気口天端の標高がTP3.1m以下の換気口及び豪雨、洪水等の異常出水で路面冠水による浸水のおそれのある換気口には、駅からの遠隔操作で自動的に閉鎖できる浸水感知器付浸水防止機を設置して浸水を防止している。 3 トンネル坑口の浸水防止 トンネル坑口は、高潮及び地形を考慮し高い壁を立ち上げて浸水を防止している。特に防潮堤外である有楽町線の辰巳坑口は、防潮堤よりも高いTP6.7mとしている。 さらに、万一それを超える高潮や津波による浸水に備えた防水ゲートを設けている。また、過去に神田川の増水で浸水被害のあった丸ノ内線中野車両基地坑口及び御茶ノ水坑口に防水ゲートを設けて、河川の増水による浸水に備えている。 4 トンネル内浸水拡大防止設備 河川の氾濫、洪水、高潮及び津波等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを設置して、都心への被害が拡大するのを防止している。

第4節 建造物対策（環境まちづくり部）

建物やその付属物を洪水や強風から守るために、所有者又は管理者が常時適切な防災措置を講じておくことが大切である。

建築基準法等では、防災のための一定基準を定めているが本節では、水害の危険が高い地域の規制指導及び屋外広告物の防災措置について定める。

1 建造物の改造指導

河川沿いの低地の建物について、浸水防止措置を講ずるよう指導する。

2 高床式建物の推進

出水危険の著しい地域において高床式の建物を建築する者に対し、建築費の一部を助成する方策について各種資金融資制度の中で検討する。

3 屋外広告物対策

当区は、市街化、高層化が進み、また細道が多いため、広告物の設置場所や形態の多様化及び数量の増大をもたらしている。このために強風雨による広告物の事故が予想されるので、設置の適正化及び維持管理について改善指導を図る。

4 土のう配置

道路冠水による、家屋への浸水を防止するため、浸水危険箇所附近の道路、公園等に水防用土のうを配置し家屋の所有者又は管理者が速やかに浸水防止に対処できるようにする。

第3章 救援・救護体制の強化

震災対策編 第1部第5章に準ずる。

発災直後からの救援・救護活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 災害活動体制の整備（災害対策・危機管理課）

震災対策編 第1部第5章第1節に準ずる。

第2節 避難所・物資等の整備（災害対策・危機管理課）

震災対策編 第1部第5章第3節に準ずる。

なお、避難所等については、風水害による被害が発生しないように、水害時やがけ崩れにも安全な避難所及び避難所までの避難路を指定する。また、備蓄物資等についても浸水対策を実施する。

第3節 災害時要援護者対策・事前対策（災害対策・危機管理課、保健福祉部）

震災対策編 第1部第5章第7節に準ずる。

第4章 情報通信の確保

発災直後からの情報収集・伝達活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 防災センターの機能(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)

震災対策編 第1部第4章第1節に準ずる。

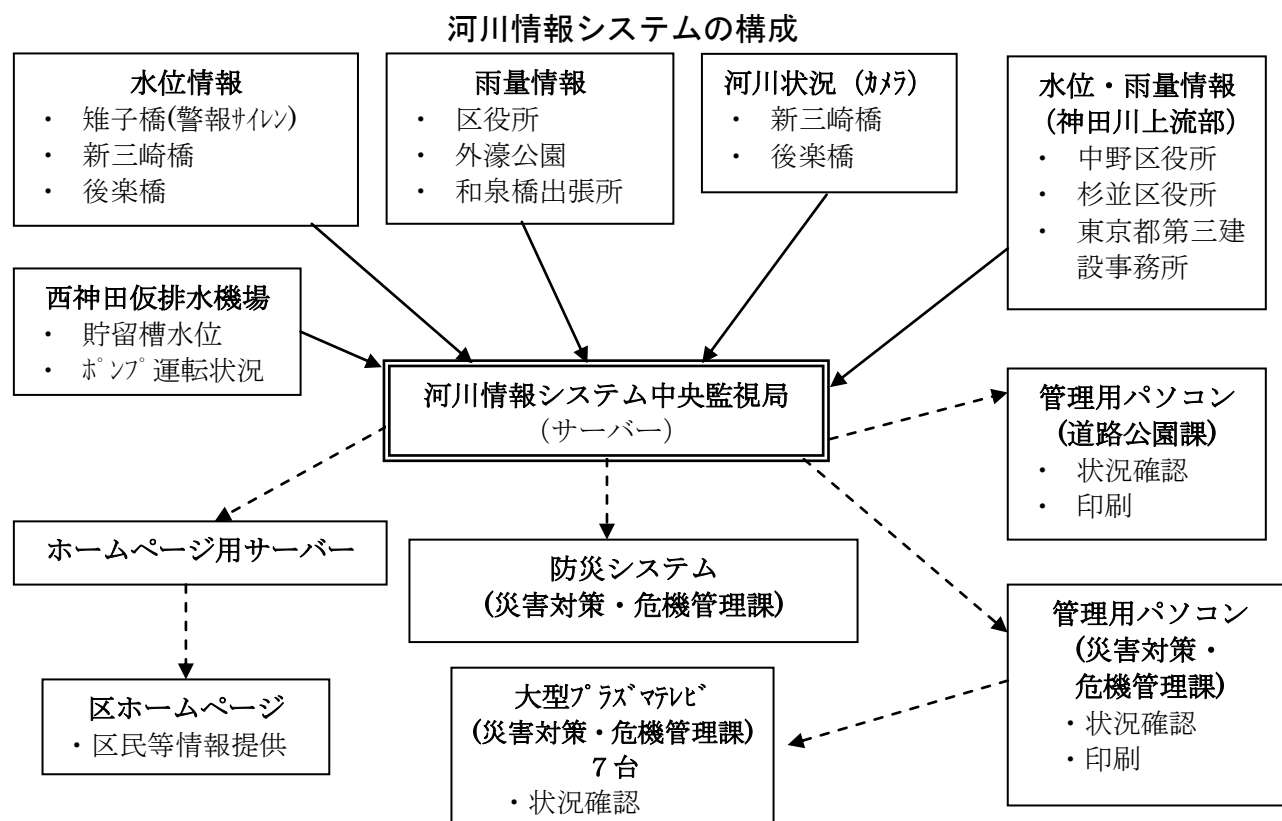
1 高所カメラ

震災対策編 第1部第4章第1節1に準ずる。

2 河川情報システム

河川情報システムは、豪雨・台風等の異常気象時における区民の生命・財産の安全を図るため、効果・効率的な水防活動に資する目的で、降雨量や河川水位等の情報を常時収集するとともに、これらの情報の集積・処理を行うものである。

本システムの構成は、下図のとおりとなっており、これらの情報を常に良好な状態で集積・処理できるよう、保守点検を実施している。



注：日本橋川水位が警戒水位（A P + 4.0m）を超えた場合、雉子橋に設置されている警報サイレンが自動的に鳴り付近住民に知らせる。

第5章 区民等の防災行動力の向上

区民・事業所等が自助・協助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を推進する。また、区民・事業所等が自ら風水害対策に取り組むよう、さまざまな機会を通じて啓発を実施し、区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、防災行動力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。

第1節 防災知識の普及（災害対策・危機管理課、子ども部）

区は平常時から関係防災機関と緊密な連絡をとり、共同して又は単独に各種広報媒体を利用して、地域住民、事業所、学校の児童・生徒を対象にそれぞれに適した方法により、風水害に関する知識の普及活動を行う。

住民、事業所等の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。

1 広報内容

- (1) 台風、津波、高潮、集中豪雨、竜巻に関する一般知識
- (2) 家庭での風水害対策
- (3) 避難するときの注意
- (4) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- (5) 土砂災害に対する心得
- (6) 台風時の風に対する対策
- (7) 災害情報の入手方法
- (8) 応急救護の方法
- (9) 避難勧告等に関する取扱い（災害時要援護者避難向け準備情報を含む。）
- (10) 浸水想定区域や災害危険箇所等に関する知識
- (11) 過去の主な風水害事例
- (12) 風水害時特有の事象

2 広報活動

チラシ、小冊子等の広報印刷物、ホームページを利用し、防災知識、応急救護知識の普及及び防災行動力の向上を図る。

3 防災教育の充実

区は、児童生徒を対象とした防災思想の普及、町会、自治会等を単位とした講演会等の開催による防災意識の啓発、区民や事業所を対象とした応急救護知識及び技術の普及、事業所における応急手当の指導員養成、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成等を推進する。

また、区は地域住民等と連携を図り、次の内容を推進する。

- (1) 災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の防災対策に関する情報を提供する。
- (2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
- (3) 防災ボランティア活動について普及啓発する。
- (4) 地域住民等が合同で実施する訓練への支援を実施する。

第2節 地域防災組織の充実・強化（災害対策・危機管理課）

1 地域防災組織の充実強化

震災対策編 第1部第8章第2節に準ずる。

なお、平成25年度水防法改正により、水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し水防活動を行う「水防協力団体」の対象範囲及び活動内容が拡充された。区内の団体等から水防協力団体としての申請があった場合、区は、水防団等との連携を図る。

2 事業所防災体制の充実強化

(1) 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実

事業所の自衛消防隊は、水害を想定した自衛消防訓練の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊が活動能力の充実強化を図る。

ア 自衛消防隊活動中核要員の配置義務のある事業所（不特定多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所）では、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者の配置が義務付けられ、水害時には一定の知識及び技術を持つ自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導を推進する。

イ 防火管理者の選任を要する事業所では、消防計画に基づく自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

ウ 防火管理者の選任を要しない事業所では火災予防条例第55条の4の規定により自衛消防活動を効果的に行うための自衛消防の組織を編成し、自衛消防隊の訓練を推進に努める。

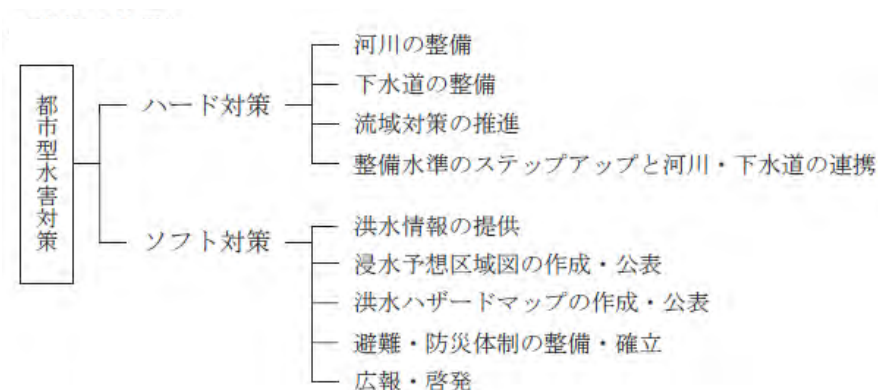
第6章 都市型水害へのソフト対策

区内の浸水実績図等を公表し、都市型水害に対する広報、啓発活動を実施するとともに、千代田区洪水避難地図（ハザードマップ）を作成し、都市型水害へのソフト対策を推進する。

第1節 基本的な考え方（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

行政間で連携して一層の治水事業の促進や組織的な水防活動を推進するとともに、水害防止に係るさまざまな情報をあらかじめ住民に周知して、住民一人ひとりが洪水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくことなど、ハード・ソフト両面から総合的に都市型水害対策を実施する。

【施策の体系】



第2節 広報、啓発活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

災害対策・危機管理課及び道路公園課では、次の広報、啓発活動を行っている。

1 浸水履歴図の公表

昭和57年以降の浸水実績を示したもので、閲覧対応をしている。

2 土のう配置図の公表

区内における土のうの配置箇所や土木資材置場、水防倉庫の所在を千代田区管内図に示し、希望者に対して閲覧対応をしている。

第3節 千代田区洪水避難地図（ハザードマップ）の作成と公表（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

震災対策編 第2部第15章第1節3に準ずる。

区は、東京都都市型水害対策検討会及び連絡会において作成された浸水予測予想区域図に基づき、区に関係する川（神田川、日本橋川、隅田川）が平成12年9月の東海豪雨と同程度（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）の大雨によって氾濫した場合を想定して、下水道管の排水能力や地形を考慮し、浸水する範囲と避難所を示した地図を作成しており、災害対策・危機管理課、道路公園課並びに各出張所で公表・配布している。

また、平成19年6月には、国土交通省で指定した荒川流域の浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップ荒川版を作成し、公表・配布している。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料集 資料編 資料第36）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料集 資料編 資料第37）

第7章 ボランティア等との連携・協働

震災対策編 第1部第7章に準ずる。

ボランティアやNPO、東京都等の関係機関との連携・協働活動を推進する。

第1節 ボランティア・NPO団体との連携（災害対策・危機管理課、保健福祉部、都）

第2節 ボランティアの受入れ体制（災害対策・危機管理課、保健福祉部）

第3節 ボランティアの育成（災害対策・危機管理課、保健福祉部、環境まちづくり部）

第4節 災害時における東京都防災ボランティア等の活動（警察署、消防署、都）

第8章 防災訓練（災害対策・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便）

区民、事業所、大学、ボランティア団体等が「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本として防災訓練を実施し、連携や相互支援体制を構築してお互いが手を結び合い、助け合う社会システムを構築する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 水防訓練 洪水高潮等による河川の氾濫並びに集中豪雨に伴う都市型水害による被害を軽減するため、水防態勢への移行並びに水防工法の習熟を図り、合せて防災関係機関の協力、連携体制の確立と緊密化を図るため実施する。 (1) 参加機関 - ア 千代田区 - イ 区内各消防署 - ウ 区内各消防団 - エ その他関係機関 (2) 訓練項目 - ア 本部運営訓練 - イ 情報通信訓練 - ウ 広報活動訓練 - エ 監視警戒訓練 - オ 水防活動訓練 - カ 資器材輸送訓練 2 地下街等の指定施設に対する情報伝達訓練 指定河川の取水時を想定し、伝達先の確認及び伝達方法の熟練を図るため、浸水想定区域内の地下街等指定施設に対する洪水予報の情報伝達訓練を実施する。 (1) 参加機関 - ア 千代田区 - イ 浸水想定区域内の地下街等の指定施設 (2) 実施時期 実施要領を定め、年1回定期的に実施する。

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 水防訓練 風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ、能率的な水防活動を行うため、消防職員及び消防団員等に各種教育及び訓練を実施する。 (1) 参加者 消防職員、消防団員等 (2) 訓練項目 次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施する。 ア 部隊編成訓練 イ 情報通信訓練 ウ 本部運営訓練 エ 水防工法訓練 オ 救助救急訓練 カ その他水災時の活動に必要な訓練 (3) 実施時期 年1回以上実施する。 2 救助、救急訓練 風水害、大規模火災、爆発、電車の転覆等により、多数の傷病者が生ずる災害を想定し、要救助者の救出救助要領、応急救護並びに円滑な病院等への収容要領について実施する。 3 応急救護訓練等 区民、防災市民組織、事業所に対して、応急救護訓練、自衛消防訓練等の指導を実施する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。 (1) 訓練項目 ア 救助活動要領 イ 救命索操作要領 ウ 舟艇操作(船外機操法を含む。) エ 水防工法 オ 埋没者発掘要領 カ 簡易架橋 キ 避難誘導 ク 交通規制 ケ 照明資器材の操作要領 コ 災害重機の操作要領 サ 広報活動 シ 通信訓練 (2) 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。

機 関 名	内 容
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	風水害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、関係職員を講習会等に積極的に参加させるとともに、次の訓練を実施する。 1 都下水道局防災訓練 2 関東ブロック情報連絡訓練 3 大都市間情報連絡訓練
N T T 東 日 本	(1) 防災訓練 下記に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 ア 災害予報及び警報の伝達 イ 非常招集 ウ 災害時における通信そ通確保 (災害用伝言ダイヤル等の運営を含む) エ 各種災害対策用機器の操作 オ 電気通信設備等の災害応急復旧 カ 消防及び水防 キ 避難及び救護 (2) 総合防災訓練への参加 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
東 京 電 力	(訓練項目) 1 情報連絡訓練 2 非常呼集や参集訓練 3 復旧訓練 4 消防避難訓練 5 国及び自治体を実施する防災訓練への参加 (実施時期・回数) 年1回以上(全店規模及び各事業所)
東 京 ガ ス	本社及び導管事業部を中心として訓練を実施する、また、国、都 県市等行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加し、これに協力 する。 1 全社一斉総合防災知識訓練(職員の招集を含む。) 2 通信伝達訓練(一斉通報装置等による。) 3 想定災害による机上訓練 4 各種防災施設操作訓練 5 国、都県市等行政機関主催の防災訓練への参加

機 関 名	内 容										
J R 東 日 本	災害時における救助救命と早期運転再開に向けた復旧訓練を実施する。 1 訓練項目 <table border="0"> <tr> <td>(1) 非常招集・参集</td> <td>(2) 情報連絡・情報提供</td> </tr> <tr> <td>(3) 家族・社員安否確認</td> <td>(4) 脱線復旧</td> </tr> <tr> <td>(5) 初期消火</td> <td>(6) 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>(7) 救出救護</td> <td>(8) 列車防護</td> </tr> <tr> <td>(9) 応急復旧</td> <td>(10) 対策本部設置運営</td> </tr> </table> 2 実施時期及び場所 「防災の日」前後に本社、支社及び各現場が一体となった総合的な防災訓練を実施しているほか、現場独自の計画による訓練も適宜実施している。	(1) 非常招集・参集	(2) 情報連絡・情報提供	(3) 家族・社員安否確認	(4) 脱線復旧	(5) 初期消火	(6) 避難誘導	(7) 救出救護	(8) 列車防護	(9) 応急復旧	(10) 対策本部設置運営
(1) 非常招集・参集	(2) 情報連絡・情報提供										
(3) 家族・社員安否確認	(4) 脱線復旧										
(5) 初期消火	(6) 避難誘導										
(7) 救出救護	(8) 列車防護										
(9) 応急復旧	(10) 対策本部設置運営										
東 京 都 交 通 局	主な訓練は次のとおり 1 異常時総合訓練 (1) 脱線復旧訓練 (2) 鉄道施設復旧訓練 (3) 列車防護訓練 (4) 旅客の救出訓練 (5) 初期消火訓練 (6) 非常召集訓練 (7) 情報連絡訓練 2 総合防災訓練 (1) 減速運転訓練 (2) 次駅停止と注意運転訓練 (3) 保守部門 緊急点検訓練 (4) 職員非常参集訓練 (5) 災害時情報伝達訓練 3 自然災害防止訓練 (1) 止水板設置訓練 (2) 施設の復旧訓練 (3) 情報連絡訓練 この他に随時、各駅において避難誘導訓練や止水板等設置訓練を実施している。										

機 関 名	内 容
東 京 地 下 鉄	発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、地域防災ネットワーク及び職場ごとに、防災対策上必要な訓練を各種運動期間中に実施する。 また、社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、また全社員に救急救命技能講習を受講させている。 (訓練項目) (1) 対策本部設置・運営訓練 (2) 減速運転訓練 (3) 一旦停止訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 非常招集訓練 (6) 避難誘導訓練 (7) 自衛消防訓練 (8) 救護活動訓練 (9) 応急処置訓練 (10) 連絡通報訓練 (11) 復旧訓練 (12) 異常時総合想定訓練 (13) その他(各地域の防災訓練の参加等)
首都圏新都市鉄道	主な訓練は次のとおり (1) 列車防護訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 対策本部・現地本部設置訓練 (4) 情報収集伝達訓練 (5) 救出・避難誘導訓練 (6) 仮設電話設置訓練 (7) 支障物除去訓練 (8) 応急手当訓練・心肺蘇生訓練 (9) 軌道復旧訓練 (10) 車両脱線復旧訓練 (11) 電車線断線復旧訓練 (12) 非常召集訓練 (13) 一旦停止訓練 (14) その他各所で訓練を実施 (15) 初期消火訓練 (16) 異常時対応行動訓練 (17) 浸水対応訓練 なお、区、警察署、消防署等が実施する防災訓練に参加する。
首 都 高 速	災害時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。 1 訓練項目 (1) 初動対応訓練 (2) 情報受伝達訓練 (3) 災害対策本部運営訓練 (4) 応急対策訓練 (5) 避難誘導訓練 (6) その他訓練 2 実施回数 年1回以上
日 本 郵 便	1 次の訓練を行う。 (1) 非常災害対策本部設置訓練 (2) 情報伝達訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 災害応急対策訓練 2 区が実施する総合訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第3部 事前行動計画（タイムライン）

第3部 事前行動計画（タイムライン）

巨大台風及び大規模な集中豪雨を想定し、時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を示す。

第1章 事前行動計画（タイムライン）の概要

(1) タイムラインの目的

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大震災と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

予め、時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成しておくことで、①事態の推移に応じた的確な対応に資する、②関係主体が相互に連携した対応に資する、③災害発生の前段階における早めの対応（遅れない対応）による被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）に資することが期待できる。

(2) タイムラインの先進事例

米国ニュージャージー州では、ハリケーン来襲時の対応を時系列で整理した災害対応プログラム（タイムライン）を2012年に作成している。このタイムラインは、暴風の発生から120時間前からの対応を規定したものである。

2012年10月のハリケーンサンディへの対応において、ニュージャージー州は、事態が深刻となる前に十分な対応を執れるよう、関係機関で連携し、事前に準備された災害対応プログラムに沿って対策をとっていた。

米国では、災害のたびにその対応の検証と必要な改善策の議論が行われる。災害時の対応については、過去の実績等を踏まえ定型化されたものはプログラム化され、将来の災害に備えるために、関連する制度やシステムの改善とともに、災害対応者の行動規範や準備のタイムラインとして組み込まれる。

あらかじめ必要な災害対応を時系列で分析評価し「タイムライン」のようなレベルのものまでが事前に準備され、関係機関で、合意・共有されている。

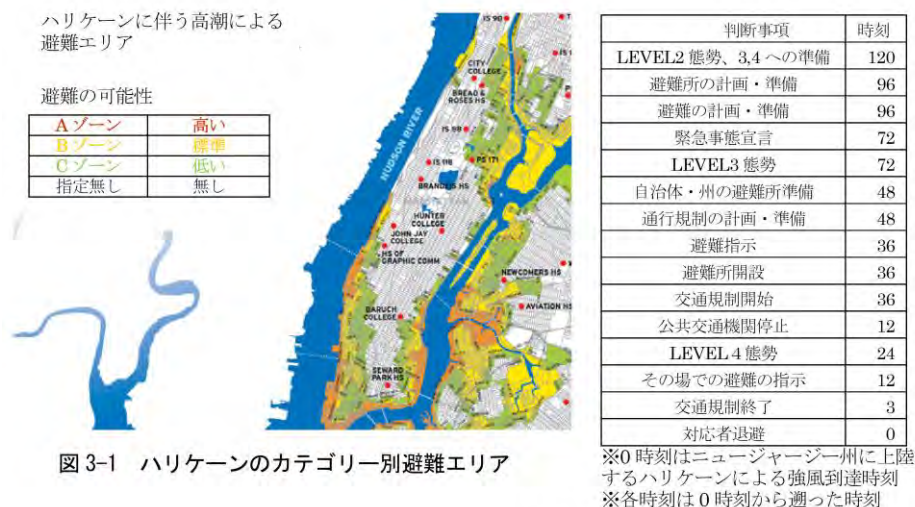


図3-1 ハリケーンのカテゴリー別避難エリア

引用：米国ハリケーン・サンディに関する現地調査報告書(第二版)

(3) タイムラインに関する近年の取組み

国土交通省は、ハリケーン・サンディから得られた教訓を活用し、大規模な水災害の発生を想定し、猛烈な台風が接近する際の事態の推移に係る時間軸に応じて発災前の段階における防災情報の発表・伝達、避難・危険回避対応の誘導、発災後の段階における救難・救護、公共交通機関運行・物資輸送の早期再開等を的確かつ円滑に実施するための防災行動計画を策定・活用するための検討を行っている。

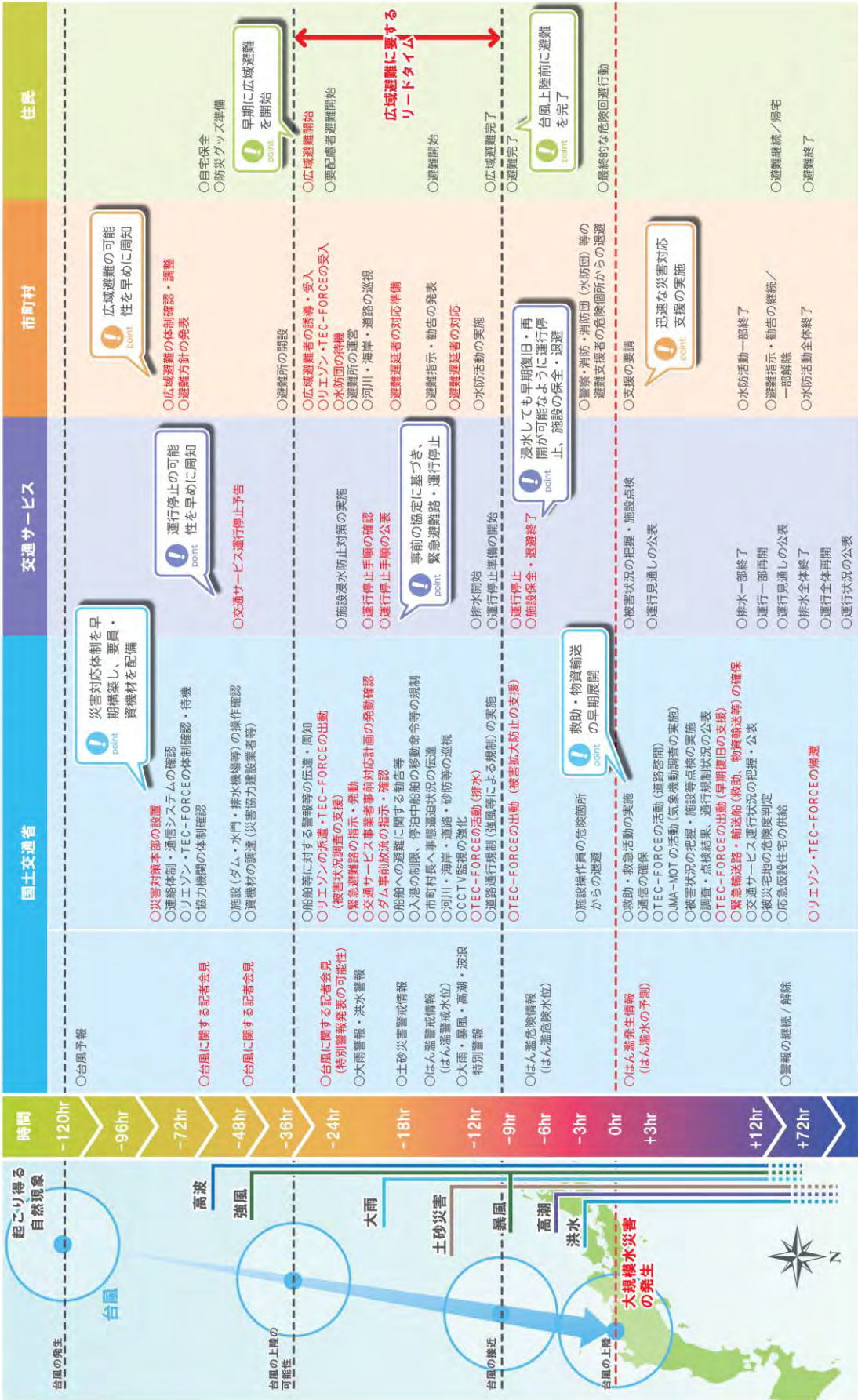
この検討では、米国における事例も踏まえ、国土交通省だけではなく、住民、企業、自治体、関係省庁それぞれが主体的に、かつ、相互に連携して防災行動計画に則った対応を実践していくことの重要性を確認し、まずは、防災行動の前提条件となる公共交通機関の事前対応をベースにしながら防災行動計画の導入方法を検討し、今後、各主体とともに防災行動計画の策定を進めるべく、社会全体における防災・減災の機運を高めていきたいと考えている。

事前行動計画（タイムライン）を活用した取組み



（引用：国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部
防災行動計画ワーキンググループ中間とりまとめ 平成26年4月24日）

大規模水災害に関するタイムライン（防災行動計画）の流れ



※タイムラインに関する関係機関、防災行動は多岐にわたりますが、本イメージ図は国土交通省の対応や広域避難と交通サービスに着目して整理したものであり、実施などにあたっては、今後の検討、調整が必要になります。また、赤字は特に対応強化の必要と考えられる項目です。

(4) 千代田区地域防災計画におけるタイムラインの位置付け

タイムラインは、大規模な風水害を想定し、地域防災計画で定められている災害対応の実施時期を示すものである。

つまり、大規模な風水害における災害対応の時系列として位置づける。

そのため、実際の台風の進路や雨の降り方、被害の発生状況等により、災害対応の実施時期が早まったり、順序が変わる等、臨機に対応が必要になることに留意しなければならない。このタイムラインに基づき、対応を進め、有効性の検証を行い、実践的に改善を進めていくものとする。

第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

第1節 タイムラインの前提

千代田区で甚大な風水害の発生が想定される狩野川台風を想定する。

発生日時	昭和33年9月21日にグアム島東海上で発生 9月27日に神奈川県東部に上陸
降雨量等	総雨量 時間最大雨量 90 mm 最低気圧 877hPa 最大風速 75m/s
被害等の想定	荒川の増水 神田川・日本橋川・隅田川の増水 下水道管からの溢水 強風による建物等被害 公共交通機関の運休

第2節 風水害に関するタイムライン

狩野川台風を想定し、千代田区における避難支援等に係る重要な風水害対応を対象に実施時期を図示した「タイムライン概要版」と、同じく狩野川台風を想定し、千代田区における主要な風水害対応を対象に実施時期を一覧表で示したタイムラインチェックリスト版を示す。

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

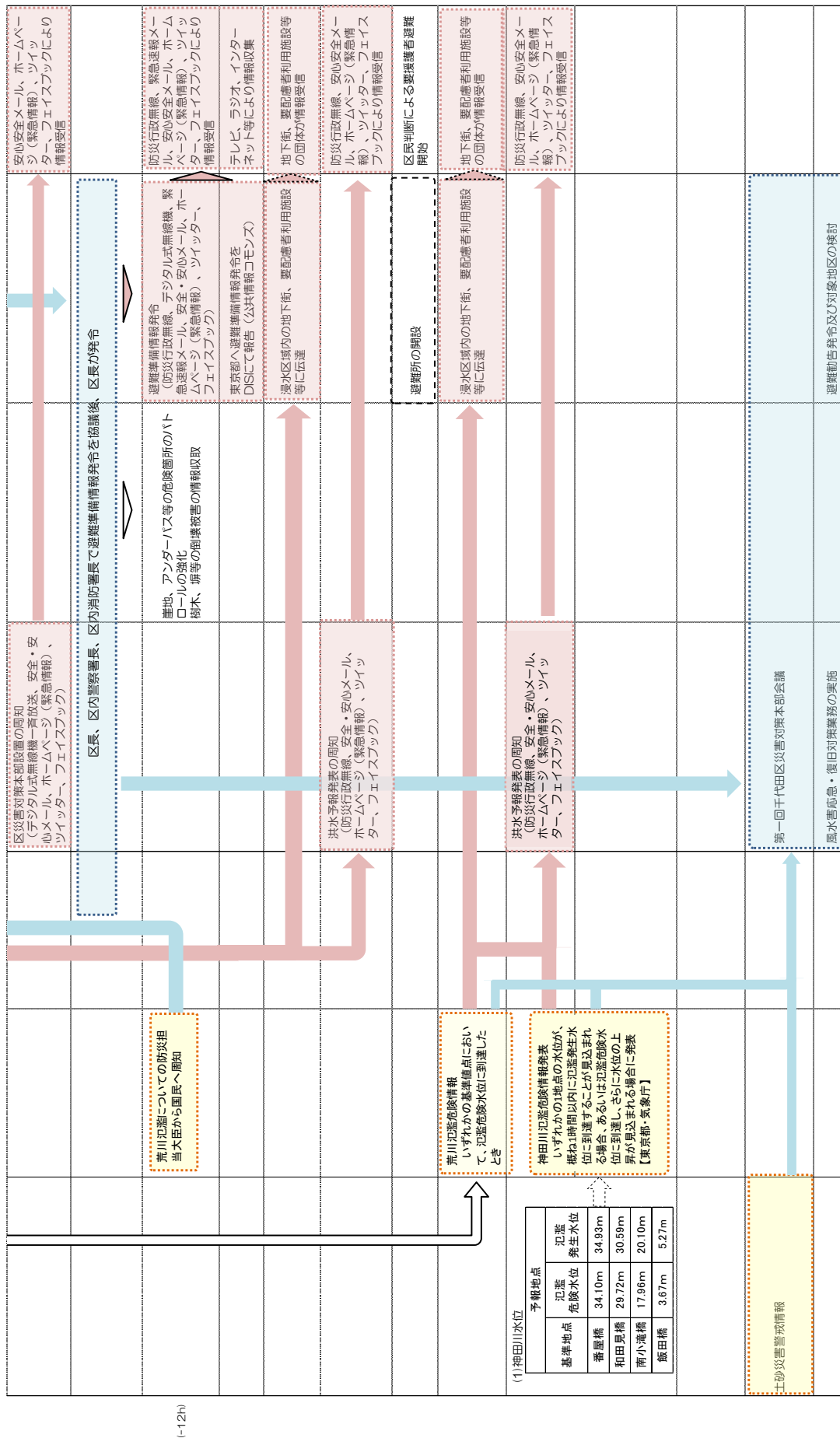
【タイムライン概要版】

台風が接近・上陸することを想定した、千代田区の避難勧告の発令等に着眼したタイムライン（事前行動計画）

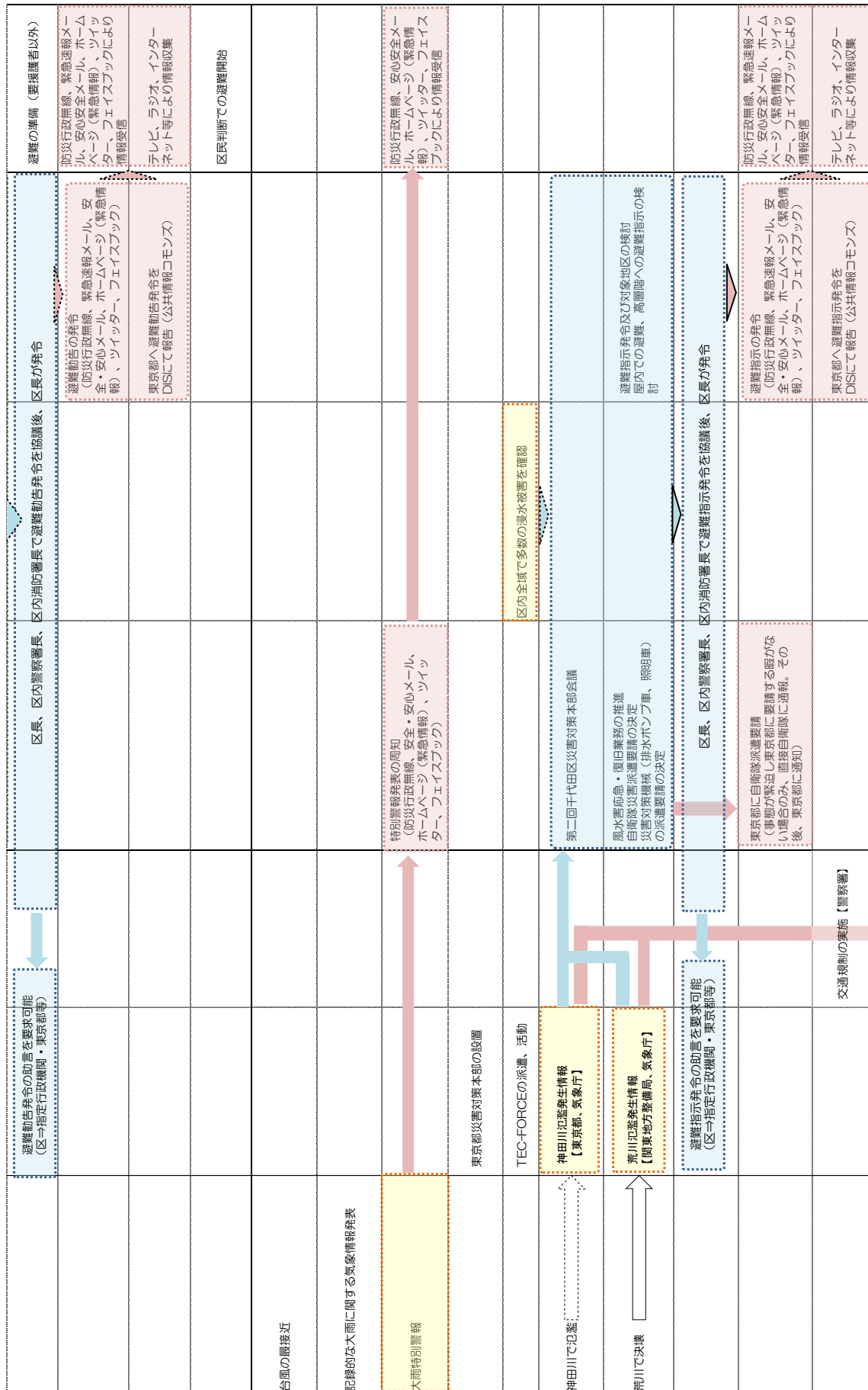
凡例
 : 行動トリガー
 : 意思決定・協議
 : 広報・情報伝達
 : 避難所関係

	気象情報	関係機関		千代田区			区民・事業所等
		国・東京都等	消防・警察	本部、防災危機管理課	まちづくり推進部（道路公園課）	避難勧告等	
-120h	台風発生	災害時対策用資機材・備蓄物の確認	災害時対策用資機材等の確認	台風情報収集 災害時対策用資機材・備蓄物等の確認			
-96h	台風○○号に関する情報第1号（気象庁予報部） 意思決定支援情報【ウェザーニュース】 WN1 台風情報【ウェザーニュース】			区長報告 【防災・危機管理課、道路公園課】 危機管理対策本部会議招集の決定 庁内各課への注意喚起			テレビ・ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
	台風に関する気象情報（随時）			各部災害対応報告の準備 （所管施設の安全対策及び対応予定、部関係行事等）			
-72h	台風に関する気象情報（随時）			第一回千代田区危機管理対策本部会議 対応方針の決定			
	台風に関する気象情報（随時）			各部災害対応報告（所管施設の安全対策及び対応予定、部関係行事等）			
	台風に関する気象情報（随時）			区施設へ安全対策をメールで通知【施設経理課】			
-48h	気象情報連絡会（東京都防災行政無線会議） 【関東地方整備局】 台風に関する気象情報（随時）	リエゾン体制の確認		第二回千代田区危機管理対策本部会議 出張所長へ待機指示 職員住宅居住者/災害当番班待機指示		自主避難所の開設決定	ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 防災グッズの準備
	台風に関する気象情報（随時）			警戒動行者及び待機職員の決定 待機職員等の宿泊先確保			
	台風に関する気象情報（随時）			区民・事業所への注意喚起・自主避難の呼びかけ （安心・安全メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック）			安心・安全メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより情報発信
					ハットロール 雨水ます、浸水箇所を中心に点検		
-24h	大雨注意報・洪水注意報発表 水防体制指標1に上昇【ウェザーニュース】 台風に関する気象情報（随時）	注意喚起の通知（荒川下流河川事務所）		第三回千代田区危機管理対策本部会議 情報連絡態勢発令 区事業中止判断 学校の休校判断 幼稚園、保育園、子ども園の休園判断 職員総勢の検討			自宅保全

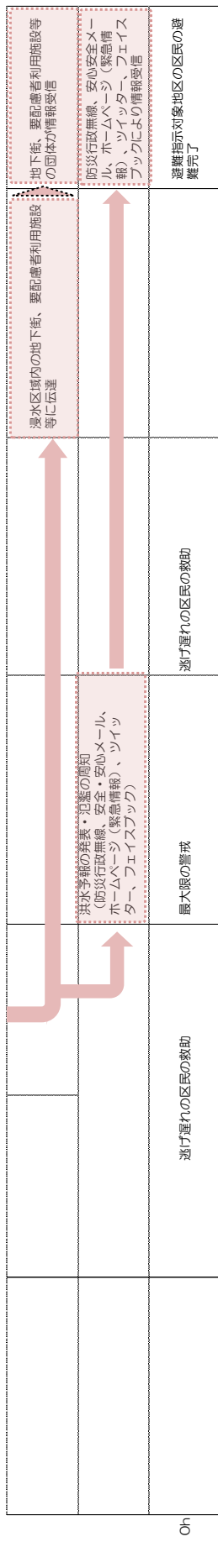
風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン



風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン



風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン



※このタイムラインは住民への避難勧告等の発令に着目したものであり、今後の台風接近等の事態に至った場合に対応を実践し、その有効性の検証を行い、実践的改善をするものである。

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

【タイムラインチェックリスト版】

分類	活動項目	活動内容(活動詳細)	5日前(-120h)	4日前(-96h)	3日前(-72h)	2日前(-48h)	1日前(-24h)	半日前(-12h)	台風の最接近(-4h)
◎風水害応急・復旧対策の活動	1 気象情報の収集	(1) 台風に関する気象情報の収集(気象庁から5速時)	●						→
		(2) 意思決定支援情報(ウェザーニューズから)		●					→
		(3) WNI台風情報(ウェザーニューズから)		●					→
		(4) 気象情報連絡会(東京都防災行政無線会議端末装置)				●			
	2 非常配置態勢	(1) 情報連絡態勢発令					●		
		(2) 関係機関への区の体制伝達					●		
		(3) 各出張所長へ待機指示							
		(4) 職員住宅居住者/災害当番班へ待機指示							
		(5) 警戒動員者及び待機職員の決定							
	3 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置	(6) 待機職員等の宿泊先確保							
		(1) 危機管理対策本部会議の招集		●					
		(2) 危機管理対策本部の設置					●		
	4 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催	(3) 水防本部の設置						●	→
		(4) 災害対策本部の設置						●	→
		(1) 危機管理対策本部会議の開催						●	
		(2) 災害対策本部会議の開催						●	
		(3) 対応方針の決定						●	
		(4) 各部対応報告(所管施設の安全対策及び対応予定、部関係行事等)						●	
		(5) 災害対策本部設置及び設置時の対応を検討						●	
		(6) 避難準備情報発令を検討						●	
		(7) 避難勧告発令及び対象地区を検討						●	
		(8) 避難指示発令及び対象地区を検討						●	
		(9) 区内での避難、高齢者への避難指示を検討						●	
◎情報の収集・伝達	5 風水害に関する情報の収集・伝達	(1) 現状を区長へ報告		●					→
		(2) 庁内各課への注意喚起		●					
		(3) 各部災害対応報告回線の実施(所管施設の安全対策及び対応予定、部関係行事等)		●					
		(4) 区施設へ安全対策をメール通知							
		(5) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集							
		(6) 災害情報システム(DIS)による報告【区→東京都】							→
		(7) 注意喚起の通知確認(荒川下流河川事務所から)							→
		(8) 区内の被害状況収集							→
		(9) 河川情報システム、東京都水防防災総合情報システムからの情報収集							→
		(10) 避難所の受け入れ状況に関する報告							→
		(11) 関係機関からの問い合わせ対応							→

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

分類	活動項目	活動内容(活動詳細)	5日前(-120h)	4日前(-96h)	3日前(-72h)	2日前(-48h)	1日前(-24h)	半日前(-12h)	台風の最接近(-4h)
⑤相互応援協力・派遣要請	6 災害予警報の伝達	(1) 気象庁から災害予警報の発表							
		(2) 災害予警報発表の周知(防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック)							
	7 災害時の広報・広聴	(1) 区民・事業者への注意喚起(安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック)							
		(2) 自主避難の呼びかけ(安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック)							
		(3) 学校の休校							
		(4) 幼稚園、保育園、子ども園の休園							
		(5) 休校・休園情報の伝達(連絡網メール等)							
⑥水防活動	8 相互応援協力の要請	(6) 区事業の中止							
		(7) 区体制の広報(デジタル式無線機一斉放送、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック、連絡網メール等)							
		(8) 避難指示の呼びかけ、被害状況の周知							
		(1) 災害状況の整理							
		(2) 協力を要請する活動内容の整理							
		(3) 防災関係機関・団体への応援協力要請							
		(4) 防災関係機関・団体の受け入れ体制							
⑦水防活動	9 自衛隊の災害派遣要請	(5) 災害対策機械(排水ポンプ車、照明車)の派遣要請							
		(6) TEC-FORCE派遣要請							
		(1) 災害状況の整理							
		(2) 派遣を希望する期間・活動内容の整理							
		(3) 自衛隊の災害派遣要請							
		(4) 知事への報告							
		(5) 自衛隊受け入れ体制							
⑧水防活動	10 監視・警戒活動	(1) 台風情報の監視・伝達等							
		(2) 気象予警報の伝達							
		(3) 洪水予報・水防警報の伝達							
		(4) 特別警報の伝達							
		(1) 災害対策用資機材及び備蓄物資の確認							
		(2) 区内消防署三署あて、土のう使用に関するメール送信							
		(3) 水防委員の要請							
⑨水防活動	11 水防活動	(4) 消防署職員の受入(区内消防署より)							
		(5) リエゾンの受入(関東地方整備局より)							
		(6) 風水害応急・復旧業務の推進							
		(7) 水害報告							

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

分類	活動項目	活動内容(活動詳細)	5日前(-120h)	4日前(-96h)	3日前(-72h)	2日前(-48h)	1日前(-24h)	半日前(-12h)	台風の最接近(-4h)
⑤警備・交通規制	12 警備の実施	(1) 警備活動 (2) 警戒区域の設定 (3) 救助活動の支援							●
	13 交通規制の実施	(1) 交通情報の収集 (2) 交通規制							●
		(1) 自主避難所の開設決定 (2) 自主避難所の開設 (3) 避難所の開設準備 (4) 避難所の開設決定 (5) 避難所の開設				●	●		●
⑥避難計画	14 避難所の開設	(1) 浸水区域内の地下街等、要配慮者利用施設等に伝達 (2) メール、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック) (3) 避難勧告の発令(防災行政無線、デジタル式無線機、緊急通報メール、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック) (4) ル、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック) (5) 避難勧告等発令の処置を要す(必要な場合)					●	●	→
	15 避難勧告等の発令	(1) 避難誘導体制確立 (2) 避難誘導					●		●
	16 避難誘導	(1) 避難所の運営 (1) 外国人への情報提供						●	→
⑦ライフライン施設の応急・復旧措置	17 避難所の運営	(1) 被災したライフライン施設の応急措置						●	→
	18 外国人の支援対策	(1) バイパス							●
	19 ライフライン施設の応急・復旧措置	(1) バイパス							●
⑧公共土木施設の応急・復旧対策	20 公共土木施設の応急措置	(1) 被災した公共土木施設の応急措置						●	→
									→
									→

5-88項目の活動内容(活動詳細)は152ステップの事前行動計画を行う。

第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順

第1節 5日前（120時間前）に想定される活動の内容と手順

- 台風の状況
グアム島の東海上で台風が発生。中心気圧は 987hPa
- 気象予警報等
台風情報
- 千代田区内の状況
異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集 【1-（1）新規】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

2 監視・警戒活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等 【10-（1）新規】

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

3 水防活動の実施（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 災害時対策用資機材及び備蓄物資の確認 【11-（1）新規】

水防活動等に利用する災害時対策用資機材の在庫状況や動作確認等を行い、また備蓄物資等の確認を行う。

第2節 4日前（96時間前）に想定される活動の内容と手順

- 台風の状況
台風は勢力を強めながら北上。中心気圧は960hPa。
- 気象予警報等
台風情報
- 千代田区内の状況
異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集 【1-(1) 継続】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

(2) 意思決定支援情報の収集 【1-(2) 新規】

ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集 【1-(3) 新規】

ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置（災害対策・危機管理課）

(1) 危機管理対策本部会議の招集 【3-(1) 新規】

気象の状況等により、危機管理対策本部会議招集の決定及び開催の通知を行う。

危機管理対策本部会議の委員は、以下のとおりとする。

区長、副区長、教育長、事業部長、担当部長、幹事出張所長、道路公園課長、総務課長、人事課長、広報広聴課長、施設経営課長、企画調整課長、財政課長、災害対策・危機管理課長

3 風水害に関する情報の収集・伝達（災害対策・危機管理課）

(1) 現状を区長へ報告 【5-(1) 新規】

台風や気象の状況等を区長へ報告する。

(2) 庁内各課への注意喚起 【5-(2) 新規】

第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順

台風や気象の状況、今後の見通し等を庁内各課へ伝達するとともに、台風への対応について注意喚起する。

(3) 各部災害対応報告調査の実施 【5-(3) 新規】

各部における所管施設の安全対策及び対応予定、関係行事の状況及び対応予定について対応報告調査を行う。

4 災害時の広報・広聴（災害対策・危機管理課、政策経営部）

(1) 区民・事業者への注意喚起 【7-(1) 新規】

台風が勢力を強めながら北上していることから、区民・事業者に対し、台風の接近に対する注意を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

5 監視・警戒活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等 【10-(1) 継続】

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

6 水防活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 災害時対策用資機材及び備蓄物資の確認 【11-(1) 継続】

水防活動等に利用する災害時対策用資機材の在庫状況や動作確認等を行い、また備蓄物資等の確認を行う。

第3節 3日前（72時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風はさらに勢力を強めながら北上。中心気圧は880hPa。

■気象予警報等

台風情報

■千代田区内の状況

異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1)継続】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

重要な気象注意報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2)継続】

ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3)継続】

ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置（災害対策・危機管理課）

(1) 危機管理対策本部の設置【3-(2)新規】

区長は、災害対策の推進を図るために、危機管理対策本部の設置を決定する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（災害対策・危機管理課）

(1) 危機管理対策本部会議の開催及び対応方針の決定【4-(1)(2)新規】

第1回危機管理対策本部会議を開催し、台風や気象の状況等に基づき今後の対応方針を決定する。

(2) 各部対応報告【4-(4)新規】

各部における所管施設の安全対策及び対応予定、関係行事の状況及び対応予定について報告を行う。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（災害対策・危機管理課）

- (1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**
台風や気象の状況等を区長へ報告する。
- (2) 区施設へ安全対策をメール通知 **【5-(4) 新規】**
区施設に対して、安全対策をメールで通知する。
- (3) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(10) 新規】**
防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害時の広報・広聴（災害対策・危機管理課、政策経営部）

- (1) 区民・事業者への注意喚起 **【7-(1) 継続】**
台風が更に勢力を強めながら北上していることから、引き続き区民・事業者に対し、台風の接近に対する注意を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

6 監視・警戒活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

- (1) 台風情報の監視・伝達等 **【10-(1) 継続】**
気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

7 水防活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

- (1) 災害対策用資機材及び備蓄物資の確認 **【11-(1) 継続】**
水防活動等に利用する災害時対策用資機材の在庫状況や動作確認等を行い、また備蓄物資等の確認を行う。

第4節 2日前（48時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風はさらに勢力を強めながら北上。中心気圧は877hPa。

■気象予警報等

台風情報

■千代田区内の状況

異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1)継続】

風水害に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

気象警報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2)継続】

ウェザーニュースから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3)継続】

ウェザーニュースから、WNI 台風情報を収集する。

(4) 気象情報連絡会【1-(4)新規】

東京都防災行政無線会議端末装置により、東京都が開催する気象情報連絡会で発表される台風の進路や防災事項などに関する情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 非常配備態勢（災害対策・危機管理課）

(1) 各出張所長への待機指示【2-(3)新規】

各出張所長に対して待機を指示する。

(2) 職員住宅居住者及び災害当番班への待機指示【2-(4)新規】

職員住宅居住者及び居住職員の業務を補佐するための災害情報対策員に対して、待機を指示する。

(3) 警戒勤務者及び待機職員の決定【2-(5)新規】

あらかじめ指定を受けた警戒勤務者及び待機職員に対して、指示する。

(4) 待機職員等の宿泊先確保 **【2-(6) 新規】**

休日・夜間等の勤務時間外に非常災害に対する警戒態勢を確保するため、待機職員等の宿泊先を確保する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（災害対策・危機管理課）

(1) 危機管理対策本部会議の開催 **【4-(1) 継続】**

危機管理対策本部会議を開催し、非常配備態勢をとることを決定する。区事業の中止判断や学校の休校、幼稚園、保育園、子ども園の休園判断を行い、自主避難所の開設を決定する。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（災害対策・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京ガス、東京地下鉄、首都高速、国、都）

(1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**

台風や気象の状況等を区長へ報告する。

(2) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(10) 継続】**

防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害時の広報・広聴（全部局）

(1) 区民・事業者への注意喚起 **【7-(1) 継続】**

台風が勢力を強めており上陸の可能性が高いことから、区民・事業者に対し、台風の接近に対する警戒を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

(2) 自主避難の呼びかけ **【7-(2) 新規】**

災害時に事前避難を必要とする人（高齢者、乳幼児、病人等）やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、自主避難場所及び避難の方法等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

(3) 学校の休校、幼稚園・保育園・子ども園の休園の周知 **【7-(3) (4) 新規】**

台風接近により、学校が休校、幼稚園・保育園・子ども園が休園となることを区民・事業者に対し、周知する。

(4) 休校、休園情報の伝達 **【7-(5) 新規】**

校長及び園長は、臨時休校及び休園の措置をとったことを連絡網メール等により速やかに保護者に対して伝達を行う。

(5) 区事業の中止 **【7-(6) 新規】**

区事業のうち中止が決定したものについて、区民に周知する。

6 監視・警戒活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等【10-(1)継続】

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

7 避難所の開設（災害対策・危機管理課）

(1) 自主避難所の開設決定【14-(1)新規】

事前避難をした人を受け入れるための自主避難所の開設について、危機管理対策本部会議での検討を踏まえ、区長が開設を決定する。

8 公共土木施設の応急措置（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

(1) パトロール【20-(1)新規】

管内のパトロールを実施し、雨水ますや浸水箇所を中心に点検を行う。不具合のある箇所については、必要な措置を実施する。

第5節 1日前（24時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風は日本列島に接近し、伊豆半島の南端を通過。中心気圧は930hPa。

■気象予警報等

大雨注意報・洪水注意報

荒川氾濫注意情報

水防体制指標1に上昇【ウェザーニュース】

■河川水位の状況

荒川：氾濫注意水位に到達

■千代田区内の状況

梅雨前線が刺激され、関東地方の広い範囲で豪雨

千代田区内の一部で床下浸水

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1)継続】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

重要な気象注意報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2)継続】

ウェザーニュースから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3)継続】

ウェザーニュースから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 非常配備態勢（災害対策・危機管理課）

(1) 情報連絡態勢の発令【2-(1)新規】

気象や災害の状況等により、本部長が必要と認める情報連絡態勢をとるものとする。

(2) 関係機関への区の体制伝達【2-(2)新規】

区が情報連絡態勢に移行したことを関係機関に伝達する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（災害対策・危機管理課）

- (1) 危機管理対策本部会議の開催【4-(1)継続】
第3回危機管理対策本部会議を開催する。
- (2) 災害対策本部設置及び設置時の対応を検討【4-(5)新規】
気象や災害の状況等により、第3回危機管理対策本部会議において、災害対策本部の設置を検討する。また、災害対策本部の設置が決定された場合の対応を検討する。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

- (1) 現状を区長へ報告【5-(1)継続】
台風や気象の状況等を区長へ報告する。
- (2) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集【5-(5)新規】
関係機関の災害に係る体制について、情報を収集する。
- (3) 災害情報システム（DIS）による報告【5-(6)新規】
区が情報連絡態勢に移行したことについて、DISにより都へ報告を行う。
- (4) 注意喚起の通知確認【5-(7)新規】
荒川下流河川事務所からの注意喚起の通知事項を確認する。
- (5) 避難所の受入状況に関する報告【5-(10)新規】
各自主避難所から、受入者の総数や災害時要援護者の人数、備蓄物資の状況等について報告を行う。
- (6) 関係機関からの問い合わせ対応【5-(11)継続】
防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害時の広報・広聴（災害対策・危機管理課、政策経営部）

- (1) 区民・事業者への注意喚起【7-(1)継続】
台風が勢力を強めており上陸の可能性が高いことから、区民・事業者に対し、台風の接近に対する警戒を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。
- (2) 自主避難の呼びかけ【7-(2)継続】
災害時に事前避難を必要とする人（高齢者、乳幼児、病人等）やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、自主避難場所及び避難の方法等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

(3) 区体制の広報【7- (7) 新規】

区が情報連絡態勢をとっていることを、MC A無線機一斉放送、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック、連合町会長への通知により区民に周知する。

広報内容及び時期等については、政策経営部広報広聴課が統一して処理する。

6 監視・警戒活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等【10 - (1) 継続】

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

(2) 洪水予報・水防警報の伝達【10- (3) 新規】

荒川氾濫注意情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設に伝達する。

○荒川洪水予報の基準水位など

河川及び実施区域	予報地点						
	基準地点	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒 川 （旧川を除く）	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.507m	A. P. +26.457m
左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川原 5 番の 2 地先 から海まで	治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.599m	A. P. -0.229m
右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤 浜字後古沢 218 番の 18 地 先から海まで	岩淵水門（上）	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m	A. P. +0.000m

○荒川洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	いずれかの基準地点において、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報	いずれかの基準地点において、 ・概ね2～3時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	いずれかの基準地点において、氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫注意情報を下回り、氾濫の恐れがなくなったとき

○神田川洪水予報の基準水位など

単位 A.P.

河川及び実施区域	予報地点				
	基準地点	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位	氾濫発生水位
神田川 左岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 偶田川合流点まで 右岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 偶田川合流点まで	ばんやばし 番屋橋	—	—	34.10 m	34.93 m
	わだみばし 和田見橋	—	—	29.72 m	30.59 m
	みなみおたきばし 南小滝橋	—	—	17.96 m	20.10 m
	いいたばし 飯田橋	—	—	3.67 m	5.27 m

○神田川洪水予報の種類と発表基準

種 類	基準地点	発 表 基 準
神田川 氾濫危険情報	番屋橋、和田見橋、南小滝橋、飯田橋	番屋橋・和多見橋・南小滝橋・飯田橋の基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
神田川 氾濫注意情報解除		全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったとき

7 水防活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

- (1) 区内消防署三署あて、土のう使用に関するメール送信【11－(2)新規】
区内の三消防署にあてて、土のうの使用に関するメールを送信する。
- (2) 水防要員への要請【11－(3)新規】
区内の消防署に対して、水防要員の体制確立を要請する。

8 避難所の開設（災害対策・危機管理課）

- (1) 自主避難所の開設【14－(2)新規】
区立施設等に自主避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設準備【14－(3)新規】
避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する場合に備えて、避難所の開設や資材及び設備等の準備を行う。

9 避難誘導（災害対策・危機管理課、警察署、消防署）

- (1) 避難誘導體制確立【16－(1)新規】
避難勧告等を発令した際に、円滑に避難誘導を実施できるよう体制を確立する。（避難誘導人員の配置、避難所の開設、資材及び設備等の準備等）

10 公共土木施設の応急措置（環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

- (1) パトロール【20－(1)新規】
管内のパトロールを実施し、雨水ますや浸水箇所を中心に点検を行う。不具合のある箇所については、必要な措置を実施する。

第6節 半日前（12時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風は日本列島に接近し、伊豆半島の南端を通過。中心気圧は930hPa。

■気象予警報等

大雨警報・洪水警報、暴風・高潮警報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報
荒川氾濫警戒情報または危険情報、神田川氾濫警戒情報
水防体制指標2→3に上昇【ウェザーニューズ】

■河川水位の状況

荒川：避難判断水位に到達
神田川：避難危険水位に到達

■千代田区内の状況

千代田区内で豪雨・強風、強風・強雨による建物被害
公共土木施設に被害発生、区内の一部で停電・断水

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1)継続】

台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

気象予警報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2)継続】

ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3)継続】

ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置（全部局）

(1) 災害対策本部・水防本部の設置【3-(3)(4)新規】

区長は、災害対策の推進を図るために、水防本部及び災害対策本部の設置を決定する。なお、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に合流する。政策経営部長は、本部各部長、東京都知事、関係各防災機関の長又はその代表者のうち、必要と認めた者に対して、本部の設置を通知する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（全局局）

- (1) 災害対策本部会議の開催 **【4-(1)(2) 新規・継続】**
本部長の決定により本部員及び必要があると認める者を招集し、第4回危機管理対策本部会議及び第1回災害対策本部会議を開催する。本部会議に付議する事項は、規則第6条に定める審議策定事項及び千代田区地域防災計画に定める報告事項とする。
- (2) 避難準備情報発令の検討 **【4-(6) 新規】**
気象や河川水位の状況等に基づき、避難準備情報の発令を検討する。
- (3) 避難勧告発令及び対象地区の検討 **【4-(7) 新規】**
気象や河川水位の状況等に基づき、避難勧告の発令及びその対象地区を検討する。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

- (1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**
台風や気象の状況等を区長へ報告する。
- (2) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集 **【5-(5) 継続】**
東京都や東京消防庁など関係機関の災害に係る体制について、情報を収集する。
- (3) 災害情報システム（DIS）による報告 **【5-(6) 継続】**
区が災害対策本部を設置したこと、避難準備情報及び避難勧告を発令したことについて、DISにより都へ報告を行う。
- (4) 区内の被害状況収集 **【5-(7) 新規】**
区内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。
- (5) 河川情報システムからの情報収集 **【5-(8) 新規】**
河川情報システム、東京都水防災総合情報システムを活用して、河川水の情報を収集する。
- (6) 避難所の受入状況に関する報告 **【5-(10) 継続】**
各自主避難所から、受入者の総数や災害時要援護者の人数、備蓄物資の状況等について報告を行う。
- (7) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(11) 継続】**
防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害予警報の伝達（全機関）

- (1) 気象庁から災害予警報の発表 **【6-(1) 新規】**
気象庁からの気象予警報の発表情報を把握する。

(2) 災害予警報発表の周知 **【6-(2) 新規】**

気象警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

6 災害時の広報・広聴（災害対策・危機管理課、政策経営部）

(1) 区体制の広報 **【7-(7) 継続】**

区が災害対策本部を設置したことを、MC A無線機一斉放送、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック、連合町会長への通知により区民に周知する。

7 監視・警戒活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 気象予警報の伝達 **【10-(2) 新規】**

大雨警報及び洪水警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報する。

(2) 洪水予報・水防警報の伝達 **【10-(3) 継続】**

荒川氾濫警戒情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設に伝達する。

8 水防活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 消防署職員の受入 **【11-(4) 新規】**

区内消防署から、水防活動要員として消防署職員を受け入れる。

(2) リエゾンの受入 **【11-(5) 新規】**

関東地方整備局から、連絡要員としてリエゾンを受け入れる。

(3) 風水害応急・復旧業務の推進 **【11-(6) 新規】**

警察署、消防署と相互に連絡をとり、区内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡する。河川、道路、堤防等に浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

区管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

9 避難所の開設（全部局）

(1) 避難所の開設決定 **【14-(4) 新規】**

避難準備情報及び避難勧告の発令により、区長は避難所の開設を決定し、発令する。

(2) 避難所の開設 **【14-(5) 新規】**

避難をした人を受け入れるための避難所を区立施設等に開設する。

10 避難勧告等の発令（全部局、警察署、消防署、都）

(1) 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設等に伝達 **【15-(1) 新規】**

浸水区域内の地下街及び要配慮者利用施設等に対して、避難準備情報・避難勧告が発令されたことを伝達する。

(2) 避難準備情報の発令 **【15-(2) 新規】**

気象や河川水位の状況等から避難準備情報の発令が必要と判断した場合、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難準備情報を発令する。この場合、直ちに都に報告する。

避難準備情報が発令されたため、災害時に事前避難を必要とする人やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、避難場所及び避難の方法等を、防災行政無線、MCA無線機、緊急速報メール、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

(3) 洪水予報・水防警報の伝達 **【10-(3) 継続】**

神田川氾濫危険情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設に伝達する。

(4) 避難勧告の発令 **【15-(3) 新規】**

気象や河川水位の状況等から避難勧告の発令が必要と判断した場合、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難勧告を発令する。この場合、直ちに都に報告する。

避難勧告が発令されたため、避難場所及び避難の方法等を、防災行政無線、MCA無線機、緊急速報メール、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

(5) 避難勧告等発令の助言要求 **【15-(5) 新規】**

避難勧告等の発令検討に際して必要と判断した場合、区長は関係機関に対して助言を要求する。

11 避難誘導（全部局、警察署、消防署）

(1) 避難誘導 **【15-(2) 新規】**

避難準備情報及び避難勧告の発令を受け、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。区は、避難誘導に必要な職員等を配置する。

12 避難所の運営（全部局）

(1) 避難所の運営 **【17-(1) 新規】**

避難所は区職員が運営する。夜間及び休日についても、同様とする。

13 外国人の支援対策（災害対策・危機管理課、都）

(1) 外国人への情報提供 **【18-(1) 新規】**

東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

14 公共土木施設の応急措置（環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

(1) パトロール **【20-(1) 継続】**

管内のパトロールを行い、崖地、アンダーパス等の危険箇所を重点的に点検する。

(2) 被災した公共土木施設の応急措置 **【20-(2) 新規】**

点検の結果不具合のある箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

第7節 台風の最接近時（4時間前）に想定される活動の内容と手順

■ 台風の状況

台風は神奈川県東部に上陸。中心気圧は 980hPa。

■ 気象予警報

大雨特別警報・洪水警報、土砂災害警戒情報

荒川氾濫発生情報

記録的な大雨に関する気象情報発表

■ 河川水位の状況

荒川：決壊

神田川：氾濫

■ 千代田区内の状況

千代田区内で豪雨・強風、強風・強雨による建物被害

公共土木施設に被害発生、区内の一部で停電・断水

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1) 継続】

台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

気象予警報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2) 継続】

ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3) 継続】

ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部会議の開催（全部局）

(1) 災害対策本部会議の開催【4-(2) 継続】

本部長の決定により本部員及び必要があると認める者を招集し、第2回災害対策本部会議を開催する。本部会議に付議する事項は、規則第6条に定める審議策定事項及び千代田区地域防災計画に定める報告事項とする。

(2) 避難指示発令及び対象地区の検討【4-(8) 継続】

気象や河川水位の状況等に基づき、避難指示の発令及びその対象地区を検討する。

(3) 屋内での避難、高層階への避難指示の検討 **【4-(9) 継続】**

気象や河川水位の状況等に基づき、屋内での避難、高層階への避難指示の発令を検討する。

3 風水害に関する情報の収集・伝達（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

(1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**

台風や気象の状況等を区長へ報告する。

(2) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集 **【5-(5) 継続】**

東京都や東京消防庁など関係機関の災害に係る体制について、情報を収集する。

(3) 災害情報システム（DIS）による報告 **【5-(6) 継続】**

区が避難指示を発令したことについて、DISにより都へ報告を行う。

(4) 区内の被害状況収集 **【5-(8) 継続】**

区内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。

(5) 河川情報システムからの情報収集 **【5-(9) 継続】**

河川情報システム、東京都水防災総合情報システムを活用して、河川水の情報を収集する。

(6) 避難所の受入状況に関する報告 **【5-(10) 継続】**

各避難所から、受入者の総数や災害時要援護者の人数、備蓄物資の状況等について報告を行う。

(7) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(11) 継続】**

防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

4 災害予警報の伝達（全機関）

(1) 気象庁から災害予警報の発表 **【6-(1) 継続】**

気象庁からの気象予警報の発表情報を把握する。

(2) 災害予警報発表の周知 **【6-(2) 継続】**

特別警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

5 災害時の広報・広聴（災害対策・危機管理課、政策経営部）

(1) 避難指示の呼びかけ、被害状況の周知 **【7-(8) 新規】**

区内の被害状況、避難所における支援体制、医療救護の体制、応急措置対策の状況、交通機関の運行状況、被災地の状況等の被災者支援に関する情報等について、東京都やマスコミと連携して伝達する。

また、マスコミからの取材申込があった場合には、必要な情報を提供する。
避難指示の発令について、引き続き東京都やマスコミと連携して伝達する。

6 相互応援協力の要請（災害対策・危機管理課、国、都）

(1) 災害状況の整理【8-(1)新規】

都、防災関係機関、公共的団体へ相互応援協力の要請が必要となった場合、要請手続きに必要な災害の状況を収集・整理する。

(2) 協力を要請する活動内容の整理【8-(2)新規】

要請する具体的な活動内容を整理するとともに、相互応援協力を要請する各機関に応じた必要事項をまとめ、定められた方法で的確に依頼する。

(3) 防災関係機関・団体への応援協力要請【8-(3)新規】

都又は他の区市町村の応援を求める場合は、都総務局（総合防災部）に対し、必要事項について口頭又は電話をもって要請する。（後日文書により改めて処理。）

防災関係機関、公共的団体へ応援協力を要請する場合、定められた要請手続きに従って応援協力を要請する。

(4) 防災関係機関・団体の受け入れ体制【8-(4)新規】

応援協力を要請した機関や団体が活動をするに当たって必要となる、千代田区との役割分担、活動場所、活動内容、宿泊施設の確保など可能な限り受け入れ体制を整える。

(5) 災害対策機械の派遣要請【8-(5)新規】

国、都、防災関係機関に対して、必要に応じ水防活動に必要な排水ポンプ車や照明車などの災害対策機械の派遣を要請する。

(6) TEC-FORCE 派遣受入【8-(6)新規】

災害の状況に応じて、TEC-FORCE の派遣を受け入れる体制をとる。

7 自衛隊の災害派遣要請（災害対策・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署、都）

(1) 災害状況の整理【9-(1)新規】

自衛隊の災害派遣要請が必要となった場合、要請手続きに必要な災害の状況を収集・整理する。

(2) 派遣を希望する期間・活動内容の整理【9-(2)新規】

区長は、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をする。要請に当たっては、具体的な活動内容を整理するとともに、派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、区域、その他必要事項をまとめ、電話又は口頭で都総務局総合防災部に依頼する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請【9-(3)新規】

区長は、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をする。要請に当たっては、具体的な活動内容を整理するとともに、派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、区域、その他必要事項をまとめ、電話又は口頭で都総務局総合防災部に依頼する。

緊急避難、人命救助、事態が急迫し知事に要請する暇がない場合は、直接陸上自衛隊第1師団司令部（練馬）又は第1普通科連隊（練馬）に通報する。

(4) 知事への報告 **【9-(4) 新規】**

自衛隊に直接災害派遣要請を通報した場合、速やかに都知事にその旨を通知する。また、事後に所定の手続きを行う。

(5) 自衛隊の受け入れ体制 **【9-(5) 新規】**

派遣部隊のためのヘリコプター発着地点や車両駐車場所等の体制を整える。また、仮泊予定地を自衛隊と協議して、速やかに確保する。

8 監視・警戒活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 洪水予報・水防警報の伝達 **【10-(3) 継続】**

荒川氾濫発生情報、神田川氾濫発生情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設に伝達する。

(2) 特別警報の伝達 **【10-(4) 新規】**

大雨特別警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報する。

9 水防活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 風水害応急・復旧業務の推進、水害報告 **【11-(6) (7) 継続・新規】**

警察署、消防署と相互に連絡をとり、区内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡する。

河川、道路、堤防等に浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

区管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

10 警備の実施（災害対策・危機管理課、警察署）

(1) 警備活動 **【12-(1) 新規】**

警察署と連携して、現場広報、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

(2) 警戒区域の設定 **【12-(2) 新規】**

浸水被害等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長又は区長の職権を行う区の職

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順

員は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止、又は退去を命ずる。
警察署が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を区長に通知する。

また、警戒区域付近の区民等に対して、安全な場所への避難誘導を実施する。

(3) 救助活動の支援【12-(3)新規】

災害が発生した場合には、警察署、消防署と連携して、全力をつくして人命の救出、救護に努める。

11 交通規制の実施（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、警察署、首都高速、東京国道事務所）

(1) 交通情報の収集【13-(1)新規】

交通情報の収集に努めるとともに道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を区長（区本部長）に通報する。

(2) 交通規制【13-(2)新規】

被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

12 避難勧告等の発令（全部局、警察署、消防署、都）

(1) 浸水区域内の地下街、要配慮者利用施設等に伝達【15-(1)継続】

浸水区域内の地下街及び要配慮者利用施設等に対して、避難指示が発令されたことを伝達する。

(2) 避難指示の発令【15-(4)新規】

気象や河川水位の状況等から避難指示の発令が必要と判断した場合、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域を定めて当該地域住民に対し頑強な建物の3階以上に屋内退避の避難指示を発令する。この場合、直ちに都に報告する。

避難指示が発令されたため、避難場所及び避難の方法等を、防災行政無線、MCA無線機、緊急速報メール、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

(3) 避難勧告等発令の助言要求【15-(5)継続】

避難指示の発令検討に際して必要と判断した場合、区長は関係機関に対して助言を要求する。

13 避難所の運営（全部局）

(1) 避難所の運営【17-(1)継続】

避難所は区職員が運営する。夜間及び休日についても、同様とする。

14 外国人の支援対策（災害対策・危機管理課、都）

(1) 外国人への情報提供 **【18-(1) 継続】**

東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

15 ライフライン施設の応急措置（災害対策・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力、東京ガス、東京都交通局、ＪＲ東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、ＮＴＴ東日本）

(1) 被災したライフライン施設の応急措置 **【19-(1) 新規】**

区は、区民や関係機関等からの情報を収集・整理し、区内におけるライフライン施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

区内の一部で停電が発生した場合、東京電力は応急工事等の適切な措置を講じる。また、断水が発生した場合、都（水道局）は応急給水等の適切な措置を講じる。

16 公共土木施設の応急措置（環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

(1) 被災した公共土木施設の応急措置 **【20-(2) 継続】**

区は、区民や関係機関等からの情報を収集・整理し、区内における公共土木施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

区内の公共土木施設に被害が発生しているため、各施設管理者は応急工事等の適切な措置を講じる。

第4部 風水害応急・復旧対策計画

第4部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 風水害応急・復旧対策の活動

震災対策編 第2部第1章に準ずる。

風水害の場合は、発災前の気象情報の収集、伝達を速やかに行い、非常配備態勢を確立するとともに、区災害対策本部・水防本部を設置して適切な風水害応急・復旧活動を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
災 対 全 部 局	○気象情報の収集・伝達							
	○非常配備態勢							
	○災害対策本部・水防本部の設置							
	○本部会議の開催			○	○	○	○	

■内容

第1節 区の活動（災害対策・危機管理課）

風水害による被害発生のおそれがある場合又は被害が発生した場合、区及び防災関係機関は住民と一致協力して、災害の拡大を防御し被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

風水害時の区の活動態勢（発災後72時間）については、震災対策編 第2部第1章第1節に準じる。

第2節 休日・夜間の活動（災害対策・危機管理課）

震災対策編 第2部第1章第2節に準ずる。

第3節 区災害対策本部（全部局）

震災対策編 第2部第1章第3節に準ずる。

第4節 防災関係機関の活動（災害対策・危機管理課、第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、N T T東日本、東京ガス、J R東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、宮内庁、日本郵便、東京国道事務所、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、皇宮警察）

震災対策編 第2部第1章4節に準ずる。

■ポイント

- ◆ 震災に対し、風水害の場合は、発災前の気象情報の収集、伝達を速やかに行う。
- ◆ 区災害対策本部を設置した際は、その旨を関係機関に速やかに報告する。

第2章 情報の収集・伝達

震災対策編 第2部第2章に準ずる。

防災ネットワークシステムを活用して区の被害状況を調査するとともに必要な情報を収集し、区民及び関係機関に伝達する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
課、災害対策・危機管理 政策経営部、 警察署、消防署、 各防災機関	○風水害に関する情報の収集・伝達							
	○災害予警報の発表・伝達							
	○災害時の広報・広聴							

第1節 情報連絡（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、消防署、都、その他防災機関）

震災対策編 第2部第2章第1節に準ずる。

1 連絡系統

風水害時の情報収集、伝達に関する担当部署は、以下のとおりとする。なお、情報伝達を受けた場合は、確実に受令確認を行う。

担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
環境まちづくり部道路公園課 （水防担当）	03-5211-4239	03-3264-4792
政策経営部災害対策・危機管理課 （避難勧告等発令担当）	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001

第2節 災害予警報の発表・伝達（災害対策・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、その他防災機関）

震災対策編 第2部第2章第2節に準ずる。

風水害に係る気象予警報の収集・伝達については、以下のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 気象等予警報の伝達 気象、地象、水象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等及び一般住民等に周知する。

第3節 被害状況等の収集（災害対策・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京地下鉄、首都高速、国、都）

震災対策編 第2部第2章第3節に準ずる。

第4節 災害時の広報・広聴（災害対策・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署、東京電力、東京ガス、NTT 東日本、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、都、その他防災機関）

災害時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び防災関係機関は、一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び防災関係機関において、広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努める。

本節においては、災害時の広報・広聴活動、報道機関への発表について、必要事項を定める。

1 広報活動

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、各関係機関と密接な連絡を図るとともに、区が所有する広報媒体を十分に活用して広報活動を実施する。 (1) 広報事項 ア 災害発生時の広報 (ア) 災害の規模、気象、地象等の災害情報 (イ) 交通機関運行状況 (ウ) 避難誘導等その他の注意事項 (エ) 区の防災態勢 イ 被災者に対する広報 (ア) 医療救護、衛生知識の周知 (イ) 都及び都の応急復旧対策 (ウ) 交通機関運行状況 (エ) 被災地の状況 (オ) 区民の士気、相互扶助精神の高揚方策 (2) 写真等による災害記録 災害発生時における被災地の状況を写真及び映像・動画に記録し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。更に災害情報収集の補完にあてる。 (3) 広報内容 区が実施する広報の内容は、風水害対策編 第4部第2章第1節に定める情報収集に定めるもののほか、風水害対策編 第4部第3章第1節相互応援協力に定める各防災関係機関の要請に基づくものも含むものとする。また、広報内容及び時期等については、本部条例施行規則により政策経営部広報広聴課が統一して処理する。 (4) 広報手段 以下に示す広報手段から、状況に応じて有効な広報手段を選

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達

機 関 名	内 容
千 代 田 区	択して区民に周知する。 ア 千代田区防災行政無線 イ 区ホームページ ウ 区公式ツイッター エ 区公式フェイスブック オ 千代田区安全・安心メール カ 広報車 (5) 報道機関への発表 災害情報は、区本部会議において統一的に収集し、広報広聴課長が報道機関に発表する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 (1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し (2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 (3) 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起 (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (5) 犯罪の防止 (6) その他、各種告示事項 2 広報手段は次のとおりである。 (1) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報 (2) 拡声装置、携帯用拡声機による広報 (3) ヘリコプター、警備艇による広報 (4) ホームページ、災害対策課 Twitter 等による広報 (5) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 (6) 相談所の開設
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。 (1) 気象及び水位の状況 (2) 水災及び土砂災害に関する情報 (3) 被災者の安否情報 (4) 水防活動状況 (5) 救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ 2 広報手段は次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 (2) 消防車両の巡回 (3) ホームページ (4) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

機 関 名	内 容
水 道 局 中 央 支 所	災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、区、警察、消防、報道機関等の関係機関との協力を得て、断水地域への住民に対し被害、復旧、応急給水等について適時適正に広報する。 1 水道施設の被害状況及び復旧見込み 2 応急給水の実施方針及び実施状況 3 水質についての注意 4 その他必要事項
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	下水道施設の被害及び復旧の状況並びに下水道使用自粛等の協力要請についての広報を行う。
東 京 電 力	1 広報内容は次のとおりである。 (1) 電気による二次災害等を防止するための方法 (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 2 広報手段は次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報 (2) ホームページ等を通じた広報 (3) 区の防災行政無線（同報系）の活用 (4) 広報車等による直接当該地域への周知
東 京 ガ ス	1 広報内容は次のとおりである。 (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 2 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。
N T T 東 日 本	1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 2 ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知。 3 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施。
J R 東 日 本	1 広報内容は次のとおりである。 (1) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 (2) 列車の不通線区や開通見込み等 2 広報手段は次のとおりである。 (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で都民への情報提供に努める。 (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

機 関 名	内 容
東 京 都 交 通 局 東 京 地 下 鉄	災害時の混乱防止に努めるため、駅構内については駅放送及び掲示物等により、車内については車内放送により、旅客に周知徹底を図る。
首 都 高 速	1 広報内容は次のとおりである。 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 2 広報手段は次のとおりである。 ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備

2 避難勧告等の情報伝達

震災対策編 第2部第2章第4節2に準ずる。

3 外国人への情報提供

震災対策編 第2部第2章第4節3に準ずる。

4 広聴活動

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 活動方針 災害が終息したのち、被災者を対象に広聴活動を行い、民心の安定を図る。 2 広聴事項 災害に関する要望、苦情等の聴取 3 相談の実施 被災者に対して、必要に応じて区庁舎及び最寄りの出張所等に相談所を開設する。聴取した相談、苦情、要望等は速やかに災害対策本部に連絡し、早期解決を図るとともに、事後の救援、救護措置を推進する参考とする。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	災害の規模に応じて、消防署、出張所など必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の相談や都民から電子メールによる問い合わせに対応する。

第3章 相互応援協力・派遣要請

震災対策編 第2部第3章に準ずる。

防災協定に基づき相互応援協力を求めるとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
各防災機関 警察署、消防署、 陸上自衛隊、 災害対策・危機管理課								

第1節 相互応援協力（災害対策・危機管理課）

第2節 公共的団体との協力（災害対策・危機管理課、日本郵便、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、その他防災機関）

第3節 自衛隊の災害派遣要請計画（災害対策・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署）

第4節 公用負担（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

第4章 水防対策

ヒートアイランド現象の影響による局地的な大雨など、予想し難い都市型水害等による被害を防ぐため、区内河川の監視、気象予報や災害情報の通信・連絡、輸送等の水防活動を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の確立期	非常警戒期		1時間以内	3時間以内	6時間以内	24時間以内	72時間以内
警察署、消防署 下水道局中部下水道事務所 第一建設事務所、環境まちづくり部、災害対策・危機管理課、	○監視・警戒活動							
	○水防活動の実施							

第1節 水防情報（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

各水防機関が水防活動を行ううえで、正確な情報を迅速、的確に把握することが必要である。本節においては、水防活動に必要な気象情報、水防警報、観測通報について、その内容及び伝達方法を定める。

1 気象情報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等は、次のとおりである。

【気象業務法第14条の2（予報および警報）】

(1) 種類と発表基準

ア 特別警報

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、	暴風が吹くと予想される場合。
高潮		高潮になると予想される場合。
波浪		高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	

イ 警報・注意報

種類			発表基準	
警報	大雨	浸水害	雨量基準	3時間雨量 100mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準	174
	洪水		雨量基準	3時間雨量 100mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	4.0m
注意報	大雨		雨量基準	3時間雨量 50mm
			土壌雨量指数基準	139
	洪水		雨量基準	3時間雨量 50mm
			流域雨量指数基準	神田川流域=18
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	2.0m
	雷（※）		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		—	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ		—	
	低温		夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜		4月10日～5月15日 最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※ 気象庁は、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を、各地の气象台等が担当地域（概ね1つの県）を対象に発表します。

竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間です。

発表区域区分

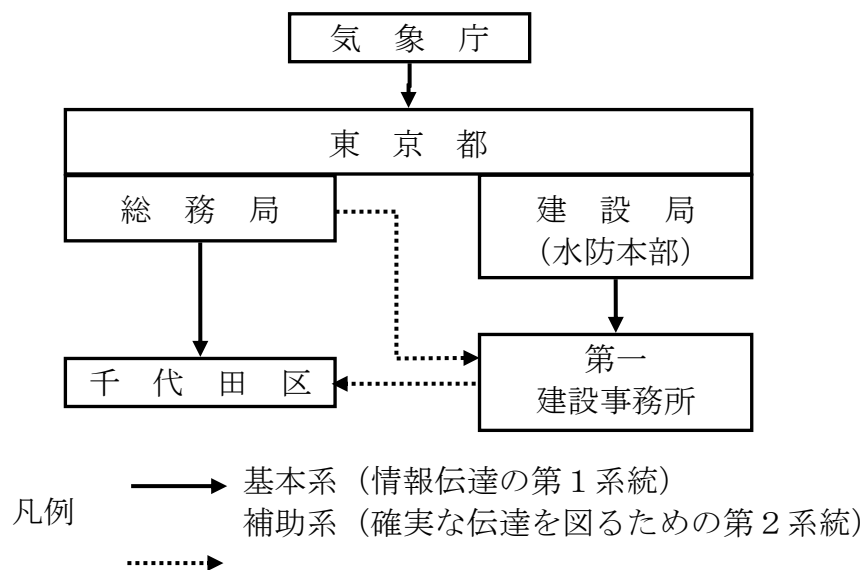
発表官署	担当地域	発表する区域名	区域区分	所管事務所等
気 象 庁	東 京 地 方	23 区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	五建
			台東区、荒川区、足立区	六建
		23 区西部	千代田区、中央区、港区	一建
			品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	二建
			新宿区、中野区、杉並区	三建
			豊島区、板橋区、練馬区	四建
			文京区、北区	六建
		多摩南部	町田市、多摩市、稲城市	南東建
			八王子市、日野市	南西建
		多摩北部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	北南建
			立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市	北北建
		多摩西部	福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	西建
	伊豆諸島北部	大 島	大島町	大島支庁
		新 島	利島村、新島村、神津島村	
	伊豆諸島南部	三宅島	三宅村、御蔵島村	三宅支庁
		八丈島	八丈町、青ヶ島村	八丈支庁

(注) 担当区域の海域全体を示す場合に、「沿岸の海域」の表現を用いる。

注意報・警報を区域を指定して発表する場合の区域名及び区市町村名



- (2) 気象情報伝達
気象情報伝達は、下図によるものとする。



2 洪水予報

洪水予報は、国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合について、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表するものである。

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報で区に関するものは、次のとおりである。（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

(1) 荒川洪水予報

ア 区に関する予報

河川及び実施区域	予報地点						
	基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川 (旧川を除く)	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	<u>5.60m</u>	<u>7.507m</u>	A. P. +26.457m
左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川 原5番の2地 先から海まで	治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	<u>11.10m</u>	<u>14.599m</u>	A. P. -0.229m
右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤 浜字後古沢 218番の18地 先から海まで	岩淵水門 (上)	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m	A. P. +0.000m

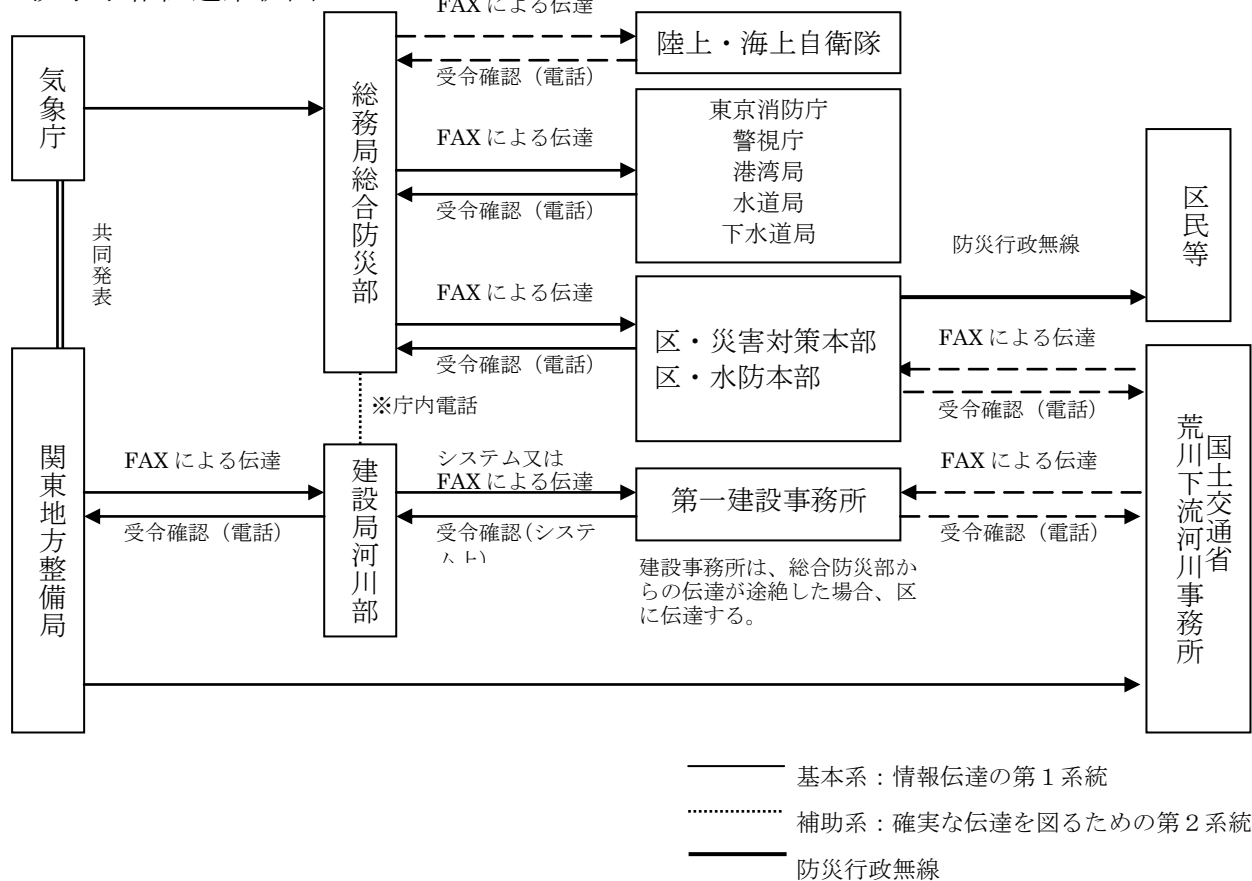
イ 種類と発表基準

洪水予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	いずれかの基準地点において、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報	いずれかの基準地点において、 ・概ね2～3時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	いずれかの基準地点において、氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったとき

ウ 洪水予報伝達

洪水予報の伝達は、洪水予報伝達経路による。

＜洪水予報伝達系統図＞



担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
環境まちづくり部道路公園課 (水防担当)	03-5211-4239	03-3264-4792
政策経営部災害対策・危機管理課 (避難勧告等発令担当)	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

(2) 神田川洪水予報
ア 区に関する予報

単位 A.P.

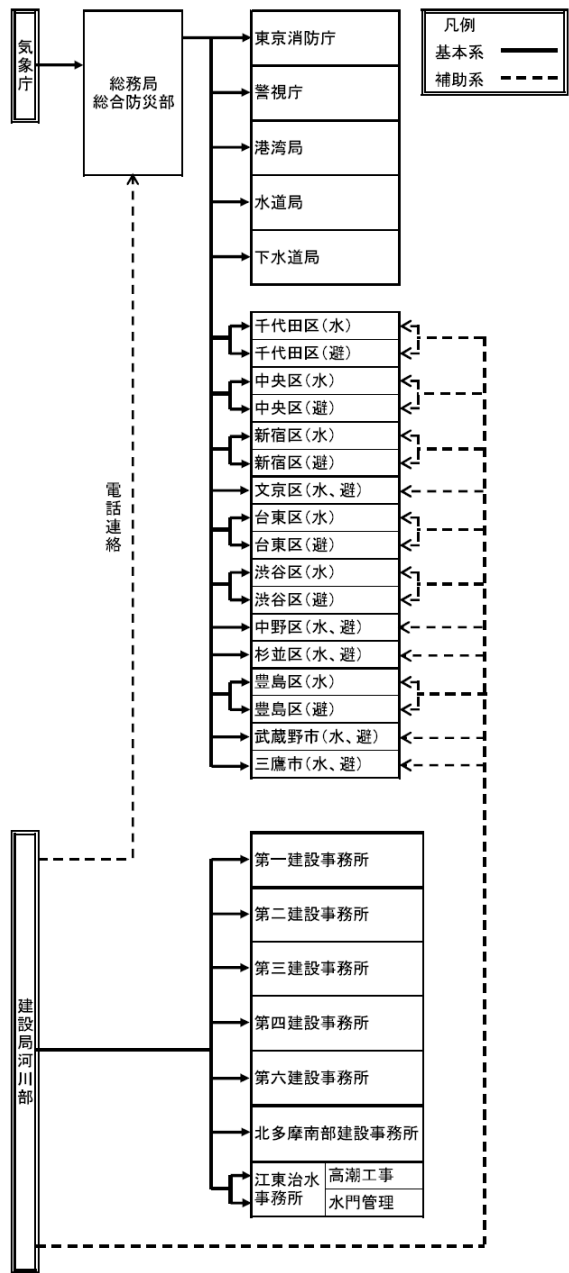
河川及び実施区域	予報地点				
	基準地点	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
神田川 左岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで 右岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで	ばんやばし 番屋橋	—	—	34.10 m	34.93 m
	わだ みばし 和田見橋	—	—	29.72 m	30.59 m
	みなみおたきばし 南小滝橋	—	—	17.96 m	20.10 m
	いいたばし 飯田橋	—	—	3.67 m	5.27 m

イ 種類と発表基準

種類	発表基準
神田川氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位のn n上昇が見込まれる場合に発表する。
神田川氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき

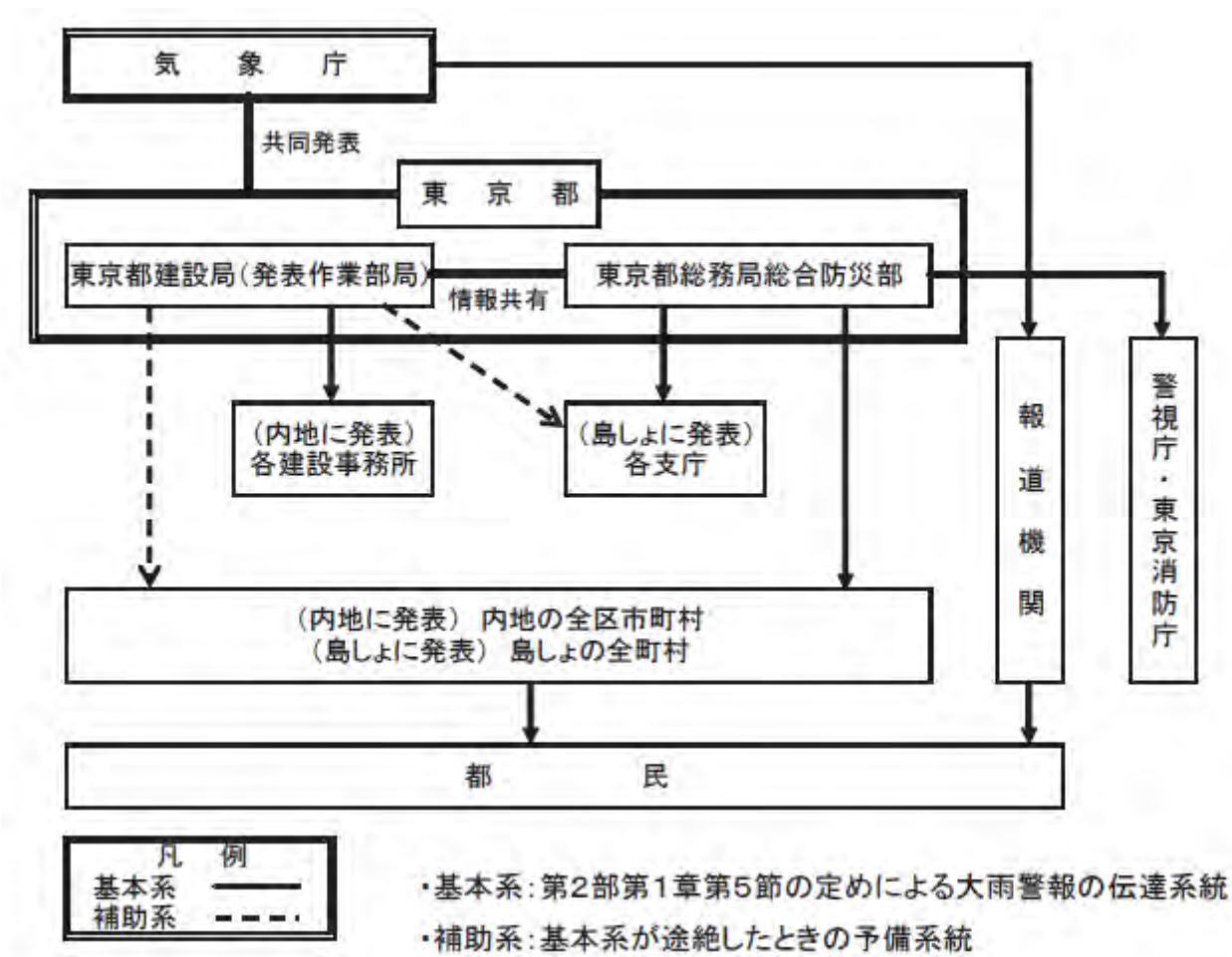
ウ 洪水予報伝達

●神田川洪水予報



担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
環境まちづくり部道路公園課 (水防担当)	03-5211-4239	03-3264-4792
政策経営部災害対策・危機管理課 (避難勧告等発令担当)	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001

(3) 土砂災害警戒情報伝達系統図



担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
環境まちづくり部道路公園課 (水防担当)	03-5211-4239	03-3264-4792
政策経営部災害対策・危機管理課 (避難勧告等発令担当)	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001

3 水防警報

水防法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水又は高潮により重大な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸について、水防警報を発表することが定められている（水防法第16条）。

水防警報は、国土交通大臣または都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令するものである。

当区に係わる河川については、国土交通大臣が指定する河川はない。都知事が指定する中小河川では、短時間に水位が急激に上昇するため、水防警報を発表することが困難とされ、水防警報を行う河川の指定をしていなかった。しかし、近年の全国的な中小河川の水害を背景として、今後、関係機関と調整を図り指定を行っていく予定である。

都建設局では、「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位及び潮位等の情報を、都総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムで各水防団体や関係機関に配信している。当区は、都から配信される情報や区の河川情報システム（風水害対策編第2部第4章第1節参照）により大雨洪水等の恐れがあると判断したときは、直ちに「水防本部」を設置し、設置の旨を関係機関に連絡し、水防活動体制を整える。

4 観測通報

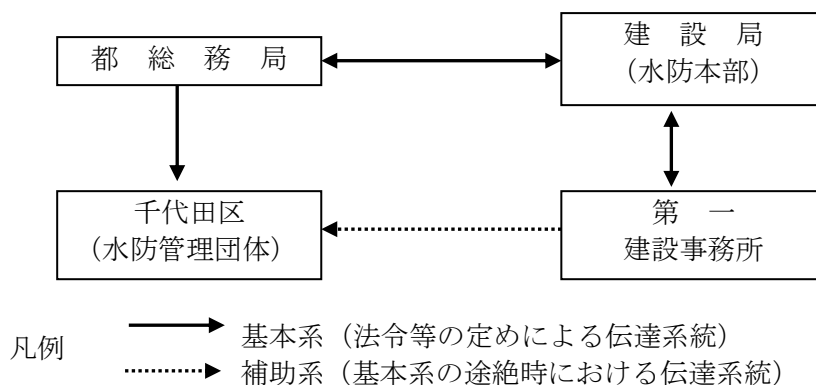
常時、都総務局とオンラインにより情報交換を行うものとする。気象等の状況から水害の発生する恐れがあると認めたときは、積極的に情報の交換を行うと共に（財）河川情報センターからも情報を入手する等、常に適確な情報の把握に努めるものとする。

また、局地的な集中豪雨等に的確に対応するため、観測体制の整備を図る。

雨量計 （区内3ヶ所設置=庁舎屋上・和泉橋出張所屋上・外濠総合グラウンド）

水位計 （日本橋川に2ヶ所（新三崎、雉子橋）、神田川に1ヶ所（後楽橋）の
合計3ヶ所設置）

観測通報連絡系統図



5 水防報告

水防を行ったときは、様式集の「水防実施状況報告書」を知事宛（第一建設事務所経由）提出する。

第2節 水防機関の活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、消防署）

洪水や高潮等の浸水被害の発生又は発生するおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

本節においては、各水防機関の態勢、活動等について、必要な事項を定め、効果的な応急対策を図る。

1 水防機関の活動

(1) 水防活動

機 関 名	活 動 内 容
千 代 田 区	1 水防方針 区は水防管理団体として、気象状況等によりその水防区域で洪水又は高潮による水災のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、次の水防活動を行う。 (1) 河川、道路、堤防等の巡視を、特に水防上注意を要する箇所から優先的に行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。 (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。 (3) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。 (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。 (5) 水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。 この場合は直ちに都建設局（水防本部）に報告する。 ア 準備 (ア) 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき (イ) 河川の水位及び潮位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき イ 出動 (ア) 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき (イ) 水位又は潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき (ウ) その他水防上必要と認めたとき (6) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。 (7) 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。 (8) 決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。洪水又は高潮による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、立退、又はその準備を指示する。 (9) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。 (10) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下で行動する。 (11) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

機 関 名	活 動 内 容																		
千 代 田 区	2 水防態勢 (1) 水防要員は、異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態の即応した水防態勢がとれるよう留意するものである。 (2) 環境まちづくり部長は、区が分担する水防活動の万全を期するため、状況に応じて、次の態勢を指示するものとする。 水防態勢の業務は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づく千代田区災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。 (3) 連絡態勢																		
	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>人 員</th></tr><tr><td>連 絡 態 勢</td><td>主として、情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。</td><td>水防要員の若干名</td></tr></table>	種 類	内 容	人 員	連 絡 態 勢	主として、情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	水防要員の若干名												
	種 類	内 容	人 員																
	連 絡 態 勢	主として、情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	水防要員の若干名																
	(4) 配備態勢																		
	<table><tr><th>種 類</th><th>基 準 及 び 内 容</th><th>人 員</th></tr><tr><td>警 戒 配 備 態 勢</td><td>おおむね次の場合で、警戒すると共に主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 洪水注意報が発せられたとき。 3 水防警報の待機又は準備が発せられたとき。</td><td>水防要員のおおむね 1/15</td></tr><tr><td>第 1 非 常 配 備 態 勢</td><td>おおむね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動対応できる態勢。 1 洪水警報が発せられたとき。 2 水防警報の出動が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td><td>水防要員のおおむね 1/6</td></tr><tr><td>第 2 非 常 配 備 態 勢</td><td>かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。</td><td>水防要員のおおむね 1/3</td></tr><tr><td>第 3 非 常 配 備 態 勢</td><td>複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。</td><td>水防要員のおおむね 1/2</td></tr><tr><td>第 4 非 常 配 備 態 勢</td><td>区内全域にわたる水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td><td>水 防 要 員 全 員</td></tr></table>	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒すると共に主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 洪水注意報が発せられたとき。 3 水防警報の待機又は準備が発せられたとき。	水防要員のおおむね 1/15	第 1 非 常 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動対応できる態勢。 1 洪水警報が発せられたとき。 2 水防警報の出動が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員のおおむね 1/6	第 2 非 常 配 備 態 勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員のおおむね 1/3	第 3 非 常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員のおおむね 1/2	第 4 非 常 配 備 態 勢	区内全域にわたる水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水 防 要 員 全 員
	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員																
	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒すると共に主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 洪水注意報が発せられたとき。 3 水防警報の待機又は準備が発せられたとき。	水防要員のおおむね 1/15																
	第 1 非 常 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動対応できる態勢。 1 洪水警報が発せられたとき。 2 水防警報の出動が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員のおおむね 1/6																
	第 2 非 常 配 備 態 勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員のおおむね 1/3																
第 3 非 常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員のおおむね 1/2																	
第 4 非 常 配 備 態 勢	区内全域にわたる水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水 防 要 員 全 員																	
(注) 水防要員は、異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即した水防態勢がとれるよう留意するものである。																			

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

機 関 名	活 動 内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 活動方針 洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるときまたは発生したときは、消防機関の判断または水防管理者の要請により、水防活動を実施して、水災の被害の軽減に努め、住民の生命身体及び財産を保護する。 2 事前措置 水防活動を効果的に実施するため、水防施設物及び水防上注意を要する箇所等（ハザードマップ等の活用）の状況を把握し、被害予測を行い、水防基本計画、招集編成計画等を樹立するとともに事前教養を実施する。 3 水防態勢等 (1) 水防態勢は、大雨警報等の発令により水災の危険がある場合、即応態勢を確立するため発令する。 (2) 水防非常配備態勢は水災に対処するため、東京消防庁警防本部長が水災の規模に応じ、水防第1非常配備態勢から水防第4非常配備態勢に区分して発令する。ただし、局地的な集中豪雨等による被害の発生が予想され、若しくは発生した場合は、第一消防方面本部長又は当該消防署長が状況に応じて水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢を発令する。 4 水防活動 消防機関（消防署及び消防団）は、次により水防活動を実施する。 (1) 消防機関の長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき又は自ら水防始業の必要を知ったときは、各関係機関と連携し、水防活動を行う。 (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。 (3) 水防上緊急の必要がある場合においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。 (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを各関係機関に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 (5) 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。 5 消防団の現況→資料集 資料編 資料第12
第 一 建 設 事 務 所	1 活動方針 (1) 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、観測情報及び水防警報等の情報を連絡する。 (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じる。 (3) 水防作業に必要な技術上の援助を行う。 (4) 水防作業に必要な資器材の援助を行う。 (5) 他の水防機関との連絡、調整を行う。 (6) 水防計画で定めた箇所の雨量及び水位の観測を行う。 (7) 洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事からその命を受けた場合、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 (8) 洪水、高潮又は津波による被害情報の収集を行う。

機 関 名	活 動 内 容																					
第一建設事務所	(9) 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講ずる。 また、埼玉県及び神奈川県と水防情報の協力に関する協定により、関連する河川について水防に必要な情報を連絡し、水防の万全に努めるものとする。																					
	2 配備態勢 建設局長（水防本部長）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。 なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。																					
	<table><tr><th>種 類</th><th>基 準 及 び 内 容</th><th>人 員（本部）</th></tr><tr><td>連 絡 態 勢</td><td>主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢</td><td>若干名</td></tr><tr><td>警 戒 配 備 態 勢</td><td>おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき 2 荒川に洪水注意報が発せられたとき 3 荒川、神田川に注意情報（洪水注意報）、警戒情報等（洪水警報）が発表されたとき。</td><td>水防要員の おおむね 1/11</td></tr><tr><td>第 1 非常 配 備 態 勢</td><td>局地的な水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。</td><td>水防要員の おおむね 1/7</td></tr><tr><td>第 2 非常 配 備 態 勢</td><td>複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき</td><td>水防要員の おおむね 1/4</td></tr><tr><td>第 3 非常 配 備 態 勢</td><td>大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき</td><td>水防要員の おおむね 1/3</td></tr><tr><td>第 4 非常 配 備 態 勢</td><td>都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき</td><td>水防要員全員</td></tr></table>	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員（本部）	連 絡 態 勢	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	若干名	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき 2 荒川に洪水注意報が発せられたとき 3 荒川、神田川に注意情報（洪水注意報）、警戒情報等（洪水警報）が発表されたとき。	水防要員の おおむね 1/11	第 1 非常 配 備 態 勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。	水防要員の おおむね 1/7	第 2 非常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/4	第 3 非常 配 備 態 勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/3	第 4 非常 配 備 態 勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員全員
	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員（本部）																			
	連 絡 態 勢	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	若干名																			
	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき 2 荒川に洪水注意報が発せられたとき 3 荒川、神田川に注意情報（洪水注意報）、警戒情報等（洪水警報）が発表されたとき。	水防要員の おおむね 1/11																			
	第 1 非常 配 備 態 勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。	水防要員の おおむね 1/7																			
	第 2 非常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/4																			
	第 3 非常 配 備 態 勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/3																			
	第 4 非常 配 備 態 勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員全員																			
(注) 水防要員は、異常気象が発生し又は発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した水防態勢ができるよう、留意するものである。																						

(2) 水防組織及び業務分担

水防活動は、気象情報等や水災害の発生の状況により、状況に即応する態勢で効果的な活動を行わなければならない。ここでは、千代田区災害対策本部が設置されるまでの態勢における業務分担の基準を示し、効果的な水防活動に資するとともに、災害対

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

策本部設置後における環境まちづくり部の所管事項の分掌について、明らかにすることにより、災害対策本部が設置され廃止されるまでの間における活動の円滑化を図る。

水防組織		水防活動における業務基準		災対組織の所管事項等
総括指揮 環境まちづくり部長	管理課（課長） 環境まちづくり総務	庶務班	庶務及び経理に関すること。 本部及び他の部との連絡に関すること。 部内の連絡調整に関すること。	部内の連絡調整に関すること。
		連絡班	水防機関との連絡に関すること。 水防に関し他の機関及び団体等との渉外に関すること。 水害統計（統計法）に関すること。 水防報告（水防法）に関すること。	交通規制情報の把握に関すること。 水防団体及び水防機関との連絡調整に関すること。
		記録班	水防用気象情報及び処理の記録に関すること。 庶務班及び連絡班の技術分野についての判断に関すること。	応急土木資材及び労力の調達並びに運用に関すること。
	工事課（課長） 道路公園課長 補佐 環境まちづくり総務課長	器材班	水防活動に必要な器材の調達及び整備に関すること。 水防従事者人員の把握、課内の調整に関すること。	道路・河川等の予防、復旧計画に関すること。 課内の調整に関すること。
		道路情報班	内水、陥没及び樹木、塀等の倒壊等被害の一般情報について積極的な収集に関すること。 業者の応援能力の把握に関すること。	水位及び流量並びに河川の被害情報の収集に関すること。
		河川情報班	水位及び溢水等被害、その他の河川に関する一般情報並びに各種公園施設及び街路灯の被害に関する情報について、積極的な収集に関すること。 業者の応援能力の把握に関すること。	技術班出動の調整に関すること。
		技術1班 ～ 技術7班	被害の応急処理を行う。この場合、1班は主として麴町地区を、又2班は神田地区を担当する。 3班は日本橋川を、4班は神田川に関することを担当する。5班は予備班とする。 被害が拡大し、業者及び水防機関、他の水防管理者、一般民間人の応援を求めるときは、6、7班を編成し、この指揮にあたる。	別に区域又は対象を定め、下記の事項を分掌する。 道路、橋梁及び他所管施設の復旧に関すること。 河川、水路の水防及び復旧に関すること。 道路障害物の除去に関すること。

- （注）1 各種連絡態勢及び配備態勢の班別における動員数は別に定め、これを基準とするが、課長は部長の指示に従い、班別における動員数を具体的、個別的に決定することがある。
- 2 収集されたあらゆる情報は、この情報を必要とする班及び記録班に伝達するとともに、この情報に関する処理経過を、記録班にできるだけ迅速に通知すること。
- 3 情報収集に関して、事前に一般民間人の協力の必要性が予想される区域又は対象については、水防協力員を配置し、情報収集に万全を期す。
- 4 出水に際し、簡易な出水防御施設の簡単な操作により、出水を効果的に防御できる場合は、水防協力員を配置し、当該施設の保管及び操作を依頼し、出水の防御に万全を期す。

(3) 訓練

下記の事項に関し、年1回以上訓練を行うものとする。

- ア 各種態勢の指示、それに伴う水防要員の動員
- イ 一定の想定による情報処理
- ウ 水防機関、その他の水防に関する機関及び団体等の連絡
- エ 災対組織における環境まちづくり部所管事項の処理に関すること。
- オ その他必要な事項

(4) 水防用器具、資材及び設備並びに輸送

ア 区長（水防管理者）は、その管内における水防活動を十分果たせるよう水防用器具、資材及び設備を準備しておく。また、資材を確保するため、最寄りの資材業者の手持資材を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

区の水防倉庫及び備蓄器材の配置は、次のとおりである。

水防倉庫及び備蓄器材

- ・水防倉庫
所在地 千代田区紀尾井町5-1 (69.2m²)
- ・備蓄資器材

平成27年4月1日現在

品名	形状寸法	在庫量	単位	備考
土嚢袋（化繊）		2,000	枚	
土嚢留杭（SPパイル）		85	本	
軽量鋼板	1800×400	40	枚	
シート		5	枚	
シャベル（剣スコップ）		400	丁	
ツルハシ		5	丁	
掛矢		13	丁	ハンマーを含む
ペンチ		3	丁	鉄線切を含む
一輪車		12	台	
縄		1,500	m	

イ ほかに緊急用として土のう（袋砂入り）を配備

区内 7,480 袋（平成27年10月現在）

ウ 輸送

区はあらゆる非常事態を想定し、他機関との連絡経路又は資材輸送確保のため、あらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互に情報交換するなど連絡を密にする。

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

ア 立ち退きの指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退、又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

3 費用及び公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第23条第3、第41条第3）

又は区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。（水防法第43条）

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

(ア) 水防法

水防のための緊急の必要があれば、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ・ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

(イ) 災害対策基本法

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の権限を行使することができる。（災害対策基本法第64条）

- ・ 土地、建物及び工作物の一時使用
- ・ 土石、竹木その他の物件の使用及び収用
- ・ 災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去

イ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。（水防法第28条）

第5章 警備・交通規制

警備態勢・交通規制態勢を確立するとともに、交通情報を収集し、警備・交通規制を実施する。

第1節 警備（警察署）

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、速やかに関係機関は、総力をあげて住民の生命、身体、財産及び交通秩序の維持並びに各種の犯罪の予防、取締り、その他公共の安全と秩序を維持し、被災地における治安の万全を期することが必要である。

このため、本節においては、警備態勢、警備活動について定める。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の確立期	非常警戒期		1時間以内	3時間以内	6時間以内	24時間以内	72時間以内
警察署 環境まちづくり部、 課、災害対策・危機管理								

1 警備態勢

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか関係機関の活動に協力する。 風水害警備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。

2 警備活動

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	災害が発生した場合には、全力をつくして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって住民の生命、身体、財産の保護並びに災害時における秩序の維持にあたる。 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

	1 河川その他危険箇所の警戒 2 災害地における災害関係の情報収集 3 警戒区域の設定 4 被災者の救出救助 5 避難者の誘導 6 危険物の保安 7 交通秩序の確保 8 犯罪の予防並びに取締り 9 行方不明者の調査 10 遺体の調査等及び検視
--	--

3 その他

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 警戒区域の設定 災害現場において、区長又は区長の職権を行う区の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区長に通知する。 2 区に対する協力 (1) 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。 (2) 区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。 (3) り災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 道路交通規制（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、首都高速）

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。本節においては、交通情報の収集、交通規制等、災害時における道路交通の確保について、必要な事項を定める。

1 交通情報の収集と交通規制

- (1) 交通情報の収集に努めるとともに道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を区長（区本部長）に通報する。
- (2) 隣接区に通ずる国道その他の幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

第6章 緊急輸送

震災対策編 第2部第5章に準ずる。

緊急輸送車両等を確保するとともに、緊急道路障害物除去道路を選定し、迅速な緊急輸送を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
環境まちづくり部 警察署、防災機関 災害対策・危機管理								
	○緊急道路上の障害物除去							
	○輸送車両等の確保							

第1節 緊急輸送路ネットワークの整備（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都）

震災対策編 第2部第5章第1節に準ずる。

第2節 緊急道路障害物除去等（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、首都高速、東京国道事務所、都）

震災対策編 第2部第5章第2節に準ずる。

第3節 輸送車両等の確保（全部局、その他防災機関）

震災対策編 第2部第5章第3節に準ずる。

第7章 救助・救急活動

震災対策編 第2部第6章に準ずる。

救助・救急体制を確立するため、負傷者等の救助及び後方搬送体制等を整備し、迅速な救助・救急活動を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前 危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の確立期	非常警戒期	1時間以内	3時間以内	6時間以内	24時間以内	72時間以内
消防署、警察署、災害対策・危機管理課	○救助・救急活動の実施						

第1節 消防署・警察署の活動態勢（消防署、警察署）

震災対策編 第2部第6章第1節に準ずる。

1 活動態勢

警察署、消防署は、それぞれの警備活動、消防活動方針によるほか、区・千代田保健所、地区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務等救助・救急態勢をとる。

2 救助・救急

機関別の対応は次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 出水によるでき水者、家屋の倒壊、崖くずれ等による被災者等の救出救護を最優先に行う。 2 負傷者は、直ちに応急措置を施し救護施設に収容する。 3 浮流者を発見したときは、舟艇、ゴムボート、ロープ、救命索など資機（器）材を有効に活用して迅速に救助する。 4 救出救助活動にあたっては、区、消防署等関係機関と積極的に協力し負傷者の救出救助の万全を期する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 活動方針 風水害により、多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立並びに関係機関活動開始後の協力体制を確保し、迅速的確な救助・救急活動にあたる。

機 関 名	対 応 措 置
	2 事前対策 災害に対処する事前対策として次のように各種の調査を行い、関係機関との協調を図る。 (1) 傷病者受入体制の把握 医療機関、特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害発生時における傷病者収容能力、医療処置能力等受入体制の実態を把握する。 (2) 資器材保有場所の調査 災害発生時に迅速的確な行動ができるよう救急用特殊車両、医療衛生資器材、救助・救急資器材の保有場所の調査を行う。 3 救助・救急活動 現場の関係機関と連携を密にし、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、救急処置や傷病者搬送等の優先度を決定（トリアージ）して必要な救命処置を行い、傷病者の迅速、安全な搬送を優先とした活動を原則とする。 (1) 救助活動 救助は、救命処置を必要とする者を優先し、消防団員等の協力を得て行う。 (2) 救急活動 災害活動における救急処置及び搬送は、救命処置を必要とする者を優先とし、東京 DMAT 等の活動協力を得て傷病者の迅速、安全な搬送を行う。 原則として被災現場から医療救護所までは区が対応し、医療救護所から医療機関までは都及び区が対応することとなっていることから、連携を適切に行い、効果的な活動を行う。 (3) 関係機関への協力要請及び連携 交通規制、医療救護班の派遣、現場救護所の設置及び医療資器材等、必要な協力を関係機関に要請するとともに、傷病者の救護にあたっては区千代田保健所、地区医師会、日赤東京都支部及び警察署等との連絡を密にして、効果的な救護活動を行う。 4 必要な部隊等の編成 大規模な災害に対処するため、事前計画に基づき、消防部隊を編成して対処する。

第2節 区民・事業所等の活動態勢（災害対策・危機管理課）

震災対策編 第2部第6章第2節に準ずる。

第8章 医療救護等対策

震災対策編 第2部第8章に準ずる。

応急医療救護体制を確立するとともに、医療情報の収集伝達、負傷者等の搬送及び後方医療体制等を整備し、迅速な医療救護等の支援対策を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
医療救護活動拠点 (千代田保健所)	○医療救護活動拠点設置(閉鎖時期は医療救護活動の状況から決定)					
	○被害情報の収集・集約、区内医療救護活動の統括・調整					
	○医師会等へ医療救護班等編成依頼					
	○災害薬事センター設置、薬剤師会へ協力要請					
医師会 歯科医師会	○医療救護班等編成、医療救護活動等の実施					
	○診療所等の被害状況や休止・再開の状況、医療救護活動状況を区へ報告					
	○身元確認班(歯科医師会)による身元確認					
薬剤師会	○災害薬事センターの設置・運営への協力					
	○薬剤師班編成、医療救護活動の実施					
	○薬局の被害状況や休止・再開状況、医療救護活動状況を区へ報告					

第1節 応急医療救護体制（災害対策・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会）

第2節 保健活動（地域保健担当）

第3節 防疫・生活衛生（地域保健担当）

第4節 動物愛護（地域保健担当）

第9章 避難計画

被災者の安全を確保するため、必要に応じて避難の勧告・指示を実施するとともに、避難所を開設する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
警察署、消防署、 子ども部、保健福祉部、 災害対策・危機管理課								

第1節 避難（災害対策・危機管理課、子ども部、環境まちづくり部、警察署、消防署、都）

浸水、崖くずれ等のため、人命に危険を及ぼすと予想される場合、住民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

このため、本節においては、事前避難、避難の勧告・指示、避難誘導に関し、必要な事項を定める。

1 事前避難

区は、災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民（特に高齢者、乳幼児、病人等）に対しては、避難場所及び避難の方法等を事前に周知徹底させておき、災害時には、積極的に自主避難するよう指導する。また、必要に応じ、避難準備情報を発令する。

2 避難準備、勧告または指示

(1) 一般基準

- ア 河川が警戒水位を突破し、浸水のおそれがあるとき。
- イ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域が危険なとき。
- ウ 崖くずれ等により著しい危険が切迫しているとき。
- エ 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき。

(2) 勧告又は指示

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難準備、勧告又は指示する。この場合、直ちに都に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。 3 避難の勧告又は指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。 ※ 伝達の方法は、千代田区防災行政無線を活用するほか、広報車又は口頭によるものとする。

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は区長から要求があった場合は、警察官が直接住民に避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通報する。 2 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。 3 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	避難の勧告又は指示が出された場合は、各防災機関と連携し、広報車、消防車積載の拡声装置等を活用し伝達する。 また、被災状況を勘案し、必要な情報を区へ通報する。

3 避難勧告等の判断・伝達

避難勧告の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月）」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を検討する。避難勧告等の判断・伝達マニュアルの内容については、下記の項目を含む。

ア 水害の避難勧告等

- (ア) 避難勧告等の対象とする水害
- (イ) 避難勧告等を判断する情報
- (ウ) 判断基準設定の考え方

イ 高潮災害の避難勧告等

- (ア) 避難勧告等の対象とする高潮災害
- (イ) 避難勧告等を判断する情報
- (ウ) 判断基準設定の考え方

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

ア 都の水防計画・地域防災計画で定められている避難勧告等の判断基準

(ア) 洪水予報対象河川（区に関係する河川は荒川および神田川）

国管理：利根川上流部、江戸川、中川、綾瀬川（谷古宇区間）、荒川、多摩川、浅川

都管理：神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、芝川・新芝川

・洪水予測が可能であり、気象庁と国交省関東地整による共同の洪水予報を行い、洪水による重大な損害発生のおそれがある河川

・基準1： 氾濫注意情報（氾濫注意水位を越える洪水の予想）

・基準2： 氾濫警戒情報（氾濫危険水位を越える洪水の恐れ）

・基準3： 氾濫危険水位（氾濫危険水位は避難指示の目安）

(イ) 水位周知河川

国管理：大栗川

都管理：石神井川、善福寺川、妙正寺川、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川

県管理：鶴見川、麻生川、境川

(ウ) 水防警報河川

国管理：江戸川・旧江戸川（松戸）、中川（高砂）、綾瀬川（谷古宇）、荒川・隅田川（岩淵水門（上））、多摩川（調布橋、日野橋、石原、田園調布（上）、多摩川河口）、浅川（浅川橋）、大栗橋（報恩橋）

都管理：鶴見川（下川戸橋）、恩田川（高瀬橋）、真光寺川（矢崎橋）、境川（根岸橋、堺橋）

県管理：鶴見川（岡上橋）、麻生川（新三輪橋）、境川（風戸橋、昭和橋、高橋、幸延寺橋）

イ 避難勧告判断・伝達マニュアルガイドライン（平成26年9月）に定められた判断基準設定の考え方

(ア) 洪水予報河川

a) 避難準備情報

- ・避難判断水位は、避難場所の開設、災害時要援護者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。
- ・このため、避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、堤防の漏水等・浸食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

b) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。
- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

c) 避難勧告

- ・氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、水位観測所の受け持ち区間は数kmから数10kmに及び、受け持ち区間内の最も危険な箇所を基に氾濫危険水位が設定されている場合が多く、氾濫危険水位に到達した段階で、すべての市町村・区域に氾濫のおそれが生じるとは限らない。
- ・このため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。
- ・なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

d) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告は発令する。
- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

e) 避難指示

- ・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、避難指示の判断材料とする。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、水防団等から、漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

f) 大河川における氾濫発生時の対応

- ・大河川において、避難勧告を発令していない状況で、河川から離れた市町村及び下流域の市町村は、氾濫が発生した場合、氾濫発生情報を基に、避難勧告等を発令する必要がある。
- ・氾濫シミュレーションや河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておくものとする。

(イ) 水位周知河川

a) 避難準備情報

- ・水位周知河川は、流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する 경우가多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、時間をおかずに氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達するケースがある。
 - ・避難判断水位は、災害時要援護者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
 - ・ただし、避難判断水位が設定されていない河川もある。
 - ・このような場合には、氾濫注意水位を超えた段階又は上流域の市町村に大雨警報（浸水害）が発表された段階で、河川上流域の雨域の移動状況や降雨予測を合わせて判断することが望ましい。
 - ・また、流域雨量指数は、河川の流域単位での雨量の予測情報を取り込んで計算し、指数化した値を予測値として表示していることから、この予測値を下流の地域への影響を把握する情報として参照することも有効である。
 - ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、堤防の漏水・浸食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。
 - ・なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- b) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合
- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。
 - ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間予測雨量分布）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
 - ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。
- c) 避難勧告
- ・氾濫危険水位（特別警戒水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
 - ・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、避難準備情報を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令する場合が多い。
 - ・流域雨量指数は、河川の流域単位での雨量の予測情報を取り込んで計算し、指数化した値を予測値として表示していることから、この予測値を下流への影響を把握する情報として参照することも有効である。
 - ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。
 - ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- d) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合
- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告を発令する。

- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間予測雨量分布）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

e) 避難指示

- ・河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることを想定されるため避難指示の判断材料とする。
- ・さらに、堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

(ウ) 小河川

a) 避難勧告

- ・本ガイドラインでは、小河川等による浸水は、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難勧告の対象としない。ただし、山間部等の流れの速い河川沿いの家屋、地下空間等関係者は、立ち退き避難も必要となる場合があることから、これらを対象として避難勧告を発令することを排除するものではない。
- ・現実的には、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、降雨データのみでの避難勧告の発令は非常に難しい。
- ・時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に避難準備情報は発令しない。
- ・ただし、過去に氾濫した際の記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性がわかっている小河川等の場合は、避難準備情報の発令も検討する。
- ・また、洪水予報河川、水位周知河川以外の河川においても、重要水防箇所を有し、水防警報を発表する河川（水防警報河川）がある。その場合は水防団出動水位（氾濫注意水位）を設定し、水位を監視していることから、このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定して避難勧告の判断材料とすることも考えられる。
- ・水位を観測していない河川についても、水防団が出動した場合は、水防団からの現地情報を避難勧告の判断材料とすることも考えられる。
- ・小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に市町村が判断できる情報が少ないことから、住民等からの被害情報を入手して避難勧告の発令の参考とすることも考えられる。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ・水位や現地情報等が把握できる小河川等については、氾濫が発生し始めたときに避難指示を発令することも検討する。

(エ) 避難勧告等の解除の考え方

a) 洪水予報河川、水位周知河川

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

b) 小河川

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

<避難勧告等一覧>

	立ち退き避難が必要な住民に求める行動
避難準備 情報	・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 災害時要援護者は、立ち退き避難する。
避難勧告	・ 立ち退き避難する
避難指示	・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

※平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった(第60条第1及び第3項)。これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動(垂直避難)したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

(3) 水位予測システムの活用

都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。

また、区は、河川情報システム(風水害対策編 第2部第4章第1節 参照)により神田川等の水位を常時監視できる。

今後は、こうした水位予測システムや河川情報システムによる情報を、区民等へ広く周知できるよう、都と連携を図る。

(4) 区の避難勧告等の判断・伝達に対する支援

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難勧告等に当たって国(指定行政機関の長・指定地方行政機関の長)又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された(第61条の2)。

区は、必要に応じて都に対して避難勧告等の判断・伝達に対する支援を求める。

都は、区からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。

ア 都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区に提供する。

(ア) 警戒すべき区間

(イ) 施設の整備状況

イ 具体的な内水氾濫データを収集し、区に提供する。

(ア) 警戒すべき区間

(イ) 内水氾濫の特徴

(5) 避難勧告等の伝達内容

避難勧告判断・伝達マニュアルガイドライン（平成26年9月）に基づく、防災行政無線を使用した場合の避難勧告等の伝達文の一例を、以下に示す。

【水害（洪水予報河川）】

種 別	伝達文の例
避難準備情報	■緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。 ■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
避難勧告	■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避難指示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。 ■未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。 *命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。 ■〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

【水害（水位周知河川）】

種 別	伝達文の例
-----	-------

種 別	伝達文の例
避難準備情報	■緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。 ■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
避難勧告	■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避難指示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。 ■未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。 ■〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

【高潮災害】

種 別	伝達文の例
避難勧告	■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

種 別	伝達文の例
避 難 指 示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■高潮被害が発生するおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難指示を発令しました。 ■未だ避難していない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。 ■現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。

(6) 多様な言語による避難勧告等の伝達

本区には多くの外国人が在住しているほか海外からの観光客等も多いことから、緊急を要する避難勧告等の伝達にあたっては英語など多様な言語での情報提供を実施する。

4 避難誘導

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 避難の勧告又は指示をした場合、区は、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、なるべく地域又は町会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、区は、避難所に職員を派遣して支障をきたさないようにする。 2 災害状況に応じ、校（園）長を中心に全教職員が協力して、幼児・児童・生徒の安全を確保できるようにするとともに、次のとおり避難計画作成指導を行う。 (1) 計画の内容を、教職員へ周知徹底するとともに、幼児・児童・生徒に基本的事項について、反復指導及び訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。又、必要な事項については、保護者に周知しておくこと。 (2) 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画等に即して選定すること。 (3) 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担は、明確にしておくこと。 (4) 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外学習時等各々の状況に応じた対策であること。 (5) 低学年、高学年、障害の程度等幼児・児童・生徒の発達段階を配慮したものであること。 (6) 校内放送、非常ベル等校内通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪な条件を想定し、代替手段をも検討しておくこと。 (7) 幼児・児童・生徒の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。 (8) 保育園については、震災対策編 第2部第18章第6節に準ずる。

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 避難の勧告又は指示が出された場合には、区に協力してあらかじめ指定された避難所等に誘導し収容する。 2 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておき、誘導する場合には、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。 3 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。 4 避難の指示に従わない者に対しては、説得して避難させる。 5 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	区災害対策本部長等から地域住民に対して、避難のための指示又は勧告が行われた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係防災機関と連携し、当該避難の指示又は勧告の伝達を行う。 1 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、気象状況、道路橋梁の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係防災機関に通知する。 2 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。 3 避難が開始された場合は、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。

第2節 広域避難(災害対策・危機管理課、子ども部、環境まちづくり部、警察署、消防署、都)

平成25年11月4日に発生した台風第30号は、その後発達を続け、中心気圧895hPa、最大瞬間風速90m/sにまで達し、その進路上に位置するフィリピンに甚大な被害をもたらした。

日本では、昭和9年(1934年)9月21日に上陸した室戸台風(上陸時中心気圧911hPa)、昭和34年(1959年)9月26日に上陸した伊勢湾台風(上陸時中心気圧929hPa)など、勢力の強い台風の上陸による大規模な被害の記録があるほか、昭和22年(1947年)9月のカスリーン台風では、上陸しないにもかかわらず、停滞した前線が台風によって刺激され、記録的な雨量によって利根川が決壊するなどの被害が出た。

また、平成27年9月7日に発生した台風18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となった平成27年9月関東・東北豪雨では、台風第18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風第17号から流れ込む湿った風の影響により、多数の線状降水帯が次々と発生したことにより、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、鬼怒川が決壊するなど多数の被害が出た。

このように大規模な台風の上陸、若しくは台風接近に伴う前線の刺激による豪雨の危険性は、今後も十分に想定される。

本項では、こうした都の広域避難検討会議での検討結果を踏まえ、住民の生命を最優先に守る取組の一つとして、自治体の枠を越えた広域的な避難について記載する。

1 広域避難体制の整備

住民の避難は、区が主たる役割を担うが、大規模水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、広域的な視点から、都が区市町村間の調整を行う。

区は、以下に示す取り組みを推進する。

- (1) 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- (2) 住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。
- (3) 広域避難に係る避難勧告・指示等の発令タイミングについては、区で作成することとしている避難勧告等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。
- (4) 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- (5) 広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、災害時要援護者の避難対策を強化する。

2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、低地帯又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。

避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や自区市町村域内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区市町村域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。

河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄倉庫の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

第3節 避難所の設置・運営（災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部）

震災対策編 第2部第9章第3節に準ずる。

第4節 災害時要援護者の安全確保（災害対策・危機管理課、消防署）

1 地域における安全態勢の確保

災害時要援護者の安全確保は、近隣住民や地域防災組織による協力及び連携の体制を防災訓練の実施や防火防災診断等を通じ、平常時から確保しておくことが必要である。水災時において周囲の状況変化に的確で安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全確保するため、地域が一体となった協力体制（消防ふれあいネットワーク）づくりを推進する。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度の身体障害者等の安全確保のため、区及び都は事務分担に基づき整備している緊急通報システムが活用されるよう推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

水災時に消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、当該施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進、各施設の自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第10章 災害時要援護者対策・災害時の対策

震災対策編 第2部第10章及び風水害対策編 第4部第9章第1節に準ずる。

災害時要援護者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）の救出・救護等の支援対策を実施する。この章では特に注意を必要とする腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人の対策について記載する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
警察署、消防署、子ども部、保健福祉部、災害対策・危機管理課								
	○災害時要援護者の支援対策							
	○外国人の支援対策							

第1節 災害時における対策（災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域振興部、都）

震災対策編 第2部第10章第1節に準ずる。

第2節 腎透析患者・在宅難病患者対策（災害対策・危機管理課、地域保健担当）

震災対策編 第2部第10章第2節に準ずる。

第3節 妊産婦・乳幼児対策（災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部）

震災対策編 第2部第10章第3節に準ずる。

第4節 消防ふれあいネットワークづくりの推進（消防署）

震災対策編 第2部第10章第4節に準ずる。

第5節 社会福祉施設等の安全対策（消防署）

震災対策編 第2部第10章第5節に準ずる。

第6節 外国人対策（災害対策・危機管理課、地域振興部、都）

震災対策編 第2部第10章第6節に準ずる。

第7節 避難（災害対策・危機管理課、子ども部、環境まちづくり部、警察署、消防署、都）

風水害対策編 第4部第9章第1節に準ずる。

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災対策編 第2部第12章に準ずる。

災害時に必要な飲料水・食料・生活必需品等を確保し、被災者に適切に供給する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
中央支所、各防災機関 政策経営部、水道局 子ども部、地域振興部、 災害対策・危機管理課								

第1節 応急給水（災害対策・危機管理課、水道局中央支所）

震災対策編 第2部第12章第1節に準ずる。

風水害が発生し、水道施設の破損等により飲料水の供給が停止した場合には、都（水道局）及び区は、直ちに応急給水を実施する。

本節においては、これら応急給水について、必要な事項を定める。

(1) 給水基準

ア 対象

災害の発生に伴い水道の供給が不可能となり、又は井戸等の汚染により現に飲料に適する水を得ることができない者に実施する。

イ 給水量

給水量は、最低必要量として1日1人3ℓを確保するものとし、状況に応じて増量する。

(2) 給水態勢

給水活動は、都水道局と区市町村がそれぞれの役割分担に従い、協力して実施する。

区部においては都水道局の7支所等及び21営業所並びに水道緊急隊が区と協力して行う。

(3) 区の給水態勢

震災対策編 第2部第12章第1節に準ずる。

第2節 食料の配布（災害対策・危機管理課、都、その他防災機関）

震災対策編 第2部第12章第2節に準ずる。

第3節 生活必需品等の配布（災害対策・危機管理課、都）

震災対策編 第2部第12章第3節に準ずる。

第12章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去

被災地の環境衛生保全や道路の障害物除去等のため、ごみ処理や仮設トイレを利用したし尿処理及びがれき処理を適切に実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
環境まちづくり部								
				○トイレの確保				
							○ごみ処理、し尿処理	
							○障害物の除去	

第1節 ごみ処理計画（環境まちづくり部）

(1) ごみ処理計画

ア 排出推定量

震災対策編 第2部第13章第1節に準ずる。

イ ごみ処理作業方法

(ア) 作業は清掃事務所で策定した計画及びその指令に基づき、災害発生後速やかに開始する。なお被災地域のごみ収集にあたっては、平常作業からの全面応援により実施するとともに、必要に応じ本局の機動班等の応援を受ける。

(イ) 災害地のごみ集積地は附近の都有、区有の公園、グラウンド、空地等で大型車両の積替が可能な場所を選定する。

(ウ) 最終又は中間処理は、中央防波堤埋立最終処分場及びその他の廃棄物処理施設に搬入し、埋立又は焼却する。

ウ 処理態勢

震災対策編 第2部第13章第1節に準ずる。

第2節 トイレの確保及びし尿処理（環境まちづくり部、都）

震災対策編 第2部第13章第2節に準ずる。

第3節 障害物の除去（環境まちづくり部、第一建設事務所、警察署、都）

(1) 住宅関係障害物除去計画

ア 住家に流入した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。

- (ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- (イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (エ) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (オ) 原則として、当該災害により、直接被害を受けたもの。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 実施機関

(ア) 災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として区が実施する。

(イ) 災害救助法適用後

- ・区は除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して実施する。
- ・都建設局は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。

使用資器材は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市からの派遣を求める。更に不足の場合は、建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

(2) 道路関係障害物の除去計画

道路上の破損、倒壊等障害物の除去を行い、交通の確保に努める。

なお、道路管理者は、状況（障害物）調査し、都に報告するとともに、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して障害物の除去を行う。

機 関 名	対 策
千 代 田 区	道路上の破損、倒壊等による障害物の状況を調査し、速やかに都（建設局）に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。
第一建設事務所	道路における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため速やかに障害物の除去を行う。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	緊急交通路等の確保のため、放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

(3) 河川障害物除去計画

機 関 名	対 策
第一建設事務所	河川における障害物を除去しゅんせつする。

第13章 遺体の取扱い

震災対策編 第2部第14章に準ずる。

遺体の搜索・収容・検視・検案等を実施するとともに、火葬場を確保し、遺体の取扱い対策を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
警察署 地域保健担当 地域振興部 災害対策・危機管理課				○行方不明者及び遺体の搜索・収容				
						○遺体の検視・検案		
							○遺体の火葬	

第1節 遺体の取扱いの流れ（災害対策・危機管理課、地域振興部、警察署、都）

第2節 遺体の搜索・収容等（災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署、都）

第3節 遺体の検視・検案等（災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署、都）

第4節 火葬（災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署）

第14章 ライフライン施設の応急・復旧措置

ライフライン機関はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
警察署、消防署、各防災機関 下水道局中部下水道事務所 保健福祉部、子ども部、 水道局中央支所、								

第1節 水道施設（水道局中央支所）

万一飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処することが発生した場合、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立する。

復旧は早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1 風水害時の活動態勢

震災対策編 第2部第16章第1節に準ずる。

なお、応急給水活動については、建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、都（水道局）、区の役割分担に従い、協力して実施する。また、応急給水の状況等を適時・適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

2 応急対策の実施

以下のとおり。

施 設	内 容
取 水 施 設	・本流の流量増加の際は、内部規程に基づき、堰せきの操作を行う。 ・洪水時の砂れきの流入による堆積の防止を図るとともに、流木の激突による破壊を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。 ・じんかい、流木等の流入による取水低下を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。
貯 水 施 設	・出水時の連絡、通報及び操作は、内部規程に基づき行う。 ・原水の濁度増加に対処するため、凝集剤等を使用し必要な応急措置を行う。
導 水 施 設	・災害時は監視を厳重にするとともに、亀裂等が発生した場合、木樋、板棚、支保工等により必要な応急措置を行う。
浄 水 施 設	・濁度が上昇した原水に対しては、浄水薬品を適切に使用し、沈殿処理を行う。 ・沈殿池、ろ過池、配水池等に被害を生じたときは、速やかに応急復旧を行う。
送 水 施 設	・破損箇所からの出水による二次災害を防止しながら、状況に応じて送水系統の変更等を行い、給水所への送水を確保するよう応急措置を行う。
配 水 施 設	・配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更、配水ポンプ運転の調整等により、断水が生じないよう応急措置を行う。 ・配水小管の破損は、制水弁を操作して、極力断水区間を少なくするよう措置する。 ・首都中枢機関等の重要施設の供給ルート確保を実施する。

第2節 下水道施設（下水道局中部下水道事務所）

災害時における下水道施設の被害に対して、都下水道局は、汚水、雨水の疎通に支障がないように応急措置を講じ、排水の万全を期す。

1 風水害時の活動態勢

管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設部門の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧を実施する。

2 応急対策

以下のとおり。

施 設	内 容
管 き よ	・速やかに復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。 ・管きよの被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう、また、高潮の影響が出ないように迅速に応急措置を講ずる。 ・工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。。
水 再 生 セ ン タ ー ・ ポ ン プ 所	・各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。 ・万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。 ・水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。。

第3節 電気施設（東京電力）

風水害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することが必要である。

このため本節では、災害時における活動態勢について必要な事項を定める。

1 活動態勢

(1) 非常災害対策本（支）部の設置

災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本（支）部を設置する。本部は、本店、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他第一線機関等に設置する。

夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(2) 要員の確保

災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。非常災害対策本（支）部長は、当該本（支）部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

(3) 情報連絡活動

本店本部は、原則として2時間ごとに諸情報を被害店所本部から収集する。

被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

2 応急対策

(1) 災害時における危険予防措置

水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

(3) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

第4節 ガス施設（東京ガス）

風水害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに、応急措置を行い、その機能を維持することが必要である。

このため、本節では、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害時の活動態勢、応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

1 活動態勢

東京ガスは、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所ごとに支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

2 応急対策

(1) 災害時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内各事業所等から被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所等における供給操作
- エ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の融通
- ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており常時稼働可能な態勢にある。

第5節 鉄道・地下鉄施設（東京都交通局、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道）

風水害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じる必要がある。

このため、本節においては、各鉄道機関の台風等異常気象時の運行基準及び災害時に応急措置を定める。

1 運行基準

異常気象時の災害を防止するため、各機関は、次の運行基準により対処する。

機 関 名	運 行 基 準		
東 京 都 交 通 局	強 風	大 雨	濃霧・吹雪
	風速が毎秒 25m 以上に達し危険と認められる場合、出発を一時見合わせる。	ずい道内浸水の場合、状況に応じて運転を中止する。	視界不良の場合、注意運転を行う。
J R 東 日 本	降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、関係法令に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転規制方法等をあらかじめ定めておくとともに、速度規制又は運転中止の手配をとる。		
東 京 地 下 鉄	1 強風の場合の地上区間において ・風速が毎秒 15m 以上になったとき速度を時速 60km 以下の運転。 ・風速が毎秒 25m（東西線は 20m）以上になったとき列車の出発を見合わせる。 ・風速が毎秒 30m（東西線は 25m）以上になったとき列車の運転を休止する。 2 濃霧又は吹雪に遭遇した場合で、進路の見通し距離が 200m 以下になったときは注意運転、50m 以下となったときは列車の運転を休止する。 3 浸水等によりレールが冠水したときは、列車の運転を休止する。		
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、関係法令に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転規制方法等をあらかじめ定めておくとともに、速度規制又は運転中止の手配をとる。		

2 災害時の応急措置

(1) 活動態勢

機 関 名	内 容
東京都交通局	台風、豪雨等により、被害が発生した場合、被害の程度等に応じて、被災現場等に事故対策本部及び事故復旧本部等を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。
J R 東 日 本	1 支社に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努める。 2 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告応援の要請、外部機関との連絡対応にあたる。
東 京 地 下 鉄	風水害等により災害の発生又はその恐れのある場合は、事故・災害等対策規程に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に災害対策本部を設置する。 災害が発生した場合には、災害の発生場所に、直ちに現地対策本部を設置する。
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	風水害等により災害の発生又はその恐れのある場合は、事故・災害等対策規程に基づき非常体制を発令し、本社に対策本部を設置する。 災害が発生した場合には、災害の発生場所に、直ちに現地対策本部を設置する。

(2) 情報連絡体制

機 関 名	内 容
東京都交通局	災害が発生した場合、関係事業所は別に定める連絡系統により、相互に連絡し、二次災害の防止、応急対策の実施等協力して処置にあたる。 通信設備としては、運転指令電話、事業電話、列車無線電話、保安電話、沿線電話等があり、災害状況の把握、情報連絡、復旧作業の指示等に使用する。
J R 東 日 本	1 気象庁等から送られてくる気象情報、データ等必要な観測情報、予測情報をもとに、気象の変化に対応した情報連絡体制を整える。 2 通常の風水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、列車無線を活用する。
東 京 地 下 鉄	1 気象庁等から気象情報を受けるとともに、風速計及び河川水位監視装置等の情報を把握し、災害警備に必要な情報の伝達、指示を行う等気象の変化に対応する情報連絡体制を整える。 2 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話等を活用する。
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	1 気象庁等から気象情報を受けるとともに、風速計及び河川水位計等の数値を把握し、災害警備に必要な情報の伝達、指示を行う等気象の変化に対応する情報連絡体制を整える。 2 情報連絡は、列車無線、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT加入電話及び災害時優先携帯電話等を活用する。

(3) 浸水時等の対応

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 各線に設置してある風向風速計の異常風速又は気象、水象の非常情報を受報したときは、総合指令所長は、直ちに関係箇所に通報し、情報の収集及び相互の連絡を密にし、当該課員（部長）に報告するとともに必要により、運転規制を行う。 2 ずい道内の浸水に対しては、防水扉により遮断する。 3 地下鉄駅出入口には、止水板等により浸水を防止する。 4 通風口は、自動浸水防止機、土のう等で閉鎖する。
J R 東 日 本	降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制方法等及び災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。 トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。
東 京 地 下 鉄	1 駅出入口からの浸水は、止水板の設置及び止水扉を閉鎖し防止する。また、配備してある土のうを使用して防止する。 2 換気口からの浸水は、駅からの遠隔操作で換気口に設置している浸水防止機を閉鎖し浸水を防止する。 3 トンネル内に進入した大量の水は、ポンプ室に設置している 3 台の排水ポンプにより排水する。 4 旅客の安全のため、駅構内放送、車内放送及び駅係員による避難誘導を行うとともに、事故の状況、復旧見込み、振替及び代替輸送の案内を徹底する。 5 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに適宜報道機関に発表する。
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	降雨、河川増水等により浸水災害が発生するおそれのある駅、区間については、速やかに速度規制又は運転中止、駅からの避難誘導の手配をとる。 （地下駅出入口については防潮シート、防水板で浸水を防止する）

第6節 通信施設（NTT東日本）

風水害時における通信放送の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱の恐れを生じるなどその影響は大きい。

このため、風水害時における通信、放送の途絶を防止するため各種通信、放送施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1 風水害時の活動態勢

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、区災害対策本部ならびに関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 通信施設の応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

第7節 教育・福祉施設（子ども部、保健福祉部）

震災対策編 第2部第16章第6節に準ずる。

第15章 公共土木施設の応急・復旧対策

公共土木施設はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
環境まちづくり部、 第一建設事務所、 各防災機関								

第1節 河川及び内水排除施設（環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速）

- 公共土木施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を必要とするものについて、迅速かつ計画的に実施する。
河川施設の復旧について必要な事項を次に定める。
 - 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
 - 堤防護岸等で決壊のおそれがあるもの。
 - 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
 - 河川の埋そくで、流水のそ通を著しく阻害するもの。
 - 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。
- 洪水及び高潮等により、堤防、護岸、排水施設等に破壊、崩壊等の被害が発生した場合、各施設の管理者は、その施設の応急復旧に努めるとともに、全力をもって排水を行う。各機関の応急措置について、必要な事項を次に定める。

災害時の応急措置

機関名	応 急 措 置
千 代 田 区	1 区は、水防活動と併行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。 2 区は、必要に応じて第一建設事務所に応急措置の技術的援助及び資器材の援助を要請する。
第 一 建 設 事 務 所	区の実施する応急措置に関し、技術的援助及び資器材の援助をするほか関係機関との調整に当る。

第2節 道路・橋梁施設（環境まちづくり部）

震災対策編 第2部第17章第1節に準ずる。

第16章 応急生活対策

震災対策編 第2部第18章に準ずる。

災害時の混乱を收拾し、社会秩序の回復を図るため、被災者の生活確保について必要な支援対策を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
災害対策・危機管理課、子ども部、 地域振興部、保健福祉部、 環境まちづくり部、政策経営部、 消防署、各防災機関							○被災建築物応急危険度判定の実施	
							○応急仮設住宅の建設	
	○被災者の生活確保							
	○児童・生徒の安全確保							
							○応急教育・応急保育の実施	
							○中小企業対策の実施	
							○義援金品の配布	
				○り災証明の交付				

第1節 被災建築物応急危険度判定（環境まちづくり部）

第2節 被災住宅（民間住宅）の応急修理基準（環境まちづくり部）

第3節 応急仮設住宅の供給（環境まちづくり部）

第4節 被災者の生活確保（災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域振興部、環境まちづくり部、消防署、都）

第5節 応急教育（子ども部）

第6節 応急保育（子ども部）

第7節 学童クラブ（子ども部）

第8節 中小企業への融資（地域振興部、都、その他防災機関）

第9節 労働力の確保（政策経営部、国、その他防災機関）

第10節 義援金品の配分（政策経営部、都、その他防災機関）

第11節 り災証明（災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部、消防署）

第 17 章 災害救助法の適用

震災対策編 第 2 部第 19 章に準ずる。

災害時の収容施設の供与、飲料水、食料、医療等の応急的救助を実施し、被災者の生活を確保するため、災害救助法の適用を要請する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	24 時間 以内	72 時間 以内
政策課 災害対策・危機管理 経営部								

○災害救助法の適用手続きの実施

第 1 節 災害救助法の適用基準（災害対策・危機管理課）

第 2 節 被災世帯の算定基準（災害対策・危機管理課）

第 3 節 災害救助法の適用手続き（災害対策・危機管理課）

第 4 節 非常災害対策基金の積立及び運用計画（災害対策・危機管理課、 政策経営部）

第18章 激甚災害の指定

震災対策編 第2部第20章に準ずる。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」）による財政援助を受けるため、激甚災害の指定手続きや指定基準について定める。

■時系列活動項目

機関名	発災前 危険な状態		発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
政策経営部 課 災害対策・危機管理								○激甚災害の指定 手続き

第1節 激甚災害指定手続（災害対策・危機管理課）

第2節 激甚災害に関する調査報告（災害対策・危機管理課、都）

第3節 激甚災害指定基準（災害対策・危機管理課）

第4節 局地激甚災害指定基準（災害対策・危機管理課）

第5節 特別財政援助額の交付手続等（災害対策・危機管理課、都）

第5部 地下街等、要配慮者利用施設の 名称及び所在地

第5部 地下街等、要配慮者利用施設の名称 及び所在地

地下街等、要配慮者利用施設に該当する施設の基準

平成25年7月の水防法改正により、浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場等又は主として高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を区の地域防災計画において定めることとなった。

該当する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。また、地下街等については、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が水防法において義務づけられた。（地下街等以外の施設については努力義務。）

水防法第15条第1項第3号に規定される「地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの」とは、つぎに掲げる範囲の施設とする。

なお、これらの施設への洪水予報の伝達は原則、安全・安心メール、電子メール等により行う。

1 地下街等の範囲

地下街等の範囲は次のとおりとする。

消防法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物のうち次の（1）から（5）のいずれかに該当するもの。

- （1） 延べ面積が千平方メートル以上の地下街（千代田区内該当なし）
- （2） 地階を消防法施行令別表第1（一）項から（四）項まで、及び（九）項イに掲げる用途に供していて、かつ、地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設。
ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。
- （3） 地階に駅舎を有するもの
- （4） 一般利用の自走式駐車場で、50台以上地下駐車場で収容する施設
- （5） その他、区長が必要と認めるもの（※）

※ 建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設

また、平成27年11月の水防法の改正に伴い、地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設で上記に該当する施設も含むものとする。

2 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

項目	内容
要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※）
	2 病院・診療所の医療施設（有床に限る。ただし、従業者のみによる誘導で同一建物内避難が可能な少ない有床数の診療所については該当しないものとする。）
	3 幼稚園・こども園・保育園・小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校

「要配慮者利用施設の範囲」の表中（※）の具体的な施設の種類の種類は、概ね次のとおりとする。

施設	種類
高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設 （区域内該当なし）	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障害児・者施設等 （区域内該当なし）	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童デイサービス事業所

1の(2)に該当する施設

地階を消防法施行令別表第1(一)項から(四)項まで、及び(九)項イに掲げる用途に供していて、かつ、地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設。ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。

1 荒川浸水想定区域内施設

No.	施設名称	所在地
1	日本生命日比谷ビル	有楽町一丁目 1-1
2	東京宝塚ビル	有楽町一丁目 1-3
3	帝国ホテル	内幸町一丁目 1-1
4	帝国ホテルタワー	内幸町一丁目 1-1
5	NBF 日比谷ビル	内幸町一丁目 1-7
6	住友不動産秋葉原ビル	外神田三丁目 12-8

2 神田川浸水想定区域内施設

No.	施設名称	所在地
1	住友不動産秋葉原ビル	外神田三丁目 12-8

1の(3)に該当する施設

地階に駅舎を有するもの。

1 荒川浸水想定区域内施設

大手町・丸の内・有楽町地区

No.	区分	施設名	所在地
1	JR 東日本	東京駅	丸の内一丁目 9-1
2	JR 東海	東京駅	丸の内一丁目 9-1
3	都営地下鉄	三田線大手町駅	丸の内一丁目 3-1 先
4	都営地下鉄	三田線日比谷駅	有楽町一丁目 13-1 先
5	東京メトロ	丸ノ内線東京駅	丸の内一丁目 6-5
6	東京メトロ	千代田線二重橋前駅	丸の内二丁目 3-1
7	東京メトロ	丸ノ内線大手町駅	大手町一丁目 6-1
8	東京メトロ	千代田線大手町駅	大手町一丁目 6-1
9	東京メトロ	半蔵門線大手町駅	大手町一丁目 6-1
10	東京メトロ	東西線大手町駅	大手町二丁目 1-1
11	東京メトロ	日比谷線日比谷駅	有楽町一丁目 5-1 先
12	東京メトロ	千代田線日比谷駅	有楽町一丁目 5-1 先
13	東京メトロ	有楽町線有楽町駅	有楽町一丁目 11-1

内幸町地区

No.	区分	施設名	所在地
1	都営地下鉄	三田線内幸町駅	内幸町二丁目 2-3 先

竹橋地区

No.	区分	施設名	所在地
1	東京メトロ	東西線竹橋駅	一ツ橋一丁目 1-1

神田・秋葉原地区

No.	区分	施設名	所在地
1	都営地下鉄	新宿線岩本町駅	神田岩本町 1
2	東京メトロ	銀座線神田駅	神田須田町一丁目 16
3	東京メトロ	銀座線末広町駅	外神田四丁目 7-3
4	東京メトロ	日比谷線秋葉原駅	神田佐久間町一丁目 21
5	つくばエクスプレス	つくばエクスプレス秋葉原駅	神田佐久間町一丁目 6-10

2 神田川浸水想定区域内施設

No.	区分	施設名	所在地
1	東京メトロ	東西線飯田橋駅	飯田橋四丁目 10-3
2	東京メトロ	日比谷線秋葉原駅	神田佐久間町一丁目 21

1 の（４）に該当する施設

一般利用の自走式駐車場で、50 台以上地下駐車場で収容する施設。

1 荒川浸水想定区域内施設

No.	施設名称	所在地
1	丸の内トラストタワーN 館	丸の内一丁目 8-1
2	丸の内トラストタワー本館	丸の内一丁目 8-3
3	丸の内仲通りビル	丸の内二丁目 2-3
4	丸の内二丁目ビルディング	丸の内二丁目 5-1
5	新日石ビルディング	丸の内三丁目 4-2
6	日比谷駐車場	日比谷公園 1-2
7	竹橋合同ビル	大手町一丁目 4-1
8	シアタークリエ	有楽町一丁目 2-1
9	東宝日比谷ビル「日比谷シャンテ」	有楽町一丁目 2-2
10	TOHO シネマズシャンテ	有楽町一丁目 2-2
11	有楽町ビルディング	有楽町一丁目 10-1
12	みずほ銀行東京営業部	内幸町一丁目 1-5
13	秋葉原ダイビル	外神田一丁目 18-13
14	秋葉原 UDX	外神田四丁目 14-1
15	富士ソフトビル	神田練塀町 3

1の(5)に該当する施設

その他、区長が必要と認めるもの(※)

※建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設。

1 荒川浸水想定区域内施設

大手町・丸の内・有楽町地区

(JR東日本東京駅、JR東海東京駅、東京メトロ東京駅・大手町駅・二重橋前駅・日比谷駅・有楽町駅、都営地下鉄大手町駅・日比谷駅に接続している施設)

No.	施設名称	所在地
1	パレスホテル東京	丸の内一丁目 1-1
2	三井住友銀行本店ビルディング	丸の内一丁目 1-2
3	日本生命丸の内ガーデンタワー	丸の内一丁目 1-3
4	東京海上日動ビルディング新館	丸の内一丁目 2-1
5	東京海上日動ビルディング本館	丸の内一丁目 2-1
6	三井住友銀行東館	丸の内一丁目 3-2
7	丸の内永楽ビルディング	丸の内一丁目 4-1
8	三菱UFJ信託銀行本店ビル	丸の内一丁目 4-5
9	新丸の内ビルディング	丸の内一丁目 5-1
10	丸の内センタービルディング	丸の内一丁目 6-1
11	新丸の内センタービルディング	丸の内一丁目 6-2
12	丸の内オアゾ	丸の内一丁目 6-3
13	丸の内北口ビル	丸の内一丁目 6-5
14	日本生命丸の内ビル	丸の内一丁目 6-6
15	サピアタワー	丸の内一丁目 7-12
16	鉄鋼ビルディング	丸の内一丁目 8-2
17	グランルーフ	丸の内一丁目 9-1
18	N-CTCビル	丸の内一丁目 9-1
19	丸の内中央ビル	丸の内一丁目 9-1
20	グラントウキョウノースタワー	丸の内一丁目 9-1
21	グラントウキョウサウスタワー	丸の内一丁目 9-2
22	パシフィックセンチュリープレイス丸の内	丸の内一丁目 11-1
23	明治安田生命ビル丸の内マイプラザ	丸の内二丁目 1-1
24	明治生命館	丸の内二丁目 1-1
25	三菱商事ビル	丸の内二丁目 3-1
26	郵船ビルディング	丸の内二丁目 3-2

27	丸の内ビルディング	丸の内二丁目 4-1
28	三菱ビルヂング	丸の内二丁目 5-2
29	丸の内パークビルディング	丸の内二丁目 6-1
30	三菱一号館美術館	丸の内二丁目 6-2
31	三菱東京 UFJ 銀行本店	丸の内二丁目 7-1
32	JP タワー	丸の内二丁目 7-2
33	KITTE	丸の内二丁目 7-2
34	東京ビル	丸の内二丁目 7-3
35	国際ビルヂング	丸の内三丁目 1-1
36	帝劇ビル	丸の内三丁目 1-1
37	新東京ビルヂング	丸の内三丁目 3-1
38	新国際ビルヂング	丸の内三丁目 4-1
39	東京国際フォーラム	丸の内三丁目 5-1
40	(仮称) 丸の内 3-2 計画 (平成 30 年 1 月竣工予定)	丸の内三丁目 10
41	大手町パークビルディング (平成 29 年 1 月竣工予定)	大手町一丁目 1-1
42	大手門タワー・JX ビル	大手町一丁目 1-2
43	OH-1 計画新築工事 (平成 31 年 1 月竣工予定)	大手町一丁目 2
44	大手センタービル	大手町一丁目 1-3
45	大手町フィナンシャルシティグランキューブ (平成 28 年 4 月竣工予定)	大手町一丁目 9
46	JA ビル	大手町一丁目 3-1
47	経団連会館	大手町一丁目 3-2
48	日経ビル	大手町一丁目 3-7
49	大手町ファーストスクエア	大手町一丁目 5-1
50	大手町タワー	大手町一丁目 5-1
51	大手町ビルヂング	大手町一丁目 6-1
52	読売新聞ビル	大手町一丁目 7-1
53	東京サンケイビル	大手町一丁目 7-2
54	KDDI 大手町ビル	大手町一丁目 8-1
55	大手町フィナンシャルシティノースタワー	大手町一丁目 9-5
56	大手町フィナンシャルシティサウスタワー	大手町一丁目 9-7
57	大手町野村ビル	大手町二丁目 1-1
58	アーバンネット大手町ビル	大手町二丁目 2-1
59	新大手町ビルヂング本館	大手町二丁目 2-1

60	朝日生命大手町ビル	大手町二丁目 6-1
61	日本ビルディング	大手町二丁目 6-2
62	JX ビル	大手町二丁目 6-3
63	大和呉服橋ビル	大手町二丁目 6-4
64	大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業 (平成 30 年 5 月竣工予定)	大手町二丁目地内
65	新日比谷プロジェクト (平成 30 年 1 月竣工予定)	有楽町一丁目地内
66	日比谷マリビル	有楽町一丁目 5-1
67	東宝ツインタワービル	有楽町一丁目 5-2
68	有楽町電気ビルディング北館	有楽町一丁目 7-1
69	有楽町電気ビルディング南館	有楽町一丁目 7-1
70	ザ・ペニンシュラ東京	有楽町一丁目 8-1
71	日比谷サンケイビル	有楽町一丁目 9-1
72	読売会館	有楽町一丁目 11-1
73	新有楽町ビルディング	有楽町一丁目 12-1
74	有楽町センタービル有楽町マリオン	有楽町二丁目 5-1
75	有楽町センタービル別館	有楽町二丁目 5-1
76	有楽町イトシア	有楽町二丁目 7-1
77	東京交通会館	有楽町二丁目 10-1

内幸町地区

(No. 1 ～ 4 は都営地下鉄内幸町駅、No. 5 ～ 7 は J R・東京メトロ新橋駅に接続する施設)

No.	施設名称	所在地
1	日土地内幸町ビル	内幸町一丁目 2-1
2	日本プレスセンタービル	内幸町二丁目 2-1
3	富国生命ビル	内幸町二丁目 2-2
4	日比谷国際ビルディング	内幸町二丁目 2-3
5	区立内幸町ホール	内幸町一丁目 5-1
6	内幸町平和ビル	内幸町一丁目 5-2
7	新幸橋ビルディング	内幸町一丁目 5-3

神田・秋葉原地区

(No.1は東京メトロ神田駅、No.2は東京メトロ末広町駅、No.3、4は都営地下鉄岩本町駅、No.5、6はつくばエクスプレス秋葉原駅に接続する施設)

No.	施設名称	所在地
1	TC 第33 神田駅前ビル	内神田三丁目 20-7
2	秋葉原三和東洋ビル	外神田三丁目 16-8
3	岩本町ビル	岩本町三丁目 2-4
4	KDX 秋葉原ビル	神田岩本町 1-14
5	TX 秋葉原阪急ビル	神田佐久間町一丁目 6-4
6	ヨドバシ AKIBA ビル	神田花岡町 1-9

2の1に該当する施設

高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設。

1 荒川浸水想定区域内施設

No.	施設種別	施設名称	所在地
1	高齢者施設	ジロール神田佐久間町	神田佐久間町三丁目 16-6
2		岩本町ほほえみプラザ	岩本町二丁目 15-3
3	児童福祉施設	キッズスクウェア丸の内永楽ビル	丸の内一丁目 4-1
4		ポピンズナーサリースクール丸の内	丸の内一丁目 6-5
5		キッズスクウェア丸の内東京ビル	丸の内二丁目 7-3
6		よみかきの森（読売新聞社内）	大手町一丁目 7-1
7		マミーズエンジェル神田駅前保育園	内神田二丁目 5-2
8		小学館アカデミー昌平保育園	外神田三丁目 4-7
9		マミーズエンジェル千代田保育園	神田司町二丁目 16
10		あい・ぽーと小さな家東神田	東神田二丁目 4-6
11		神田児童館	外神田三丁目 4-7
12		いずみこどもプラザ	神田和泉町 1

2 神田川浸水想定区域内施設

No.	施設種別	施設名称	所在地
1	高齢者施設	ジロール神田佐久間町	神田佐久間町三丁目 16-6

2の2に該当する施設

病院・診療所の医療施設（有床に限る。ただし、従業者のみによる誘導で同一建物内避難が可能な診療所については該当しないものとする。）

1 荒川浸水想定区域内施設

No.	施設種別	施設名称	所在地
1	病院（有床）	三井記念病院	神田和泉町 1

2の3に該当する施設

幼稚園・こども園・保育園・小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校。

1 荒川浸水想定区域内施設

No.	施設種別	施設名称	所在地
1	幼稚園	千代田幼稚園	神田司町二丁目 16
2		昌平幼稚園	外神田三丁目 4-7
3		神田寺幼稚園	外神田三丁目 4-10
4	こども園	いずみこども園	神田和泉町 1
5	小学校	千代田小学校	神田司町二丁目 16
6		昌平小学校	外神田三丁目 4-7
7		和泉小学校	神田和泉町 1

